

群馬県一般廃棄物処理広域化 マスタープラン

平成 29 年 3 月
(令和 3 年 3 月改訂)

群 馬 県

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の期間	3
第3節 県の計画等の中の位置付け	3
第4節 市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係	4
第5節 旧マスタープランの評価	5
第1項 旧マスタープランにおけるブロック区分	5
第2項 広域化の進捗状況と評価	7
第3項 広域化の推進体制と評価	9
第6節 計画の概要	9
第7節 計画の推進に当たって	10
第2章 一般廃棄物処理の課題と広域化	11
第1節 一般廃棄物処理の現状と将来	11
第1項 地域特性	11
第2項 ブロック別の一般廃棄物処理の現状と将来	16
第2節 一般廃棄物の減量化、循環的利用及び災害対策に向けた取組	38
第1項 一般廃棄物の減量化	38
第2項 一般廃棄物の循環的利用	38
第3項 災害対策の強化	39
第3節 一般廃棄物処理の広域化に向けて	39
第3章 広域ブロック区分（令和23年度）	40
第1節 広域ブロック区分の背景・前提条件	40
第1項 広域ブロック区分の考え方	40
第2項 広域ブロック区分の検討手順	43
第3項 ブロック区分の基礎検討（クラスター分析）	44
第4項 検討対象の広域ブロックパターン	47
第5項 各広域ブロックパターンの集約要素	52
第6項 広域ブロックパターンの評価方法のまとめ	56
第2節 広域ブロック区分	57
第1項 各広域ブロックパターンの集約要素別評価結果	57

第2項 各ブロックパターンの集約要素別評価結果のまとめ	62
第4章 広域処理施設整備計画（平成29年度～令和8年度）	64
第1節 一般廃棄物処理の動向及び課題.....	64
第1項 県全体.....	64
第2項 ブロック別.....	67
第2節 広域化に係る施設整備の要件	71
第3節 ブロック別施設整備計画	73
第1項 既存施設及び将来施設整備計画数	73
第2項 ブロック別一般廃棄物処理施設整備計画	75
第5章 広域化の推進方法（平成29年度～令和8年度）	94
第1節 広域化を推進するために	94
第1項 広域化推進体制の構築	94
第2項 広域化に関連する方針等.....	95
第2節 広域化の推進体制	96
第1項 ブロック協議会の設立準備会の設置.....	96
第2項 ブロック協議会の設置	96
第3項 施設整備協議会の設置	97
第4項 循環型社会形成推進地域計画の策定等.....	98
第6章 その他	99

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

(1) 経緯

県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（以下「厚生省通知」という。))に基づき、平成11年3月、県内の市町村等が将来的にごみ処理の共同化に取り組むことを目的とした「群馬県ごみ処理施設適正化計画」（計画期間：平成11年度～平成20年度。以下「適正化計画」という。）を策定しました。

その後、平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会に向けた取組、平成15年～平成18年の県内市町村の合併（平成の大合併）、平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度など、一般廃棄物をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、平成20年1月に、「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」（以下「旧マスタープラン」という。）を策定しました。

このたび、旧マスタープランの計画期間が満了することから、平成29年度以降の群馬県における一般廃棄物処理施設の整備（広域化）の基本方針となる「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（以下「本マスタープラン」という。）を策定することとしました。

(2) 策定の考え方

本マスタープランは、「群馬県総合計画」、「群馬県環境基本計画 2016-2019」、「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下「循環計画」という。）を上位計画とし、厚生省通知に基づく、今後の一般廃棄物処理施設の整備（広域化）の基本方針になるものです。

国は、平成28年1月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号。以下「国の基本方針」という。）を全部改正し、低炭素社会・循環型社会への取組を推進するために、国民、事業者、地方公共団体及び国のそれぞれの役割や、施策を推進するための基本的な考え方を示しました。今回の改正では、一般廃棄物については引き続き広域的な施設整備を計画することとされ、また、エネルギー源や循環資源としての廃棄物利用の推進や、災害廃棄物対策のための連携強化の方針が示されました。

今後、人口減少や3Rの推進により、ごみの減量が進むと予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理するためには、複数の市町村が共同して広域的に廃棄物を処理するための施設整備が一層重要になってきます。

本マスタープランでは、県全体として最適と考える広域化のためのブロック区分、施設集約の将来像、市町村間の協議の方法、県による支援等を示すことにより、市町村による広域化に向けた検討及び協議を促進し、もって県全体として調和のとれた広域化を推進します。

適正化計画、旧マスタープラン及び本マスタープランの概要を表 1-1-1 に示します。

表 1-1-1 適正化計画、旧マスタープラン及び本マスタープランの概要

項目	適正化計画* ¹	旧マスタープラン	本マスタープラン
策定時期及び期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年 3 月策定 平成 11 年度～平成 20 年度（10 年間） 平成 30 年度までの 20 年間も視野 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 1 月策定 平成 19 年度～平成 28 年度（10 年間） 長期展望（令和 15 年度まで）についても記述 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月（予定） 平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間） 長期展望（令和 23 年度まで）についても記述
上位計画	—	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県環境基本計画（平成 18 年 3 月、群馬県） 第 2 次群馬県廃棄物処理計画（平成 18 年 3 月、群馬県） 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月、環境省） 群馬県総合計画（平成 28 年 3 月、群馬県） 群馬県環境基本計画（平成 28 年 3 月、群馬県） 第二次群馬県循環型社会づくり推進計画*²（平成 28 年 3 月、群馬県）
策定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理の広域化について（平成 9 年 5 月、厚生省） 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理の広域化について（平成 9 年 5 月、厚生省） 	<ul style="list-style-type: none"> 第二次群馬県循環型社会づくり推進計画*²（平成 28 年 3 月、群馬県） ごみ処理の広域化について（平成 9 年 5 月、厚生省）
策定目的	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類削減対策（排ガス処理性能向上・小規模焼却施設の解消・焼却残さの資源化）等 	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月）に基づき適正化計画を見直し、広域化の方向性を示す 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少及び 3 R 推進によるごみの減少に対応した安定的かつ効率的な施設運営の確保
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類削減対策 クラスター分析により地理的・社会的条件を考慮しつつ従来の広域市町村圏を基礎とするブロック編成 ブロックごとに将来施設整備計画を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併に整合したブロックに編成 ブロックごとに将来施設整備計画を提示 	<ul style="list-style-type: none"> クラスター分析及び 4 つの要素（処理経費・環境負荷・エネルギー・災害対策）によるブロック編成 ブロックごとに将来施設整備計画を提示

*1. 群馬県ごみ処理施設適正化計画（群馬県環境生活部，平成 11 年 3 月）文献 1)

*2. 第二次群馬県循環型社会づくり推進計画（群馬県，平成 28 年 3 月）文献 2)

第2節 計画の期間

計画の期間：平成29年度～令和8年度（10年間）

ただし、施設の更新時期を見据えた長期展望（令和23年度（25年先））についても記述しました。また、一般廃棄物処理を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化した場合は、適宜計画を見直すものとします。

第3節 県の計画等の中の位置付け

本マスタープランは、「群馬県総合計画」、「群馬県環境基本計画」及び「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」（循環計画）を上位計画とし、一般廃棄物処理施設の整備（広域化）に関する基本的な計画を定めるものです。

なお、他の計画等との関係は、図1-3-1のとおりです。

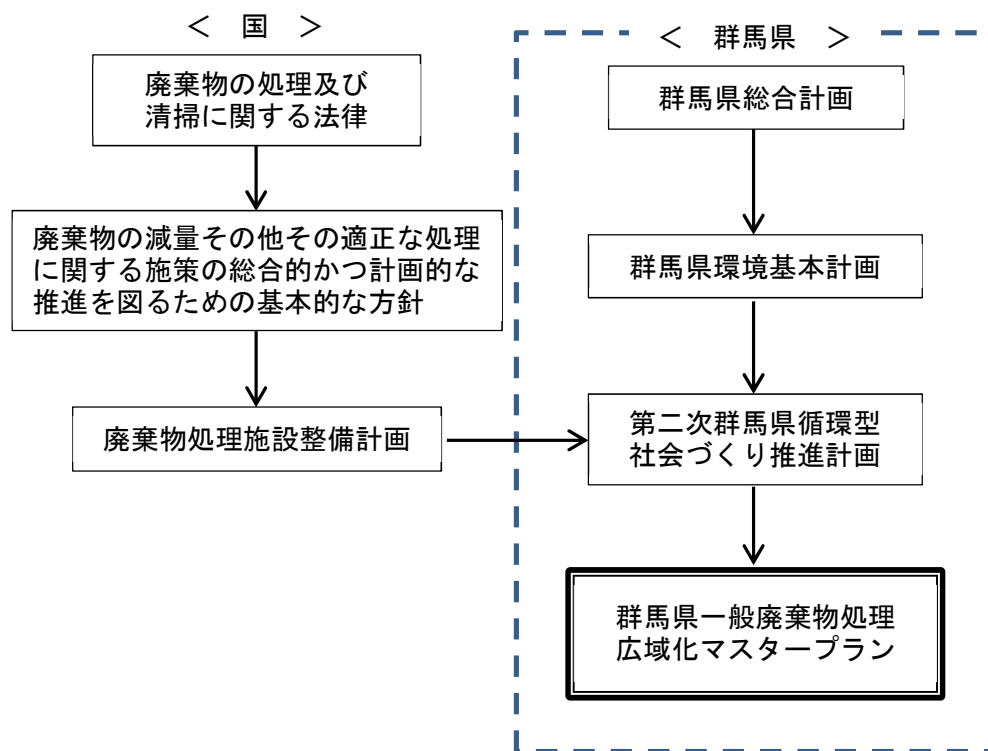


図 1-3-1 他の計画等との関係

第4節 市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係

本マスタープランは、県内の一般廃棄物処理の広域化を推進するための基本方針です。このため、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が策定する一般廃棄物処理計画においては、本マスタープランで示すブロックごとの広域化の方向に配慮する必要があります。

特に、循環型社会形成推進交付金制度を活用した施設整備等において循環型社会形成推進地域計画を策定する場合は、本マスタープランの広域処理施設整備計画と整合を図る必要があります。

第5節 旧マスタープランの評価

第1項 旧マスタープランにおけるブロック区分

旧マスタープランでは、適正化計画で示された9つの広域ブロック区分をもとに、平成15～18年における県内市町村の合併、施設の耐用年数や更新時期等に関する意見、循環型社会形成推進交付金の交付要件を考慮して広域化の枠組みを見直しました。

旧マスタープランにおけるブロック区分の構成市町村を表1-5-1に、ブロック区分図を図1-5-1に示します。

表 1-5-1 旧マスタープランにおけるブロック区分と構成市町村

ブロック区分	構成市町村		
	市	町	村
①前橋	前橋		(富士見) *1
②渋川	渋川	吉岡	榛東
③伊勢崎	伊勢崎	玉村	
④高崎安中	高崎		
	安中		
⑤藤岡富岡	藤岡	(吉井) *2	上野
	富岡	神流	南牧
		下仁田	
		甘楽	
⑥吾妻		中之条	嬭恋
		長野原	(六合) *3
		草津	高山
		東吾妻	
⑦利根沼田	沼田	みなかみ	片品
			川場
			昭和
⑧太田館林	太田	板倉	
	館林	明和	
		千代田	
		大泉	
		邑楽	
⑨桐生みどり	桐生		
	みどり		
9ブロック計	12市	15町	8村

注) () : 旧マスタープランの策定後に合併した市町村を示す。

なお、合併時期等は、次のとおりである。

*1 (富士見村) : H21.5.5 に前橋市と合併

*2 (吉井町) : H21.6.1 に高崎市と合併

*3 (六合村) : H22.3.28 に中之条町と合併



図 1-5-1 旧マスタープランにおけるブロック区分

第2項 広域化の進捗状況と評価

県内の一般廃棄物処理施設数の推移を図 1-5-2 に、施設数と広域処理の状況を表 1-5-2 に示します。

旧マスタープランの計画では、平成 17 年度末時点の 104 施設が平成 27 年度末には 77～92 施設になる見込みでしたが、実際は 96 施設にとどまっています。

施設別の広域化（集約）の状況を見ると、し尿処理施設はごみ処理施設及び最終処分場に比べ集約が進んでいます。

施設集約が進んでいない理由として、旧マスタープラン策定後、次のような状況の変化があったことが考えられます。

- ア) 廃棄物処理施設整備計画においてストックマネジメントの手法が導入され、基幹的設備改良事業が循環型社会形成推進交付金制度の対象となった。そのため、耐用年数に達した施設について新設ではなく基幹的設備改良による長寿命化・延命化で対応している例がある。
- イ) ごみの減量化とリサイクル率の向上により、埋立処分量が減少し、既存埋立処分施設の埋立満了までの延命化が図られている。

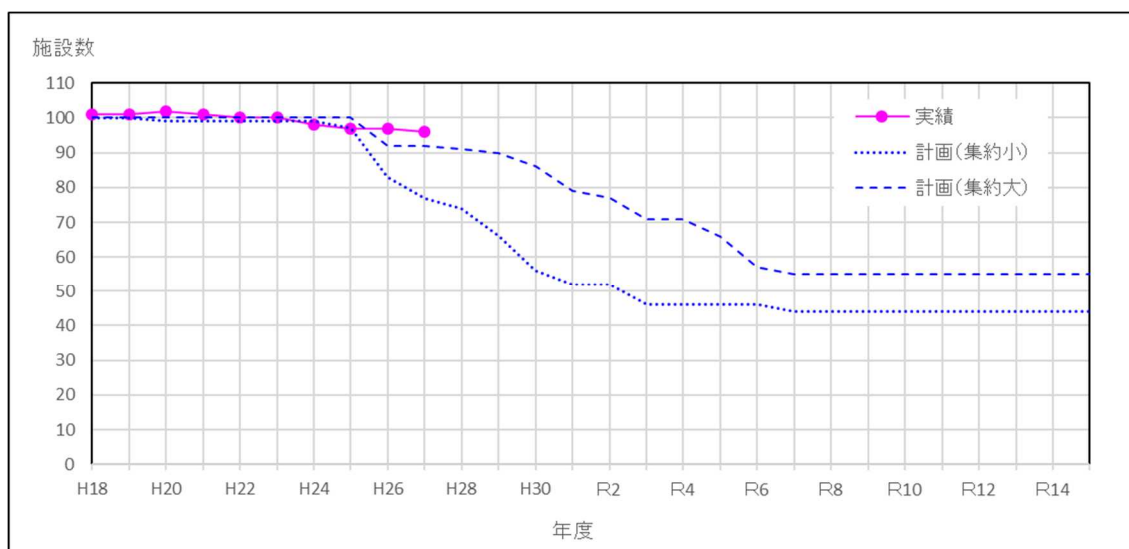


図 1-5-2 一般廃棄物処理施設数の推移（実績及び旧マスタープランにおける計画数）

表 1-5-2 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設含む）数と広域処理の状況

ブロック	構成市町村	人口*1 [人]	一般廃棄物処理施設数				広域処理	
			旧マスタープランにおける 既存施設数及び 将来施設整備計画数			現在の 施設数 (H27)	広域処理の状況	
			既存 (H17)	将来 (R15)	広域化の 推進体制			
①	前橋	前橋市	340,012	焼却施設等*2	3	1	3	協議不要/ 1ブロック1市
				粗大・資源化施設*2	4	1	4	
				最終処分場	2	1	2	
				し尿処理施設	5	2	2	
				計	14	5	11	
②	渋川	渋川市、榛東村、 吉岡町	116,975	焼却施設等*2	1	1	1	広域処理実施中
				粗大・資源化施設*2	2	1	2	
				最終処分場	1	1	1	
				し尿処理施設	1	1	1	
				計	5	4	5	
③	伊勢崎	伊勢崎市、玉村町	248,274	焼却施設等*2	2	1	2	-
				粗大・資源化施設*2	2	1	2	
				最終処分場	2	1	2	
				し尿処理施設	3	1	3	
				計	9	4	9	
④	高崎安中	高崎市、安中市	436,431	焼却施設等*2	2	2	2	-
				粗大・資源化施設*2	3	2	3	
				最終処分場	2	2	2	
				し尿処理施設	2	1~2	2	
				計	9	7~8	9	
⑤	藤岡富岡	藤岡市、富岡市、 上野村、神流町、 下仁田町、南牧村、 甘楽町	146,976	焼却施設等*2 (うち吉井町)	7 (1)	1~2 -	6 (1)	-
				粗大・資源化施設*2 (うち吉井町)	7 (1)	1~2 -	7 (1)	
				最終処分場	7	1	4	
				し尿処理施設	4	1	4	
				計	25	4~6	21	
⑥	吾妻	中之条町、 長野原町、嬬恋村、 草津町、高山村、 東吾妻町	59,715	焼却施設等*2	3	1~2	3	-
				粗大・資源化施設*2	2	1~2	2	
				最終処分場	1	1	2	
				し尿処理施設	2	1~2	2	
				計	8	4~7	9	
⑦	利根沼田	沼田市、片品村、 川場村、昭和村、 みなかみ町	87,991	焼却施設等*2	4	1~2	4	-
				粗大・資源化施設*2	3	2	2	
				最終処分場	2	2	2	
				し尿処理施設	3	1~2	2	
				計	12	6~8	10	
⑧	太田館林	太田市、館林市、 板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、 邑楽町	406,941	焼却施設等*2	5	1~2	5	処理広域化 施設整備中
				粗大・資源化施設*2	3	2	3	
				最終処分場	2	1~2	2	
				し尿処理施設	5	2~3	5	
				計	15	6~9	15	
⑨	桐生 みどり	桐生市、みどり市	170,841	焼却施設等*2	1	1	1	広域処理実施中
				粗大・資源化施設*2	2	1	2	
				最終処分場	3	1	3	
				し尿処理施設	1	1	1	
				計	7	4	7	
県全体			2,014,156	焼却施設等*2	28	10~14	27	-
				粗大・資源化施設*2	28	12~14	27	
				最終処分場	22	11~12	20	
				し尿処理施設	26	11~15	22	
				計	104	44~55	96	

注 1) 藤岡富岡ブロックの吉井町は H21.6.1 に高崎市（高崎安中ブロック）と合併したため、第 2 章以降は高崎安中ブロックに含めた。

注 2) *1 H26 年 10 月 1 日時点。（環境省、平成 27 年度一般廃棄物処理実態調査結果）文獻 3)

*2 「焼却施設等」は「焼却施設」、「ごみ燃料化(RDF)施設」及び「堆肥化施設」を、「粗大・資源化施設」は「粗大ごみ処理施設」及び「資源化等施設(粗大ごみ処理施設以外)」をいう（以下同じ。）

第3項 広域化の推進体制と評価

広域化推進体制の整備が必要な6ブロックのうち3ブロック（藤岡富岡、吾妻、太田館林）でブロック協議会が設置されており、広域化推進体制について一定の進捗が見られます。

第6節 計画の概要

本マスタープランでは、一般廃棄物処理の課題と広域化、広域ブロック区分（令和23年度）、広域処理施設整備計画（平成29～令和8年度）、広域化の推進方法について次のとおり提示しています。

第2章の一般廃棄物処理の課題と広域化では、各ブロック及び県全体に関して、一般廃棄物処理の現状（平成19年度及び平成26年度）を整理し、将来（令和8年度及び令和23年度）の推計を示しました。また、処理施設整備状況や広域化への取組状況等を整理しました。

第3章の広域ブロック区分では、市町村等による広域化に係る取組及び経緯、人口減少や3R推進によるごみ処理量の減少、国の基本方針の改正や社会情勢の変化等を考慮した上で、クラスター分析等により市町村をグループ化し、施設の種類（焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設）ごとに4つの集約要素（処理経費、環境負荷、エネルギー、災害対策）によって評価し、令和23年度における最適なブロック区分を示しました。

第4章の広域処理施設整備計画では、広域化に係る一般廃棄物処理施設の集約の基本的方向性を示しました。

県内の一般廃棄物処理の動向及び課題を整理した後、各ブロックについて、施設整備の状況及び計画、施設の耐用年数等を踏まえ、将来必要となる施設規模や更新時期等を示しました。

第5章の広域化の推進方法では、広域化を推進するための体制や、国・県による広域化に関連する方針や計画を示しました。また、推進体制について、広域化に向けた検討開始の段階から施設整備の段階までの標準的な手順、各主体の役割・責務等を示しました。

第7節 計画の推進に当たって

本マスタープランは、広域的かつ計画的な廃棄物処理施設の整備が図られるよう、市町村に対する技術的支援として、県内の一般廃棄物処理の広域化に関する基本的方向性を示したものです。

本マスタープランでは、広域化に当たり検討が必要となる主な要素を踏まえ、県全体におけるブロック区分、合理的な施設集約、市町村間の協議方法等を示しました。

これは、市町村が広域化を検討する際の枠組みであり、特に、人口や面積が小規模な市町村が他市町村とともに施設整備を検討する際の指針となるものです。

これにより、市町村における広域化に向けた検討及び協議を行いやすくし、もって広域化を促進することをねらいとしています。

以上のことから、一般廃棄物処理の広域化については、本マスタープランを基本に、一般廃棄物の処理及びそのための施設整備を行う市町村の実情も踏まえ、推進することとします。

第2章 一般廃棄物処理の課題と広域化

第1節 一般廃棄物処理の現状と将来

第1項 地域特性

(1) 自然・地形

本県は、県のシンボルである上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）のほか、谷川岳や尾瀬など国内でも屈指の景勝地を有する国立・国定公園や、ラムサール条約登録湿地である尾瀬、渡良瀬遊水池、芳ヶ平湿地群があるなど、豊かな自然生態系に恵まれています。

また、流域面積日本一である利根川の水源地であるとともに、多くのダムを有し、豊富な水資源に恵まれていることから、首都圏の水がめとして重要な役割を果たしています。

(2) 交通

群馬県の交通網を図2-1-1に示します。

本県は、東京から約100km、新幹線で約1時間の距離にあり、道路や鉄道が縦横に走っています。

鉄道は、南北に走る上越新幹線をはじめ、平成27年3月に延伸された北陸新幹線で金沢方面へのアクセスも整備されました。

高速道路は、関越自動車道や東北自動車道、上信越自動車道に加え、平成23年に全線開通した北関東自動車道も加わり、東西南北の移動が整備され、利便性が向上しました。高速道路以外の道路においても「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」を掲げ、高速交通網の効果を県内全ての地域や産業の発展に活かせるよう、高速交通網を補完する県内道路の整備を進めています。

以上の充実した交通網により、東京を通らずに全国各地に行けることから、災害時などに首都圏をバックアップする重要な拠点となっています。



図2-1-1 群馬県の交通網

(3) 面積及び人口

各ブロックの面積と人口の動向を図 2-1-2 及び表 2-1-1 に、特例地域（豪雪・山村・過疎）の指定状況を表 2-1-2 に示します。

県の総面積は 636,233ha で、そのうち林野面積は 424,724ha（66.8%）です。ブロック別にみると、面積では利根沼田ブロックが最も広く、次いで吾妻ブロックと続き、両ブロックで県全体の 47.9%を占めています。どちらも林野面積の割合が大きいことが共通しています。一方、最も面積が小さいブロックは伊勢崎ブロックです。

県全体の人口は 2,014,156 人（平成 26 年 10 月 1 日時点）です。ブロック別にみると、高崎安中ブロックが最も多く、県全体の 21.7%を占めています。次いで太田館林ブロック、前橋ブロックと続いています。また、前橋ブロック、伊勢崎ブロック及び太田館林ブロックを除く 6 ブロック内には、山間部の地域を中心に、人口等の条件に関わらず循環型社会形成推進交付金の交付対象となる特例地域（豪雪地域・山村地域・過疎地域）を有する市町村があります。

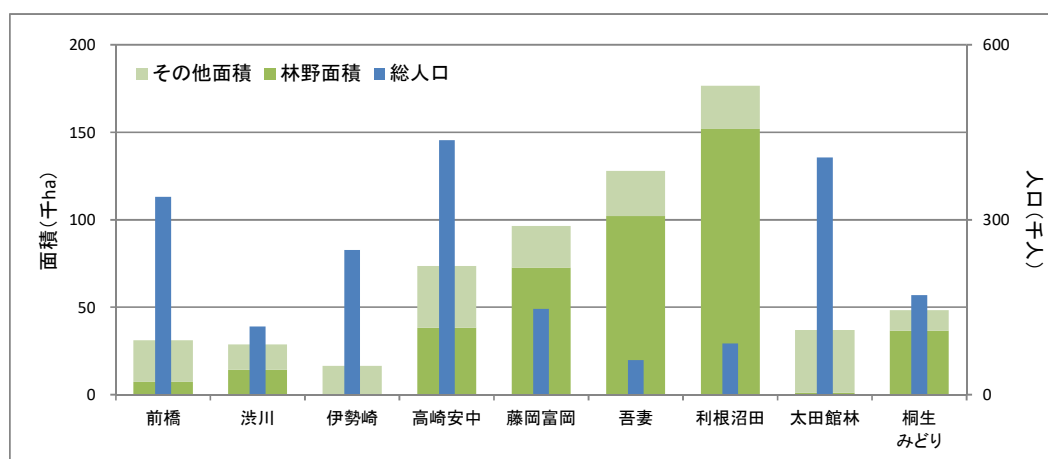


図 2-1-2 各ブロックの面積と人口

表 2-1-1 各ブロックの面積と人口

	面積				人口			交付対象 特例地域*4		
	面積 (a) *1		林野面積 (b) *2	その他 (a-b)	人口 (A) *3		人口密度 (A/a)	豪雪	山村	過疎
	ha	%	ha	ha	人	%	人/km ²			
① 前橋	31,159	4.9	7,423	23,736	340,012	16.9	1,091			
② 渋川	28,865	4.5	14,331	14,534	116,975	5.8	405	○	○	
③ 伊勢崎	16,522	2.6	44	16,478	248,274	12.3	1,503			
④ 高崎安中*5	73,547	11.6	38,410	35,137	436,431	21.7	593	○	○	○
⑤ 藤岡富岡*5	96,541	15.2	72,756	23,785	146,976	7.3	152		○	○
⑥ 吾妻	127,855	20.1	102,117	25,738	59,715	3.0	47	○	○	○
⑦ 利根沼田	176,569	27.8	152,006	24,563	87,991	4.4	50	○	○	○
⑧ 太田館林	36,888	5.8	1,050	35,838	406,941	20.2	1,103			
⑨ 桐生みどり	48,287	7.6	36,587	11,700	170,841	8.5	354		○	○
県全体	636,233	100	424,724	211,509	2,014,156	100	317	4	6	5

- *1. 平成 26 年 10 月 1 日時点。(国土地理院, 平成 27 年 3 月 6 日) 文献 4)
- *2. 国有林及び民有林の面積の合計。平成 26 年 4 月 1 日時点。(群馬県環境森林部, 平成 26 年 12 月) 文献 6)
- *3. 平成 26 年 10 月 1 日時点。(環境省, 平成 27 年度 一般廃棄物処理実態調査結果) 文献 3)
- *4. 人口・面積要件によらず循環型社会形成推進交付金の交付対象となる地域(表 2-1-2 参照)。
- *5. 旧吉井町(藤岡富岡ブロック)は高崎市と合併したため、高崎安中ブロックに変更して集計した。

表 2-1-2 特例地域の指定状況

	豪雪地帯*1		山村地域*3		過疎地域*4	
	対象市町村	計	対象市町村	計	対象市町村	計
① 前橋	-	-	-	-	-	-
② 渋川	渋川市(一部)、 榛東村、吉岡町	3	渋川市(一部)	1	-	-
③ 伊勢崎	-	-	-	-	-	-
④ 高崎安中	高崎市(一部)	1	高崎市(一部)、 安中市(一部)	2	高崎市(一部)	1
⑤ 藤岡富岡	-	-	藤岡市(一部)、 上野村、神流町、 下仁田町(一部)、 南牧村(一部)	5	藤岡市(一部)、 上野村、神流町、 下仁田町、南牧村	5
⑥ 吾妻	中之条町、長野原町、 嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町	6	中之条町(一部)、 長野原町、嬭恋村、 高山村、東吾妻町(一部)	5	中之条町、嬭恋村、 東吾妻町	3
⑦ 利根沼田	沼田市(一部)、 片品村*2、川場村、 みなかみ町	4	沼田市(一部)、 片品村、川場村、 みなかみ町(一部)	4	沼田市(一部)、 片品村、みなかみ町	3
⑧ 太田館林	-	-	-	-	-	-
⑨ 桐生みどり	-	-	桐生市(一部)、 みどり市(一部)	2	桐生市(一部)、 みどり市(一部)	2
市町村数	-	14	-	19	-	14

- *1. 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)に規定する豪雪地帯
- *2. 片品村は豪雪地帯のうち、特に降雪の多い特別豪雪地帯に指定されている。
- *3. 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)に規定する山村
- *4. 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)に規定する過疎地域

(4) 産業及び観光

各ブロックの産業と観光の動向を表 2-1-3 に、産業 3 部門別就業者数の構成を図 2-1-3 に示します。

事業所は、前橋ブロック、高崎安中ブロック、太田館林ブロックの 3 ブロックで多く、全体の半数以上を占めます。国勢調査による県内就業者の産業分類をみると、農林業などの第 1 次産業が 5.6%、製造業などの第 2 次産業が 31.8%、小売業・サービス業などの第 3 次産業が 62.6%となっています。全国（1次：4.2%、2次：25.2%、3次：70.6%）に比べ、第 1 次産業が 1.4%、第 2 次産業が 6.6%高く、第 3 次産業は 8.0%低くなっています。ブロック間で比較すると、第 1 次産業は利根沼田・吾妻の 2 ブロックで、第 2 次産業は太田館林・藤岡富岡の 2 ブロックで、第 3 次産業は高崎安中・前橋の 2 ブロックで、それぞれ高い傾向にあります。

また、平成 26 年度の観光入込客数は、県全体で 61,807 千人でした。ブロック別にみると、利根沼田ブロック（18.1%）及び藤岡富岡ブロック（14.9%）が多い状況です。利根沼田ブロックには尾瀬国立公園、温泉やスキー場などの観光地があることや、藤岡富岡ブロックには世界遺産の富岡製糸場及び絹産業遺産群（平成 26 年 6 月登録）があることが要因と考えられます。

表 2-1-3 各ブロックの産業別就業者数及び観光客数

ブロック	事業所- 民営事務所 *1		就業者数 *2	産業3部門別の構成				観光入込客数 *3	
	(一)	%		1次	2次	3次	その他	千人	%
	人								
① 前橋	16,360	17.5	164,055	7,158	37,109	110,963	8,825	6,102	9.9
② 渋川	5,187	5.5	57,987	3,959	16,022	36,670	1,336	5,448	8.8
③ 伊勢崎	10,008	10.7	119,208	4,913	41,185	68,277	4,833	3,399	5.5
④ 高崎安中*4	19,293	20.6	200,843	6,955	56,280	130,999	6,609	6,604	10.7
⑤ 藤岡富岡*4	7,536	8.1	72,179	5,324	27,246	38,861	748	9,182	14.9
⑥ 吾妻	3,566	3.8	31,319	4,817	5,906	20,457	139	7,571	12.2
⑦ 利根沼田	4,743	5.1	44,329	6,694	10,034	26,577	1,024	11,204	18.1
⑧ 太田館林	18,042	19.3	192,630	9,288	74,527	104,221	4,594	6,054	9.8
⑨ 桐生みどり	8,821	9.4	82,853	2,693	29,331	48,611	2,218	6,244	10.1
県全体	93,556	100	965,403	51,801 (5.6%)	297,640 (31.8%)	585,636 (62.6%)	30,326	61,807	100.0
全国	-	-	59,611,311	2,381,415 (4.2%)	14,123,282 (25.2%)	39,646,316 (70.6%)	3,460,298	-	-

- *1. 産業大分類・常雇規模別事業所数-平成24年2月1日時点（群馬県統計課，平成27年4月1日）文献7
- *2. 平成22年国勢調査結果による15歳以上の就業者（総務省統計局，平成23年10月26日）文献8
- *3. 観光地点を訪れた観光入込客数。平成26年度調査結果（群馬県統計課，平成27年4月1日）文献9
- *4. 旧吉井町（藤岡富岡ブロック）は高崎市と合併したため、高崎安中ブロックに変更して集計した。

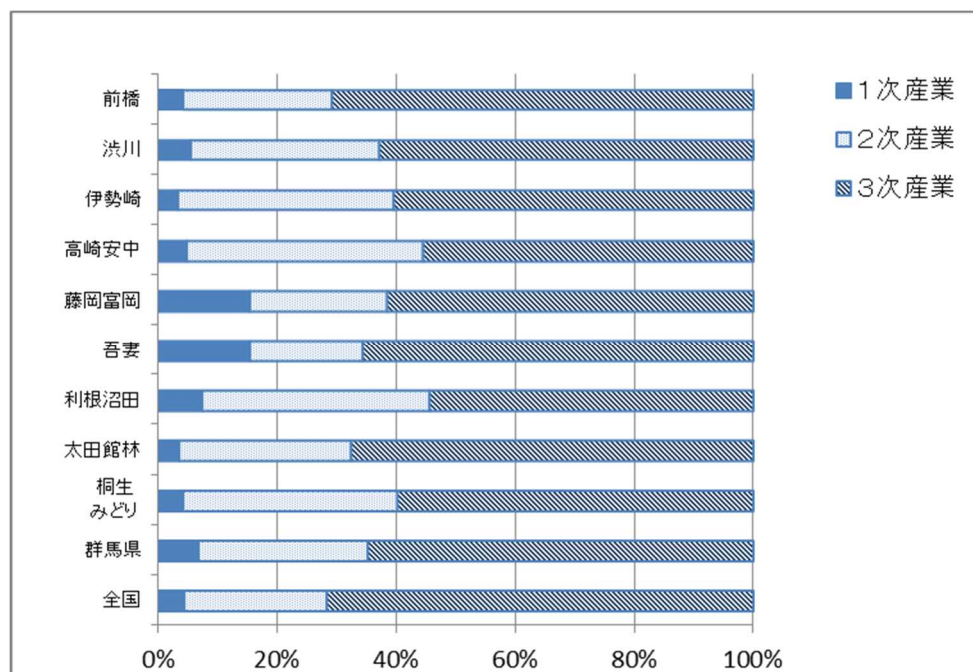


図 2-1-3 各ブロックの産業3部門別就業者数の構成

第2項 ブロック別の一般廃棄物処理の現状と将来

旧マスタープランによるブロック別にごみ処理（排出量を含む。）の状況と生活排水処理の状況を整理し、令和8年度及び令和23年度の推計を行いました。

ごみ処理の推計は、人口、ごみ排出量原単位、再生利用率、最終処分量のそれぞれについて、行政施策上の目標値と、実績（平成19～26年度）を用いたトレンド法による値をもとに、ごみ排出量が最大となるパターンと最小になるパターンの2パターンで行い、その結果を表中に範囲として示しました。

生活排水処理の推計は、人口、汚水処理人口、各汚水処理施設への接続人口のそれぞれについて、行政施策上の目標値と、実績（平成19～26年度）を用いたトレンド法による値をもとに、汚水処理人口が最大となるパターンと最小になるパターンの2パターンで行い、その結果を表中に範囲として示しました。

(1) 前橋ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

前橋ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表2-1-4(1)に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成19年度約14.4万トンから平成26年度約13.0万トンと約1.4万トン減少し、排出量原単位も1,140g/人・日から1,044g/人・日と96g/人・日減少しています。再生利用率は15.6%から18.0%と2.4%増加しています。

推計によれば、平成26年度に比べ、排出量原単位は令和8年度に46g～176g、令和23年度に75g～205g減少し、再生利用率は令和8年度に1.4%～12.9%、令和23年度は1.8%～14.1%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成19年度77.6%から平成26年度85.8%と8.2%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和8年度に96.0%～98.3%に増加し、令和23年度は98.0%～100.0%（整備完了）と見込まれます。

表 2-1-4 (1) 前橋ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19 (341,600)	H26 (339,500)	R8	R23	
人口	人	345,102 (341,600)	340,012 (339,500)	315,612~324,203	277,457~303,513	
ごみ	総排出量	t/年	143,992	129,578	99,976~118,097	84,985~107,348
	自家処理量	t/年	0	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,140	1,044	868~998	839~969
	再生利用量	t/年	22,483	23,270	22,911~30,893	21,255~27,280
	再生利用量原単位	g/人・日	178	188	194~268	192~269
	再生利用率	%	15.6%	18.0%	19.4%~30.9%	19.8%~32.1%
	最終処分量	t/年	17,784	14,360	12,210~13,088	10,418~11,896
生活排水	公共下水道人口	人	211,500	228,800	227,149~233,426	202,544~221,564
	農業集落排水人口	人	19,900	23,300	25,936~31,028	27,316~30,520
	コミュニティプラント人口	人	5,000	3,300	3,222~3,242	2,775~3,035
	合併処理槽人口	人	28,800	35,900	48,630~48,765	41,619~45,527
	汚水処理施設未利用人口	人	76,400	48,200	5,448~12,968	0~6,070
	汚水処理率	%	77.6%	85.8%	96.0%~98.3%	98.0%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水: 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

排出量原単位 (1人1日当たりのごみ排出量) = 総排出量÷総人口×365 (又は 366)

再生利用量=直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量

再生利用率=再生利用量÷総排出量×100

汚水処理施設未利用人口=総人口-(公共下水道人口+農業集落排水人口+コミュニティプラント人口+合併処理浄化槽人口)

汚水処理率=(公共下水道人口+農業集落排水人口+コミュニティプラント人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100

注 3) 推計結果は、条件の異なる2つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

前橋ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-4 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等が3、粗大・資源化施設が4、最終処分場が2、し尿処理施設が2箇所設置されています。

表 2-1-4 (2) 前橋ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況				地域計画			
	施設種類	施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始年月日	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)	
前橋市	焼却等	前橋市六供清掃工場	405	t/日	H3.10	H25.12	H22~H28	H28~31年度 延命化工事
前橋市		前橋市亀泉清掃工場	25	t/日	S52.12			H31年度までに延命化について検討
前橋市		前橋市大胡クリーンセンター	108	t/日	H2.4			H31年度までに延命化について検討
前橋市	粗大・資源	前橋市荻窪清掃工場	99	t/日	H10.4			-
前橋市		前橋市荻窪清掃工場 びん選別処理施設	18	t/日	H4.4			-
前橋市		前橋市 富士見クリーンステーション	18	t/日	H8.4			-
前橋市		前橋市 ペットボトル選別処理施設	4	t/日	H12.9			-
前橋市	最終処分	前橋市最終処分場	383,000	m3	H16.3			-
前橋市		前橋市富士見最終処分場	59,080	m3	H9.4			-
前橋市	し尿	前橋市し尿処理施設 (し尿)	33	kL/日	H10.4			-
前橋市		前橋市し尿処理施設 (浄化槽汚泥)	87	kL/日	S63.3	H27~28年度 炭化炉新設(汚泥焼却炉、溶融炉廃止予定)		

d) 域外処理及び民間委託の状況

前橋ブロックでは、域外処理及び民間への委託（運営管理は除く。）は行われていません。

前橋市は、ごみ処理施設の点検や修理、大規模改修時におけるごみの処理を桐生市及び民間に委託した実績があります。

また、前橋市は、不測の事態における可燃ごみの処理について、高崎市と相互処理に関する協定を結んでいます。

2) 広域化への取組状況

前橋ブロックは1ブロック1市のため、市町村を越えた広域化推進体制の整備は必要ありません。

前橋市においては、次のとおり施設集約について取組が行われました。

- ① 焼却施設等3施設に係る集約（新規）設置と継続使用の検討が行われた結果、現時点では、基幹改良を行い継続使用することが適当として、継続使用することとした。
- ② し尿処理施設3施設を廃止し、前橋市し尿処理施設（し尿）、同・（浄化槽汚泥）で集約処理することとした。

なお、粗大・資源化施設に分類される施設が4施設ありますが、そのうち2施設（荻窪清掃工場、同・びん選別処理施設）は、同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

また、し尿処理施設が2施設（前橋市し尿処理施設（し尿）、同・（浄化槽汚泥））がありますが、同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

また、前橋市は、桐生市及び伊勢崎市との3市で、定期的に意見交換会を実施しており、その中でごみ処理の連携についても意見交換が行われています。

(2) 渋川ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

渋川ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-5 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 5.2 万トンから平成 26 年度約 4.8 万トンと約 0.4 万トン減少し、排出量原単位も 1,189g/人・日から 1,126g/人・日と 63g/人・日減少しています。再生利用率は 13.3%から 11.5%と 1.8%減少しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 38g~180g、令和 23 年度に 58g~201g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~6.8%、令和 23 年度は 0.0%~7.1%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 63.1%から平成 26 年度 73.5%と 10.4%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は 85.6%~97.9%に増加し、令和 23 年度は 93.5%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-5 (1) 渋川ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	120,258 (119,900)	116,975 (116,300)	105,447~108,317	90,372~98,859	
ごみ	総排出量	t/年	52,354	48,069	36,407~43,015	30,511~38,537
	自家処理量	t/年	0	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,189	1,126	946~1,088	925~1,068
	再生利用量	t/年	6,984	5,548	4,947~6,662	4,432~5,675
	再生利用量原単位	g/人・日	159	130	125~173	123~172
	再生利用率	%	13.3%	11.5%	11.5%~18.3%	11.5%~18.6%
	最終処分量	t/年	6,695	5,580	4,658~4,993	3,918~4,473
生活排水	公共下水道人口	人	33,100	39,900	49,863~56,916	50,439~52,039
	農業集落排水人口	人	19,900	22,700	22,377~29,009	20,778~24,754
	コミュニティプラント人口	人	3,200	2,000	1,424~1,539	1,038~1,197
	合併処理槽人口	人	19,500	20,900	15,759~19,019	14,142~18,462
	汚水処理施設未利用人口	人	44,200	30,800	2,224~15,635	0~6,383
	汚水処理率	%	63.1%	73.5%	85.6%~97.9%	93.5%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水道環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

渋川ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-5 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等が 1、粗大・資源化施設が 2、最終処分場が 1、し尿処理施設が 1 箇所設置されています。

表 2-1-5 (2) 渋川ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況					地域計画			
	施設種類		施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)	
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	焼却等	焼却	渋川地区広域圏清掃センター	233	t/日	H5.4	H26.12	H22～H26	H24年度 長寿命化計画策定
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	粗大・資源	粗大	渋川地区広域圏清掃センター粗大ごみ処理施設	40	t/日	H5.4			H24年度 長寿命化計画策定
渋川地区広域市町村圏振興整備組合		資源	渋川地区広域圏清掃センターリサイクル施設	5	t/日	H12.6			-
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	最終処分	最終処分	渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場	95,000	m3	H5.3			H23年度 小野上処分場埋立終了 H26年度 新規埋立場竣工(H41年度埋立終了予定)
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	し尿	し尿	渋川地区広域圏環境クリーンセンター	94	kL/日	S58.10			-

d) 域外処理及び民間委託の状況

渋川ブロックでは、域外処理及び民間への委託(運営管理は除く。)は行われていません。

2) 広域化への取組状況

渋川ブロックでは、既に広域処理を実施しています。なお、粗大・資源化施設に分類される施設が 2 施設(広域圏清掃センター粗大ごみ処理施設、同・リサイクルセンター)ありますが、同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

(3) 伊勢崎ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

伊勢崎ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-6 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 10.0 万トンから平成 26 年度約 9.1 万トンと約 0.9 万トン減少し、排出量原単位も 1,071g/人・日から 1,006g/人・日と 65g/人・日減少しています。再生利用率は 10.6%から 10.9%と 0.3%増加しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 57g~181g、令和 23 年度に 75g~200g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~6.4%、令和 23 年度は 0.0%~6.8%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 47.1%から平成 26 年度 57.5%と 10.4%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 77.6%~91.5%に増加し、令和 23 年度は 82.7%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-6 (1) 伊勢崎ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	254,823 (235,800)	248,274 (248,100)	239,279~245,792	221,809~242,639	
ごみ	総排出量	t/年	99,912	91,158	72,092~85,139	65,247~82,452
	自家処理量	t/年	0	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,071	1,006	825~949	806~931
	再生利用量	t/年	10,617	9,892	9,280~12,472	8,987~11,549
	再生利用量原単位	g/人・日	114	109	103~143	101~143
	再生利用率	%	10.6%	10.9%	10.9%~17.3%	10.9%~17.7%
	最終処分量	t/年	10,813	9,545	8,319~8,915	7,557~8,633
生活排水	公共下水道人口	人	55,100	78,400	140,949~167,725	179,589~201,663
	農業集落排水人口	人	10,600	10,600	8,408~11,226	10,502~10,518
	コミュニティプラント人口	人	1,300	0	0	0
	合併処理槽人口	人	44,000	53,700	40,064~41,361	9,629~10,502
	汚水処理施設未利用人口	人	124,800	105,400	20,264~55,074	0~42,046
汚水処理率	%	47.1%	57.5%	77.6%~91.5%	82.7%~100.0%	

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水道環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

伊勢崎ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-6 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等が2、粗大・資源化施設が2、最終処分場が2、し尿処理施設が3箇所設置されています。

表 2-1-6 (2) 伊勢崎ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況					地域計画		
	施設種類	施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)	
伊勢崎市	焼却等	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21	210	t/日	H12.4	H27.1	H27~ H31	H26~28年度 延命化及び基幹改良工事
玉村町		玉村町クリーンセンター	90	t/日	H2.4			H23~24年度 延命化及び基幹改良工事
伊勢崎市	粗大・ 資源	伊勢崎市清掃リサイクル センター21リサイクルプラザ	54	t/日	H12.4			-
玉村町		玉村町クリーンセンター リサイクルセンター	10	t/日	H2.4			-
伊勢崎市	最終 処分	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場 (第3期)	110,300	m3	H14.4			-
伊勢崎市		伊勢崎市あずま 一般廃棄物最終処分場	28,900	m3	H7.10			H31.3埋立終了予定
伊勢崎市	し尿	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	112	kL/日	H8.4			-
伊勢崎市		伊勢崎市赤堀環境センター	20	kL/日	H4.11			-
伊勢崎市		伊勢崎市境クリーンセンター	50	kL/日	S60.10			-

d) 域外処理及び民間委託の状況

伊勢崎市赤堀地区では、焼却ごみ、資源ごみの処理及び最終処分を桐生市に委託しています。

玉村町では、最終処分を県内の民間業者に、し尿の処理を伊勢崎市と多野藤岡広域市町村圏振興整備組合に委託しています。

伊勢崎市及び玉村町は、ごみ処理施設の点検や修理時におけるごみの処理を桐生市に委託した実績があります。

2) 広域化への取組状況

伊勢崎ブロックでは、旧マスタープランの計画期間において、協議会の設置や施設の集約等はありません。

なお、伊勢崎市は、前橋市及び桐生市との3市で、定期的に意見交換会を実施しており、その中でごみ処理の連携についても意見交換が行われています。

(4) 高崎安中ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

高崎安中ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-7 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 17.6 万トンから平成 26 年度約 16.3 万トンと約 1.3 万トン減少し、排出量原単位も 1,109g/人・日から 1,021g/人・日と 88g/人・日減少しています。再生利用率は 15.6%から 13.4%と 2.2%減少しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 69g~193g、令和 23 年度に 131g~250g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~7.9%、令和 23 年度は 0.0%~8.3%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 68.5%から平成 26 年度 74.2%と 5.7%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 89.9%~95.3%に増加し、令和 23 年度は 94.7%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-7 (1) 高崎安中ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	433,528 (431,300)	436,431 (435,700)	411,424~422,623	370,926~405,760	
ごみ	総排出量	t/年	175,984	162,712	124,327~146,853	104,341~131,811
	自家処理量	t/年	0	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,109	1,021	828~952	771~890
	再生利用量	t/年	27,422	21,815	19,678~26,482	17,663~22,642
	再生利用量原単位	g/人・日	173	137	128~176	119~167
	再生利用率	%	15.6%	13.4%	13.4%~21.3%	13.4%~21.7%
	最終処分量	t/年	25,297	23,999	20,208~21,660	17,022~19,441
生活排水	公共下水道人口	人	248,400	267,900	318,300~335,050	332,603~339,945
	農業集落排水人口	人	3,800	3,600	0~2,086	0~1,377
	コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0
	合併処理槽人口	人	43,300	52,000	54,770~61,438	36,946~44,433
	汚水処理施設未利用人口	人	135,800	112,200	19,518~42,885	0~21,382
	汚水処理率	%	68.5%	74.2%	89.9%~95.3%	94.7%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

高崎安中ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-7 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等が 3、粗大・資源化施設が 4、最終処分場が 2、し尿処理施設が 2 箇所設置されています。

表 2-1-7 (2) 高崎安中ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況					地域計画		内容(廃止、更新、新設等)	
	施設種類	施設名称	処理能力又は埋立容量		供用開始	策定年月日	計画期間(年度)		
高崎市	焼却等	焼却	高浜クリーンセンター	450	t/日	S63.7	H27.12	H26~R2	H34年度新規施設供用開始
高崎市		焼却	吉井クリーンセンター	30	t/日	H4.9			-
安中市		焼却	碓氷川クリーンセンター ごみ処理施設	135	t/日	H10.4	H27.12	H24~H31	H27~28年度 延命化及び基幹改良工事
高崎市	粗大・ 資源	粗大	高浜クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	55	t/日	S63.12	H27.12	H26~R2	R4年度新規施設供用開始
高崎市		資源	高浜クリーンセンター リサイクルセンター	69	t/日	H10.4			
高崎市		粗大	吉井クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	6	t/日	H4.9			
安中市		粗大	碓氷川クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	20	t/日	H10.4	H27.12	H24~H31	-
高崎市	最終 処分	最終 処分	高崎市一般廃棄物最終処分場	940,000	m ³	S50.1	H27.12	H26~R2	-
高崎市		最終 処分	高崎市一般廃棄物様名最終処分場 (様名エコパーク)	438,000	m ³	H13.4			-
高崎市	し尿	し尿	城南クリーンセンター	174	kL/日	H5.4	H27.12	H24~H31	-
安中市		し尿	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設	90	kL/日	H4.4			H25~26年度 延命化及び基幹改良工事

d) 域外処理及び民間委託の状況

安中市では、最終処分を県内の民間業者に委託しています。

また、高崎市吉井地区のし尿の処理は、藤岡市、上野村、神流町及び高崎市で構成する多野藤岡広域市町村圏振興整備組合により行われています。

また、高崎市は、不測の事態における可燃ごみの処理について、前橋市と相互処理に関する協定を結んでいます。

2) 広域化への取組状況

高崎安中ブロックでは、旧マスタープランの計画期間において協議会の設置や施設の集約等は行われていません。

ただし、最終処分場及びし尿処理施設は旧マスタープランの将来施設整備計画数の範囲内にあり、また、粗大・資源化施設に分類される施設のうち、2施設（高浜クリーンセンター粗大ごみ処理施設、同・リサイクルセンター）は、同一敷地内で同一管理者のもと、設置・稼働しているため、事実上集約されています。

(5) 藤岡富岡ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

藤岡富岡ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-8 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 5.7 万トンから平成 26 年度約 5.5 万トンと約 0.2 万トン減少しましたが、排出量原単位は 1,020g/人・日から 1,031g/人・日と 11g/人・日増加しています。再生利用率は 19.9%から 20.0%と 0.1%増加しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 18g~150g、令和 23 年度に 18g~154g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~11.8%、令和 23 年度は 0.0%~12.4%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は、平成 19 年度 39.9%から平成 26 年度 55.0%と 15.1%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 81.8%~92.4%に増加し、令和 23 年度は 88.6%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-8 (1) 藤岡富岡ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	153,914 (155,000)	146,976 (145,800)	127,008~130,465	103,967~113,731	
ごみ	総排出量	t/年	57,454	55,302	40,839~48,239	33,288~42,051
	自家処理量	t/年	0	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,020	1,031	881~1,013	877~1,013
	再生利用量	t/年	11,412	11,037	9,648~12,987	8,410~10,785
	再生利用率原単位	g/人・日	203	206	203~280	203~284
	再生利用率	%	19.9%	20.0%	20.0%~31.8%	20.0%~32.4%
	最終処分量	t/年	7,949	4,471	3,639~3,900	2,977~3,400
生活排水	公共下水道人口	人	26,100	29,200	49,351~62,846	47,912~57,157
	農業集落排水人口	人	4,000	4,300	3,962~4,683	3,504~3,800
	コミュニティプラント人口	人	1,600	1,000	934~1,067	829~906
	合併処理槽人口	人	30,100	45,700	48,751~52,530	42,104~48,546
	汚水処理施設未利用人口	人	93,200	65,600	9,661~23,687	0~12,940
	汚水処理率	%	39.9%	55.0%	81.8%~92.4%	88.6%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

藤岡富岡ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-8 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等 (RDF・堆肥化含む) が 5、粗大・資源化施設が 6、最終処分場が 4、し尿処理施設が 4 箇所設置されています。RDF・堆肥化施設があることが特徴となっています。

表 2-1-8 (2) 藤岡富岡ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況				地域計画		
	施設種類	施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)
藤岡市	焼却等	焼却 藤岡市清掃センター	120 t/日	S62.2	-	-	
富岡市		焼却 富岡市清掃センター	113 t/日	H5.2	-	-	
甘楽西部環境衛生施設組合		焼却 甘楽西部環境衛生施設組合清掃センター	15 t/日	S61.4	H22.12	H23~H27	H23~24年度 延命化及び基幹改良工事
神流町		RDF クリーンセンター	6 t/日	H11.5	-	-	
上野村		堆肥 上野村堆肥センター	14 t/日	H11.4	-	-	
藤岡市	粗大・資源	粗大 藤岡市清掃センター粗大ごみ破砕施設	40 t/日	S61.2	-	-	
藤岡市		資源 藤岡市清掃センター飲料容器再資源化施設	12 t/日	H9.9	-	-	
藤岡市		粗大・資源 鬼石資源化センター(リサイクルプラザ)	5 t/日	H11.4	-	-	
神流町		粗大・資源 リサイクルセンター	6 t/日	H13.4	-	-	
富岡市		粗大・資源 富岡市資源化センター	33 t/日	H14.4	-	-	
甘楽西部環境衛生施設組合	粗大・資源 甘楽西部環境衛生施設組合リサイクルセンター	5 t/日	H15.3	H22.12	H23~H27		
多野藤岡広域市町村圏振興組合	最終処分	最終処分 緑塗クリーンセンター	121,350 m ³	H11.4	-	-	
富岡市		最終処分 富岡市一般廃棄物最終処分場(上高尾)	266,556 m ³	H18.1	-	-	
甘楽町		最終処分 甘楽町一般廃棄物最終処分場(白倉)	29,400 m ³	H11.4	-	-	
甘楽西部環境衛生施設組合		最終処分 甘楽西部環境衛生施設組合クリーンポケット	24,600 m ³	H13.12	H22.12	H23~H27	
多野藤岡広域市町村圏振興組合	し尿	し尿 岡之郷クリーンセンター	38 kL/日	S40.4	-	-	H20.10~休止中
			45 kL/日	S47.10	-	-	
			90 kL/日	S57.4	-	-	
上野村	し尿	し尿 上野村未利用資源活用施設	8 kL/日	H11.7	-	-	
富岡甘楽衛生施設組合	し尿	富岡甘楽衛生施設組合衛生管理センター	75 kL/日	S53.5	-	-	
甘楽西部環境衛生施設組合	し尿	し尿 下仁田南牧クリーンセンター	29 kL/日	H7.11	H22.12	H23~H27	

d) 域外処理及び民間委託の状況

上野村及び甘楽町では、焼却をブロック内市町村に委託しています(上野村→甘楽西部環境衛生施設組合、甘楽町→富岡市)。

また、神流町では、可燃ごみを RDF 化しており焼却灰は発生しませんが、不燃ごみ及び資源ごみの処理を県内及び県外の民間業者に委託しています。

2) 広域化への取組状況

藤岡富岡ブロックの広域化への取組状況を表 2-1-8 (3) に示します。

平成 23 年 11 月、平成 24 年 1 月に県によるブロック内市町村を対象とする説明会、平成 25 年 2 月からはブロック協議会設立準備会が開催され、また、平成 26 年 1 月にはブロック協議会が設立され、広域化については多野藤岡地域と富岡甘楽地域で各々検討していくことを基本とする合意がなされました。

その後、ブロック協議会（富岡甘楽地域）において広域化の協議が進められ、富岡市甘楽郡地域一般廃棄物処理等広域化準備会が設立され、広域化に向けた検討が進められています。

表 2-1-8 (3) 藤岡富岡ブロックの広域化への取組状況

ブロック名	協議会等の進捗		
	説明会	準備会	協議会
⑤藤岡富岡	H23. 11. 29 富岡地区市町村等説明会 H24. 1. 16 藤岡地区市町村等説明会	H25. 2. 12 第 1 回準備会 H25. 7. 22 第 2 回準備会 H26. 1. 15 第 3 回準備会	H26. 1. 15 協議会設立 (富岡甘楽地域) H27. 1. 22 第 1 回地域協議会 H27. 6. 30 第 2 回地域協議会 H27. 11. 4 第 3 回地域協議会 H28. 1. 19 第 4 回地域協議会 H28. 2. 12 富岡市甘楽郡地域一般 廃棄物処理等広域化準備会設立

(6) 吾妻ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

吾妻ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-9 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 2.9 万トンから平成 26 年度約 2.6 万トンと約 0.3 万トン減少し、排出量原単位も 1,223g/人・日から 1,183g/人・日と 40g/人・日減少しています。再生利用率は 12.5%から 12.4%と 0.1%減少しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 3g~157g、令和 23 年度に 3g~161g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~7.3%、令和 23 年度は 0.0%~7.7%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 59.6%から平成 26 年度 73.5%と 13.9%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 91.7%~97.8%に増加し、令和 23 年度は 94.8%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-9 (1) 吾妻ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	64,836 (64,600)	59,715 (58,800)	48,285~49,599	36,830~40,289	
ごみ	総排出量	t/年	29,010	25,791	18,086~21,362	13,736~17,352
	自家処理量	t/年	89	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,223	1,183	1,026~1,180	1,022~1,180
	再生利用量	t/年	3,612	3,192	2,649~3,563	2,152~2,761
	再生利用率原単位	g/人・日	152	146	146~202	146~205
	再生利用率	%	12.5%	12.4%	12.4%~19.7%	12.4%~20.1%
	最終処分量	t/年	4,108	3,132	2,420~2,594	1,845~2,107
生活排水	公共下水道人口	人	15,800	20,300	19,459~21,074	16,136~16,180
	農業集落排水人口	人	9,100	9,900	9,449~10,742	7,837~8,287
	コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0
	合併処理槽人口	人	13,600	13,000	15,383~16,554	12,407~14,196
	汚水処理施設未利用人口	人	26,100	15,600	1,086~4,137	0~2,077
	汚水処理率	%	59.6%	73.5%	91.7%~97.8%	94.8%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県土整備部下水道環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

吾妻ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-9 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等が 3、粗大・資源化施設が 2、最終処分場が 2、し尿処理施設が 2 箇所設置されています。

表 2-1-9 (2) 吾妻ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況					地域計画		
	施設種類	施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)	
吾妻東部衛生施設組合	焼却等	吾妻東部衛生センター 可燃ごみ処理施設	50 t/日	H2.4	-	-	-	
西吾妻環境衛生施設組合		西吾妻環境衛生センター	40 t/日	H3.4	-	-	-	
草津町		草津町クリーンセンター	40 t/日	H3.4	-	-	-	
吾妻東部衛生施設組合	粗大・資源	吾妻東部衛生センター 粗大ごみ処理施設	20 t/日	H4.12	-	-	-	
西吾妻環境衛生施設組合		西吾妻環境衛生センター 粗大ごみ・不燃ごみ処理施設	24 t/日	H6.4	-	-	-	
吾妻東部衛生施設組合	最終処分	吾妻東部衛生センター 一般廃棄物最終処分場	27,000 m ³	H20.4	-	-	-	
西吾妻環境衛生施設組合		西吾妻環境衛生施設組合 与喜屋埋立地	102,330 m ³	H8.4	-	-	-	
吾妻東部衛生施設組合	し尿	吾妻東部衛生センター し尿処理施設	62 kL/日	H7.4	-	-	-	
西吾妻衛生施設組合		西吾妻衛生センター	40 kL/日	S58.3	-	-	-	

d) 域外処理及び民間委託の状況

草津町は最終処分を県内の民間業者に委託しています。

2) 広域化への取組状況

吾妻ブロックの広域化への取組状況を表 2-1-9 (3) に示します。

平成 23 年 2 月に県による説明会、平成 25 年 8 月からブロック協議会設立準備会が行われ、平成 27 年 4 月にブロック協議会が設立されました。

その後、ブロック協議会で広域化の協議が行われ、平成 28 年 2 月に協議会の検討結果として、「焼却施設の集約が適当」である旨、郡町村会へ報告しました。

表 2-1-9 (3) 吾妻ブロックの広域化への取組状況

ブロック名	協議会等の進捗		
	説明会	準備会	協議会
⑥吾妻	H23. 2. 24 吾妻ブロック一般廃棄物処理施設整備検討協議会(仮称)準備会議説明会	H25. 8. 21 第 1 回準備会 H27. 4. 22 第 2 回準備会	H27. 4. 22 第 1 回協議会 H27. 7. 22 第 2 回協議会 H27. 8. 31 第 3 回協議会 H27. 11. 11 第 4 回協議会 H27. 12. 1 第 5 回協議会 H28. 2. 12 第 6 回協議会

(7) 利根沼田ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

利根沼田ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-10 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 3.6 万トンから平成 26 年度約 3.3 万トンと約 0.3 万トン減少し、排出量原単位も 1,061g/人・日から 1,026g/人・日と 35g/人・日減少しています。再生利用率は 26.8%から 26.1%と 0.7%減少しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 12g~144g、令和 23 年度に 20g~155g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~15.4%、令和 23 年度は 0.0%~16.2%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 61.8%から平成 26 年度 71.2%と 9.4%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 89.0%~97.4%に増加し、令和 23 年度は 91.3%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-10 (1) 利根沼田ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	92,768 (93,900)	87,991 (87,100)	73,333~75,329	58,862~64,390	
ごみ	総排出量	t/年	36,029	32,949	23,611~27,880	18,713~23,643
	自家処理量	t/年	0	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,061	1,026	882~1,014	871~1,006
	再生利用量	t/年	9,664	8,613	7,277~9,799	6,171~7,916
	再生利用率原単位	g/人・日	285	268	265~366	263~368
	再生利用率	%	26.8%	26.1%	26.1%~41.5%	26.1%~42.3%
	最終処分量	t/年	3,996	2,640	2,084~2,234	1,658~1,894
生活排水	公共下水道人口	人	38,700	38,400	42,226~46,220	39,833~40,868
	農業集落排水人口	人	5,800	7,300	7,596~8,846	7,461~7,918
	コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0
	合併処理槽人口	人	13,500	16,300	16,376~17,254	10,076~11,488
	汚水処理施設未利用人口	人	35,900	25,100	1,891~8,252	0~5,608
	汚水処理率	%	61.8%	71.2%	89.0%~97.4%	91.3%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水道環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

利根沼田ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-10 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等 (RDF・堆肥化含む) が 4、粗大・資源化施設が 2、最終処分場が 2、し尿処理施設が 2 箇所設置されています。RDF・堆肥化施設があることが特徴となっています。

表 2-1-10 (2) 利根沼田ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況				地域計画		
	施設種類	施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)
沼田市外二箇村清掃施設組合	焼却等	焼却	沼田市外二箇村清掃工場	120 t/日	S49.1	-	-
利根東部衛生施設組合		焼却	尾瀬クリーンセンター	30 t/日	H11.4	-	-
みなかみ町		RDF	奥利根アメニティパーク 固形燃料利用施設	40 t/日	H10.4	-	-
みなかみ町		堆肥	みなかみ町 資源リサイクルセンター	21 t/日	H16.11	-	-
みなかみ町	粗大・資源	資源	奥利根アメニティパーク リサイクルプラザ	13 t/日	H10.4	-	-
利根東部衛生施設組合		資源	尾瀬クリーンセンター	12 t/日	H11.4	-	-
沼田市	最終処分	最終処分	沼田市一般廃棄物最終処分場 (上川田)	89,900 m ³	H2.8	-	-
利根東部衛生施設組合		最終処分	尾瀬クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	21,000 m ³	H12.4	-	-
沼田市外二箇村清掃施設組合	し尿	し尿	沼田市外二箇村衛生センター	78 kL/日	H9.4	-	-
みなかみ町		し尿	奥利根アメニティパーク し尿処理施設	35 kL/日	H12.7	-	-

d) 域外処理及び民間委託の状況

川場村及び昭和村では資源ごみの処理及び最終処分を、みなかみ町では最終処分を民間業者に委託しています。

また、片品村では、し尿の処理を沼田市外二箇村清掃施設組合に委託しています。

2) 広域化への取組状況

利根沼田ブロックの広域化の取組状況を表 2-1-10 (3) に示します。

平成 25 年 2 月に県による説明会が行われましたが、その後は、協議会設置などの進捗はありません。

しかしながら、片品村及び沼田市(旧利根村の区域に限る。)から排出されるし尿については、その処理を行っていた利根東部衛生施設組合のし尿処理施設が廃止され、沼田市外二箇村清掃施設組合のし尿処理施設で集約処理されています。

表 2-1-10 (3) 利根沼田ブロックの広域化への取組状況

ブロック名	協議会等の進捗		
	説明会	準備会	協議会
⑦利根沼田	H25. 2. 20 利根沼田ブロック説明会	-	-

(8) 太田館林ブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

太田館林ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-11 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 16.9 万トンから平成 26 年度約 15.3 万トンと約 1.7 万トン減少し、排出量原単位も 1,105 g/人・日から 1,028g/人・日と 77g/人・日減少しています。再生利用率は 20.8%から 19.5%と 1.3%減少しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 14g~146g、令和 23 年度に 16g~152g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~11.5%、令和 23 年度は 0.0%~12.1%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 55.6%から平成 26 年度 65.6%と 10.0%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 83.6%~96.2%に増加し、令和 23 年度は 83.6%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-11 (1) 太田館林ブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	418,470 (391,000)	406,941 (406,500)	376,380~386,625	334,543~365,960	
ごみ	総排出量	t/年	169,267	152,762	121,194~143,094	107,038~135,178
	自家処理量	t/年	799	408	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,105	1,028	882~1,014	877~1,012
	再生利用量	t/年	35,289	29,830	27,903~37,570	26,360~33,824
	再生利用量原単位	g/人・日	230	201	198~273	197~277
	再生利用率	%	20.8%	19.5%	19.5%~31.0%	19.5%~31.6%
	最終処分量	t/年	14,787	12,291	10,746~11,513	9,526~10,876
生活排水	公共下水道人口	人	95,000	123,000	189,826~233,292	224,273~259,007
	農業集落排水人口	人	10,400	12,900	15,119~17,910	15,966~17,770
	コミュニティプラント人口	人	19,300	18,400	8,776~9,054	773~882
	合併処理槽人口	人	92,800	112,400	101,866~109,520	56,993~64,813
	汚水処理施設未利用人口	人	173,500	139,800	14,258~63,384	0~60,026
	汚水処理率	%	55.6%	65.6%	83.6%~96.2%	83.6%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県土整備部下水道環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

太田館林ブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-11 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等 (RDF・堆肥化含む) が 5、粗大・資源化施設が 3、最終処分場が 2、し尿処理施設が 5 箇所設置されています。RDF・堆肥化施設があることが特徴となっています。

表 2-1-11 (2) 太田館林ブロックの施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況				地域計画				
	施設種類	施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)		
太田市	焼却等	焼却 太田市清掃センター第3号焼却炉	150 t/日	H9.4	H27.12	H26~R2	H29~32年度 太田市外三町広域清掃組合広域熱回収施設建設工事(処理能力:330t/日)		
		太田市清掃センター第4号焼却炉	170 t/日	H4.1					
大泉町外二町環境衛生施設組合		焼却 大泉町外二町清掃センター	195 t/日	H4.1					
館林市		焼却 館林市清掃センター	100 t/日	S61.8					
板倉町		RDF 板倉町資源化センター(ごみ固形燃料化施設)	20 t/日	H9.4	H27.12			H23~H29	H29.4廃止
板倉町		堆肥 板倉町高速堆肥化施設(高速堆肥化施設)	3 t/日	H9.4					H29.4廃止
館林衛生施設組合	焼却 たてばやしクリーンセンター	100 t/日	-	H27.12	H23~H29	H29.3新規供用開始			
太田市外三町広域清掃組合	粗大・資源	資源 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	73 t/日	H16.4	H27.12	H26~R2	-		
太田市		資源 太田市新田緑のリサイクルセンター	5 t/日	H16.10					
館林市		粗大 館林市清掃センター粗大ごみ処理施設	26 t/日	S63.4	H27.12			H23~H29	H29.3 館林衛生施設組合リサイクルセンター竣工予定(H29.4既存施設廃止)(処理能力:5t/日)
館林衛生施設組合		粗大 いたくらリサイクルセンター	5 t/日	-	H27.12			H23~H29	H29.3新規供用開始
大泉町外二町環境衛生施設組合	最終処分	最終処分 大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	150,000 m ³	H9.4	H27.12	H26~R2	-		
館林市		最終処分 館林市一般廃棄物最終処分場	80,000 m ³	H5.5	H27.12	H23~H29	H29.11 館林衛生施設組合一般廃棄物最終処分場竣工予定(H29.4既存施設埋立終了予定)		
館林衛生施設組合		最終処分 めいわクリーンオアシス	19,000 m ³	-	H27.12	H23~H29	H29.12新規供用開始		
太田市	し尿	し尿 太田市第一クリーンセンター	100 kL/日	S59.8	H25.12	H26~R2	H27~H28年度 延命化工事		
太田市		し尿 太田市第二クリーンセンター	120 kL/日	H7.3					
太田市		し尿 太田市新田クリーンセンター	46 kL/日	H3.4					
大泉町		し尿 大泉町衛生センター	80 kL/日	S55.4					
館林衛生施設組合		し尿 館林環境センター	100 kL/日	H2.10	H27.12			H23~H29	H29年度 稼働停止、第一・第二クリーンセンターで一元化

d) 域外処理及び民間委託の状況

明和町では焼却を館林市及び民間業者に、資源ごみの処理を民間業者に委託しています。板倉町では、RDF、堆肥化施設を有していますが、不燃ごみの一部及び資源ごみの処理を民間業者に委託しています。太田市、板倉町及び明和町では、最終処分を民間業者に委託しています。

2) 広域化への取組状況

太田館林ブロックの広域化の取組状況を表 2-1-11 (3) に示します。

平成 22 年 3 月に県内で最初のブロック協議会である「太田館林ブロック一般廃棄物処理協議会」が設立されました。

主な取組は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町と、「館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会」とに分かれて進められています。

太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町では、現在 2 施設ある焼却施設を廃止し、新設する 1 施設で集約処理する計画です。

館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会では、焼却・資源化・最終処分それぞれの施設を構成市町村内で分散配置する計画を決定し、整備事業に着手しています（平成 29 年度供用開始予定）。

表 2-1-11 (3) 太田館林ブロックの広域化への取組状況

ブロック名	協議会等の進捗		
	説明会	準備会	協議会
⑧太田館林	—	—	H21. 12. 18 広域ブロック協議会 「太田館林ブロック一般廃棄物処理協議会」設立（県内初） H19. 8. 1 館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会設立 H23. 6. 30 太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備推進協議会設立

(9) 桐生みどりブロック

1) 一般廃棄物処理の状況

桐生みどりブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-12 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 8.7 万トンから平成 26 年度約 7.4 万トンと約 1.3 万トン減少し、排出量原単位も 1,325 g/人・日から 1,193g/人・日と 132g/人・日減少しています。再生利用率は 10.8%から 10.4%と 0.4%減少しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 78g~223g、令和 23 年度に 111g~256g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.0%~6.1%、令和 23 年度は 0.0%~6.5%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 67.2%から平成 26 年度 75.5%と 8.3%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 85.5%~95.8%に増加し、令和 23 年度は 87.4%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-12 (1) 桐生みどりブロックの一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	179,524 (179,100)	170,841 (169,700)	147,058~151,061	119,012~130,189	
ごみ	総排出量	t/年	87,068	74,371	52,042~61,478	40,699~51,416
	自家処理量	t/年	12	0	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,325	1,193	970~1,115	937~1,082
	再生利用量	t/年	9,445	7,729	6,394~8,587	5,347~6,878
	再生利用量原単位	g/人・日	144	124	116~160	113~158
	再生利用率	%	10.8%	10.4%	10.4%~16.5%	10.4%~16.9%
	最終処分量	t/年	11,969	9,753	7,521~8,062	5,904~6,743
生活排水	公共下水道人口	人	88,400	91,700	102,708~116,243	95,797~103,326
	農業集落排水人口	人	4,600	4,700	3,021~3,792	2,604~2,614
	コミュニティプラント人口	人	300	300	0~128	0~214
	合併処理槽人口	人	27,100	31,500	20,724~23,357	12,858~15,369
	汚水処理施設未利用人口	人	58,700	41,500	6,171~21,975	0~16,419
	汚水処理率	%	67.2%	75.5%	85.5%~95.8%	87.4%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水道環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1人1日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 ÷ 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値 ~ 最大値を示した。

c) 処理施設整備状況等

桐生みどりブロックの施設整備状況及び循環型社会形成推進地域計画を表 2-1-12 (2) に示します。

ブロック内には、焼却施設等が 1、粗大・資源化施設が 2、最終処分場が 3、し尿処理施設が 1 箇所設置されています。

表 2-1-12 (2) 桐生みどりブロックの処理施設整備状況等

地方公共団体名	施設整備状況				地域計画			
	施設種類		施設名称	処理能力又は埋立容量	供用開始	策定年月日	計画期間(年度)	内容(廃止、更新、新設等)
桐生市	焼却等	焼却	桐生市清掃センター ごみ焼却施設	450 t/日	H8.7	H24.11	H25～H29	H26～H28年度 延命化及び基幹改良工事
桐生市	粗大・資源	粗大	桐生市清掃センター 粗大ごみ処理施設	80 t/日	H8.3			-
桐生市		資源	桐生市清掃センター リサイクルセンター	2 t/日	H12.4			-
桐生市	最終処分	最終処分	桐生市一般廃棄物最終処分場	126,387 m3	S61.5			-
桐生市		最終処分	桐生市汚泥最終処分場	25,678 m3	H5.11			-
桐生市		最終処分	桐生市清掃センター最終処分場	308,600 m3	H10.1			-
桐生市	し尿	し尿	桐生市境野水処理センター	195 kL/日	H14.4			-

d) 域外処理及び民間委託の状況

桐生みどりブロックでは、域外処理及び民間への委託（運営管理は除く。）は行われていません。

前橋市、伊勢崎市及び玉村町からは、各市町のごみ処理施設の点検や修理、大規模改修時におけるごみを受託処理した実績があります。

2) 広域化への取組状況

桐生みどりブロックでは、みどり市が桐生市に一般廃棄物の処理を全面委託しており、既に広域処理を実施しています。

また、桐生市は、前橋市及び伊勢崎市との 3 市で、定期的に意見交換会を実施しており、その中でごみ処理の連携についても意見交換が行われています。

なお、粗大・資源化施設に分類される施設が 2 施設（桐生市清掃センター粗大ごみ処理施設、同・リサイクルセンター）ありますが、同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

(10) 群馬県全体

1) 一般廃棄物処理の状況

群馬県全体の一般廃棄物発生量及び処理状況を表 2-1-13 (1) に示します。

a) ごみ処理の状況

実績を見ると、総排出量は平成 19 年度約 85.1 万トンから平成 26 年度約 77.3 万トンと約 7.8 万トン減少し、排出量原単位も 1,127g/人・日から 1,051g/人・日と 76g/人・日減少しています。再生利用率は 16.1%から 15.6%と 0.5%減少しています。

推計によれば、平成 26 年度に比べ、排出量原単位は令和 8 年度に 45g~176g、令和 23 年度に 74g~205g 減少し、再生利用率は令和 8 年度に 0.3%~9.7%、令和 23 年度は 0.4%~10.3%増加すると見込まれます。

b) 生活排水処理の状況

実績を見ると、汚水処理率は平成 19 年度 61.8%から平成 26 年度 70.9%と 9.1%増加しています。

推計によれば、汚水処理率は令和 8 年度に 86.9%~95.6%に増加し、令和 23 年度は 90.2%~100.0% (整備完了) と見込まれます。

表 2-1-13 (1) 群馬県全体の一般廃棄物発生量及び処理状況

項目	年度	実績		推計		
		H19	H26	R8	R23	
人口	人	2,063,223 (2,012,200)	2,014,156 (2,007,500)	1,843,826~1,894,014	1,613,778~1,765,330	
ごみ	総排出量	t/年	851,070	772,692	588,574~695,157	498,558~629,788
	自家処理量	t/年	900	408	0	0
	排出量原単位	g/人・日	1,127	1,051	875~1,006	846~977
	再生利用量	t/年	136,928	120,926	110,687~148,909	100,777~129,340
	再生利用率原単位	g/人・日	181	164	160~221	156~220
	再生利用率	%	16.1%	15.6%	15.9%~25.3%	16.0%~25.9%
	最終処分量	t/年	103,398	85,771	71,806~76,959	60,824~69,463
生活排水	公共下水道人口	人	812,100	917,600	1,146,108~1,266,515	1,217,132~1,263,742
	農業集落排水人口	人	88,100	99,300	95,868~119,322	95,968~107,558
	コミュニティプラント人口	人	30,700	25,000	14,376~15,010	5,706~5,943
	合併処理槽人口	人	312,700	381,400	362,458~389,663	236,773~273,336
	汚水処理施設未利用人口	人	768,600	584,200	80,521~247,998	0~172,950
	汚水処理率	%	61.8%	70.9%	86.9%~95.6%	90.2%~100.0%

注 1) 実績の出典は次のとおり

ごみ : 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

生活排水 : 汚水処理人口普及状況 (群馬県県土整備部下水道環境課)

総人口 : 一般廃棄物処理実態調査結果による人口を示し、() 内に汚水処理人口普及状況による人口を示した。

注 2) 各項目の実績の集計方法は次のとおり

総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

排出量原単位 (1 人 1 日当たりのごみ排出量) = 総排出量 ÷ 総人口 + 365 (又は 366)

再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100

汚水処理施設未利用人口 = 総人口 - (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口)

汚水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水人口 + コミュニティプラント人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

注 3) 推計結果は、条件の異なる 2 つの方法で算出した推計値の最小値~最大値を示した。

第2節 一般廃棄物の減量化、循環的利用及び災害対策に向けた取組

第1項 一般廃棄物の減量化

本県の一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は、平成26年度実績1,051gで、全国ワースト2位です。また、ごみステーションで回収される家庭から排出された可燃ごみは580gで、全国ワースト1位です。

平成26年度に本県の焼却施設で受け入れたごみの組成分析結果を見ると、湿重量比で紙・布類が33.6%と最も多く、次いで生ごみが32.3%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が16.1%と、全国に比べ紙・布類の比率が高くなっていることから、特に紙・布類や生ごみの減量化に重点的に取り組む必要があります。

これらのことから、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも特に2R（リデュース・リユース）に日々の生活において優先的に取り組むことが重要です。

そのためには、従来の目標に加え、家庭における行動目標となるよう、分かりやすい目標値や行動例を示し（目標の見える化）、県民全体による行動へと結びつけていくことが必要です。

また、家庭での取組だけでは限界がある2Rの実践については、製品の製造段階を含めて、生活やビジネスなど社会経済のあらゆる場面において、商品の長寿命化、容器包装の一層の簡素化・削減、リターナブル瓶の使用など、2Rを更に推進する取組を改めて検討し、可能な限り2Rを社会システムに組み込んでいくことが重要です。

（循環計画第2章第2節7.（1）参照）

第2項 一般廃棄物の循環的利用

本県の一般廃棄物のリサイクル率は、平成26年度実績15.6%で、全国の20.6%より5%も低い全国ワースト10位です。第1項で記載したとおり、ごみステーションで回収される家庭から排出される可燃ごみの量が全国ワースト1位であることや、可燃ごみの多くを占める紙・布類等、生ごみ、有用な資源が未利用のまま焼却処分されていることから、ごみの排出の抑制に加え、これらの資源の循環的な利用の推進を図ることが必要です。

そのためには、循環資源としてのごみの種類に応じて、循環資源が発生した地域を中心にして地域の特性を活かしながら、資源の循環的な利用を行う仕組みづくりを進めていくことが重要です。（循環計画第2章第2節7.（2）参照）

循環的利用ができず焼却せざるを得ないごみについては、焼却に伴うエネルギーを電気として効率的に回収することにより、温室効果ガスの排出を削減し、地域のエネルギーセンターとして電力供給できるよう、一般廃棄物処理施設における発電設備の導入を積極的に進めることが重要です

さらに、循環的な利用及びエネルギー回収には、量の確保や収集体制の確立が必要となることから、資源の循環的な利用を行う仕組みづくりに当たっては、広域処理の視点も取り入れることが有効です。

第3項災害対策の強化

一般廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する必要があります。特に、ごみ焼却発電施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、地域の防災拠点として、電力を供給する役割も期待できます。

第3節 一般廃棄物処理の広域化に向けて

国は基本方針を策定し、低炭素社会・循環型社会への取組を推進するために、国民、事業者、地方公共団体及び国のそれぞれの役割や、施策を推進するための基本的な考え方を示しています。平成28年1月の改正では、エネルギー源や循環資源としての廃棄物利用の推進や、災害廃棄物対策のための連携強化の方針が示されました。

また、廃棄物処理施設整備計画においても、広域的な処理は再生利用がより容易になる場合があること、焼却施設等の集約による全連続化や大規模化等により効率的な熱回収が可能になること等の長所があるとしています。

一方、市町村のごみ処理施設の建設には、多額の費用が必要であり、施設の老朽化による更新時期を迎え、市町村にとって施設の建設の予算を確保するのは、大きな負担となっているのが現状です。(循環計画第3章第2節5.参照)

そのため、今後の人口減少に伴う家庭ごみの排出量の減少の予想、各自治体のごみ減量化の施策の効果の見込みを基に、処理施設の運営及び維持管理が適正かつ効率的に行われるよう、地域の状況に応じた処理施設の整備を計画的に行う必要があることから、県は処理施設の更新時期を考慮し、県内における一般廃棄物の広域処理に向けて、引き続き支援することとしています。(循環計画第3章第2節5.参照)

本マスタープランでは、これらの改正や社会情勢の変化、県内の一般廃棄物処理行政の現状も踏まえ、旧マスタープランの見直しを行います。また、こうした背景を踏まえ、処理経費、環境負荷、エネルギー、災害対策の新たな4つの集約要素により、広域ブロック区分の再検討を行うこととします。

第3章 広域ブロック区分（令和23年度）

第1節 広域ブロック区分の背景・前提条件

第1項 広域ブロック区分の考え方

(1) 背景

広域化に当たっては、地理的条件、社会的条件を勘案する必要があるため、県内を市町村単位でいくつかの広域ブロックに区分し、その広域ブロックで地域特性を活かした一般廃棄物処理を行うのが基本的な考え方です。

この考え方は、適正化計画で既に示され、旧マスタープランにも引き継がれています。本マスタープランも、この基本的な考え方を踏襲し、ブロック毎に広域化を進めます。

(2) 前提条件

ブロック区分を検討するための前提として、次の条件を考慮しました。

① 市町村間のつながりを考慮

厚生省通知では、広域化ブロック区分を設定する際には、社会的条件と地理的条件を考慮することとされています。

このため、一部事務組合などの社会的なつながり、あるいは距離が近いなどの地理的つながりを数値化し、つながりが密接である市町村を基礎市町村グループとして設定し、ブロック区分を検討するための最小単位としました。

② 国や自治体の広域化に係る取組及び経緯を考慮

ア) 旧マスタープランで示された広域ブロック区分設定の背景・経緯

適正化計画では、地域特性を指標としたクラスター分析や処理施設の集約化による経済比較検討が行われ、旧マスタープランにおいても既存の広域圏行政等の歴史的背景を尊重したブロック区分にしました。

また、今般、市町村等を対象に実施したアンケート結果（以下「市町村等アンケート結果」という。）では、ブロック区分に当たって重視する指標として、距離、広域的な廃棄物処理の状況、消防や医療等の広域行政圏が挙げられています。

以上から、旧マスタープランによるブロック区分を検討対象とします。

イ) 市町村等による現在の広域化に向けた取組等（ブロック協議会による計画・取組等）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、一般廃棄物処理は市町村の義務とされているため、広域化についても市町村等が主体的に取り組む必要があります。市町村等において、旧マスタープランのブロック区分を踏まえた広域化への取組が行われている場合には、それにも配慮する必要があります。

り) 交付金制度における交付要件のうち広域化に関する事項

循環型社会形成推進交付金制度の目的である広域かつ総合的な廃棄物処理施設の整備推進を踏まえ、交付要件である地理的・社会的条件（人口 5 万人以上、又は面積 400 km²以上）に配慮します。

③ 人口減少や 3 R 推進によるごみ処理量の減少を考慮

ア) 人口の減少

少子高齢化により県全体の人口は減少傾向が続いており（平成 26 年度は平成 19 年度比約 2.4%減）、人口減少に伴いごみの総排出量も減少するものと予測されます。

イ) 1 人 1 日当たりのごみ排出量の減少

2 R（リデュース・リユース）の推進により県全体の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向が続いており（平成 26 年度は平成 19 年度比約 6.7%減）、今後も減少するものと予測されます。

ウ) 再生利用率の向上

再生利用（リサイクル）の推進により再生利用率は向上し、ごみの焼却量及び最終処分量は減少するものと予測されます。

④ 国の基本方針の改正や社会情勢の変化を考慮

ア) 処理経費

一般廃棄物の処理に関する事業は、社会経済的に効率的な事業となるよう努める必要があることから、処理経費について検討します。

イ) 環境負荷

平成 22 年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約 2.8%を占めています。また、1990 年度（平成 2 年度）と比較すると、約 0.4%の増加となっており、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要です。（廃棄物処理施設整備計画 2.（4）参照）

このことから、廃棄物の収集運搬車両による温室効果ガス排出量について検討します。

ウ) エネルギー

東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響を受け、今後のエネルギー・環境政策として、省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入を推進する必要があります。（廃棄物処理施設整備計画 2.（4）参照）

このことから、廃棄物処理に伴うエネルギー回収量について検討します。

エ) 災害対策

東日本大震災並の規模を含む様々な規模の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があります。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設等及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要です。

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保します。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できます。(廃棄物処理施設整備計画 2. (6) 参照)

このことから、立地地域の避難場所への電力供給可能率について検討します。

(3) 検討対象のブロック区分

(2) の前提条件を踏まえ、ブロック区分として、次の5パターンを検討対象に設定しました。

パターンⅠ：地域の社会的条件及び地理的条件を考慮した基礎市町村グループ
(最小のブロック区分)

パターンⅡ：旧マスタープランによるブロック区分

パターンⅢ：焼却施設等規模 100 t / 日

パターンⅣ：焼却施設等規模 300 t / 日

パターンⅤ：最大広域化として県内統合

(4) 集約要素

(2) の前提条件を踏まえ、施設の種類(焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設)ごとに、次の4つの集約要素を設定しました。

処 理 経 費：ごみ処理コスト(建設費及び運営管理費)及び収集運搬コストの合計

環 境 負 荷：収集運搬車両による温室効果ガス排出量

エネルギー：エネルギー回収量

災 害 対 策：立地地域の避難場所(小中学校等)への電力供給可能率

(5) 最適ブロック区分

次節では、広域化を進める際のブロック区分を選定するため、(3)で検討対象とした5つのブロック区分の各パターンについて、(4)の4つの集約要素を用いて評価します。

第2項 広域ブロック区分の検討手順

広域化に当たり、地域的なつながりの強い市町村を把握の上、ブロック区分の検討を行います。

まず、市町村間の社会的距離及び地理的距離を用いたクラスター分析により、検討対象の最小のブロック区分となる基礎市町村グループの設定を行います。

その後、この基礎市町村グループ（パターンⅠ）、旧マスタープランによるブロック区分（パターンⅡ）、焼却施設等の規模100t/日以上（パターンⅢ）、同300t/日以上（パターンⅣ）、県内統合（パターンⅤ）のパターンごとに、4つの集約要素（処理経費・環境負荷・エネルギー・災害対策）で評価し、最適な広域ブロックパターンを検討します。

広域ブロック区分の検討手順を図3-1-1に示します。

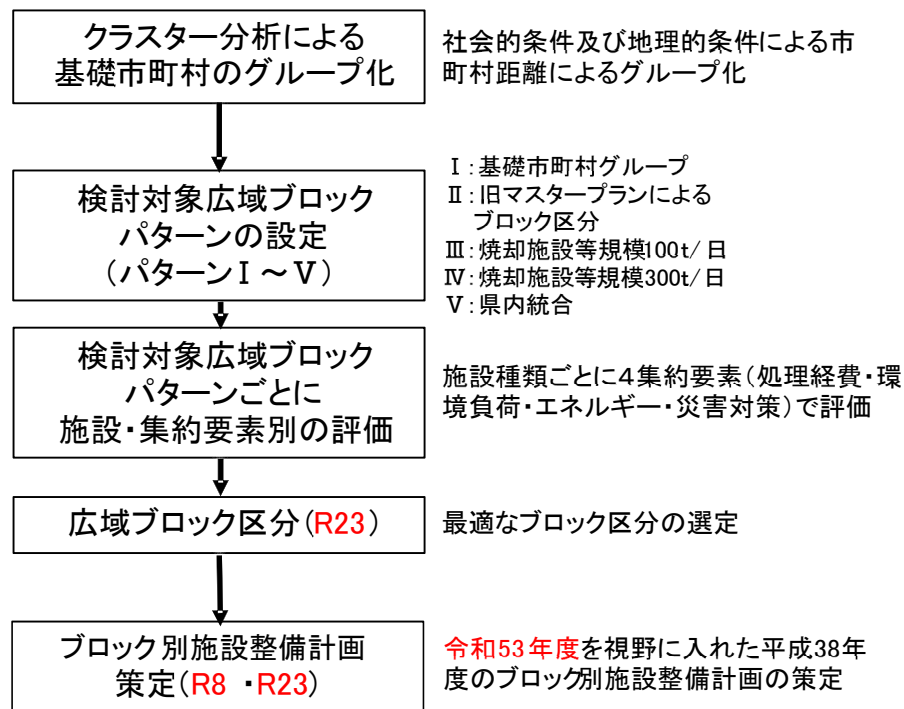


図3-1-1 広域ブロック区分の検討手順

第3項 ブロック区分の基礎検討（クラスター分析）

厚生省通知では、広域ブロック区分を設定する際には、社会的条件と地理的条件を考慮することとされています。

基礎市町村グループは、地域的なつながりから異なるブロックに位置付けることが適当でない市町村単位を基礎市町村グループとして設定し、これをブロック区分の検討の基礎としました。

グループは、社会的条件と地理的条件を用いたクラスター分析により設定しました。クラスター分析は、社会的なつながりが強い、あるいは距離が近いなど、関係が密接である市町村をグループ化するものです。社会的条件については一部事務組合などの市町村間で現存するつながりを、地理的条件については市町村間の道路距離のほか、移動効率の指標として道路距離と直線距離の比率（以下「道直比」という。）についても併せて考慮しました。

社会的条件と地理的条件により市町村間の関係度合を整理し、より関係が近い、あるいは密接であれば同じグループとします。これらの関係度合を「距離指標」と呼びます。

距離指標を用いてクラスター化（グループ化）を行い、距離の近い（類似している）市町村グループを作成しました。市町村は距離の近いほうから段階的にグループ化され、階層的な樹形図によって表されます。

クラスター分析により得られた市町村間距離を図 3-1-2(1)に示します。

距離指標 D は 0 に近いほど類似しており（結び付きが強く）、増えるにしたがって類似していない（結び付きが弱い）状態を表しています。

基礎市町村グループ分けに当たっては、各市が別のグループに属するよう、距離 0.76 で分割することとし、図 3-1-2(2)に示すとおり 21 の基礎市町村グループを設定しました。

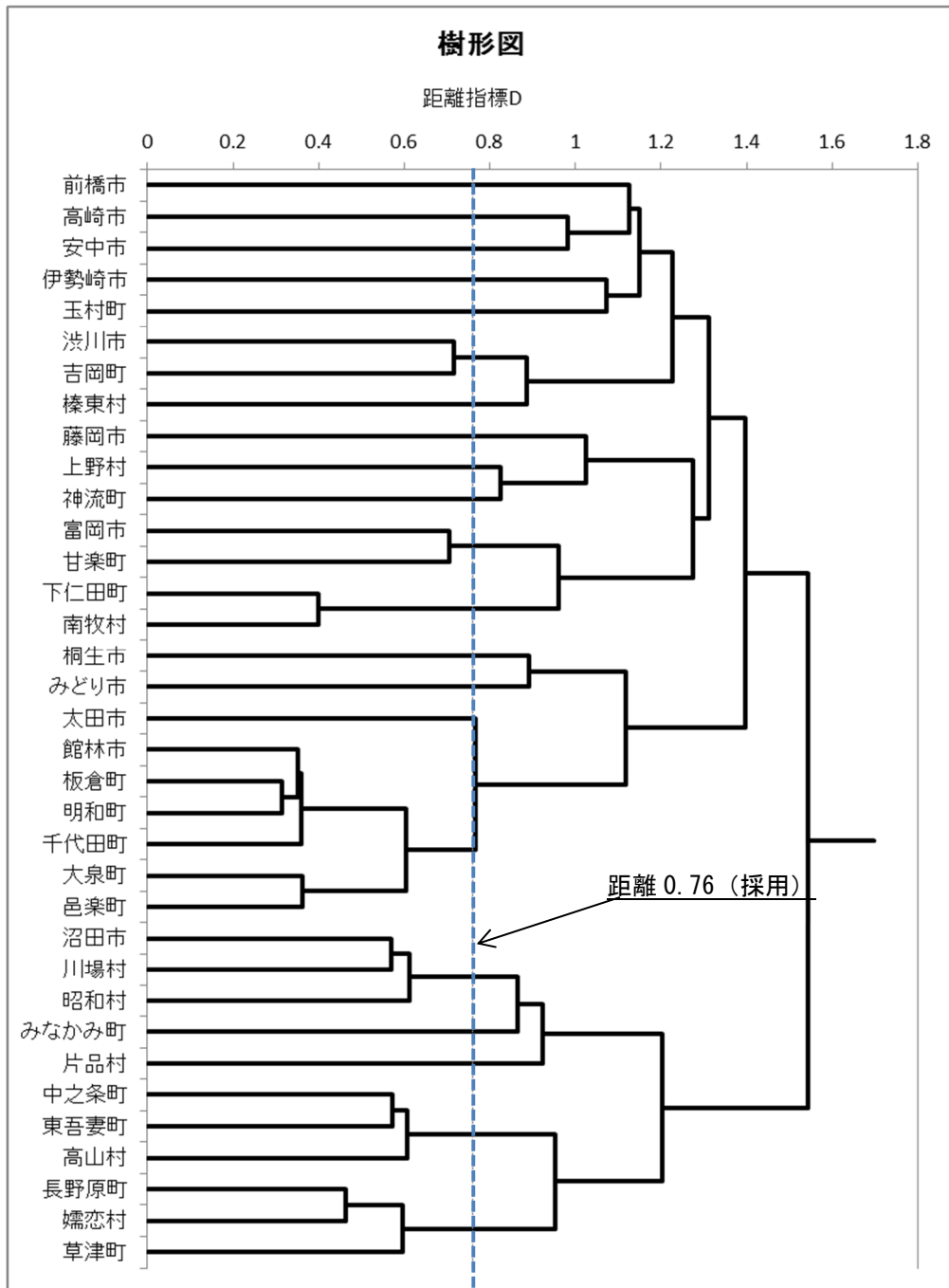


図 3-1-2 (1) クラスタ分析結果による市町村間距離

基礎市町村 グループ No.	構成市町村	市町村計
1	前橋市	1
2	渋川市 吉岡町	2
3	榛東村	1
4	伊勢崎市	1
5	玉村町	1
6	安中市	1
7	高崎市	1
8	藤岡市	1
9	神流町	1
10	上野村	1
11	下仁田町 南牧村	2
12	富岡市 甘楽町	2
13	中之条町 高山村 東吾妻町	3
14	長野原町 嬭恋村 草津町	3
15	沼田市 川場村 昭和村	3
16	片品村	1
17	みなかみ町	1
18	太田市	1
19	館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	6
20	桐生市	1
21	みどり市	1
計 21	—	計 35

図 3-1-2 (2) 市町村間距離に基づいて設定した基礎市町村グループ

第4項 検討対象の広域ブロックパターン

(1) 基礎市町村グループ【パターンI】

クラスター分析結果による最小のブロック区分を用いたブロックパターンです。

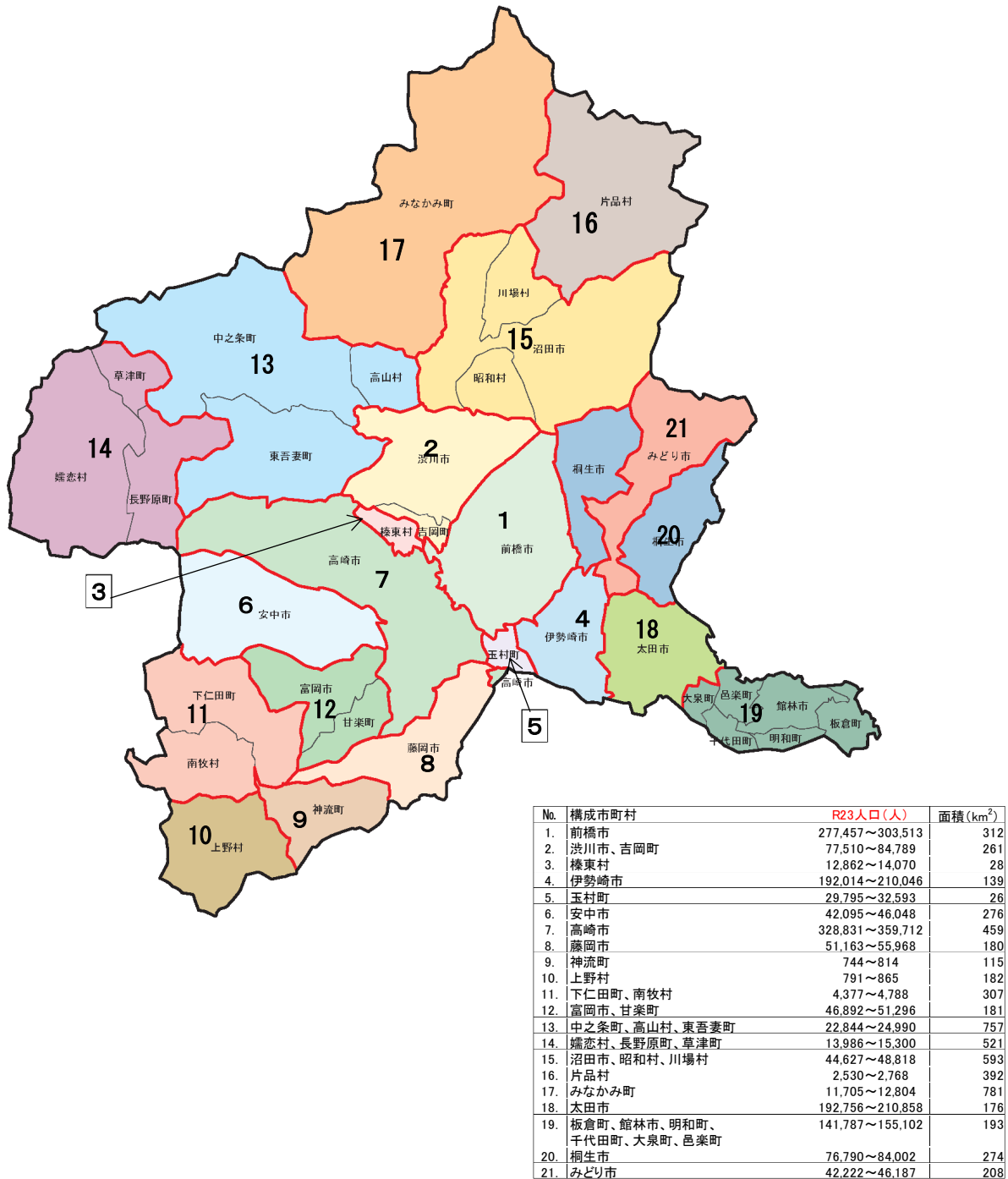


図 3-1-3(1) ブロックパターン I (基礎市町村グループ)

(2) 旧マスタープランによるブロック区分【パターンⅡ】

旧マスタープランで示された広域ブロック区分によるブロックパターンです。

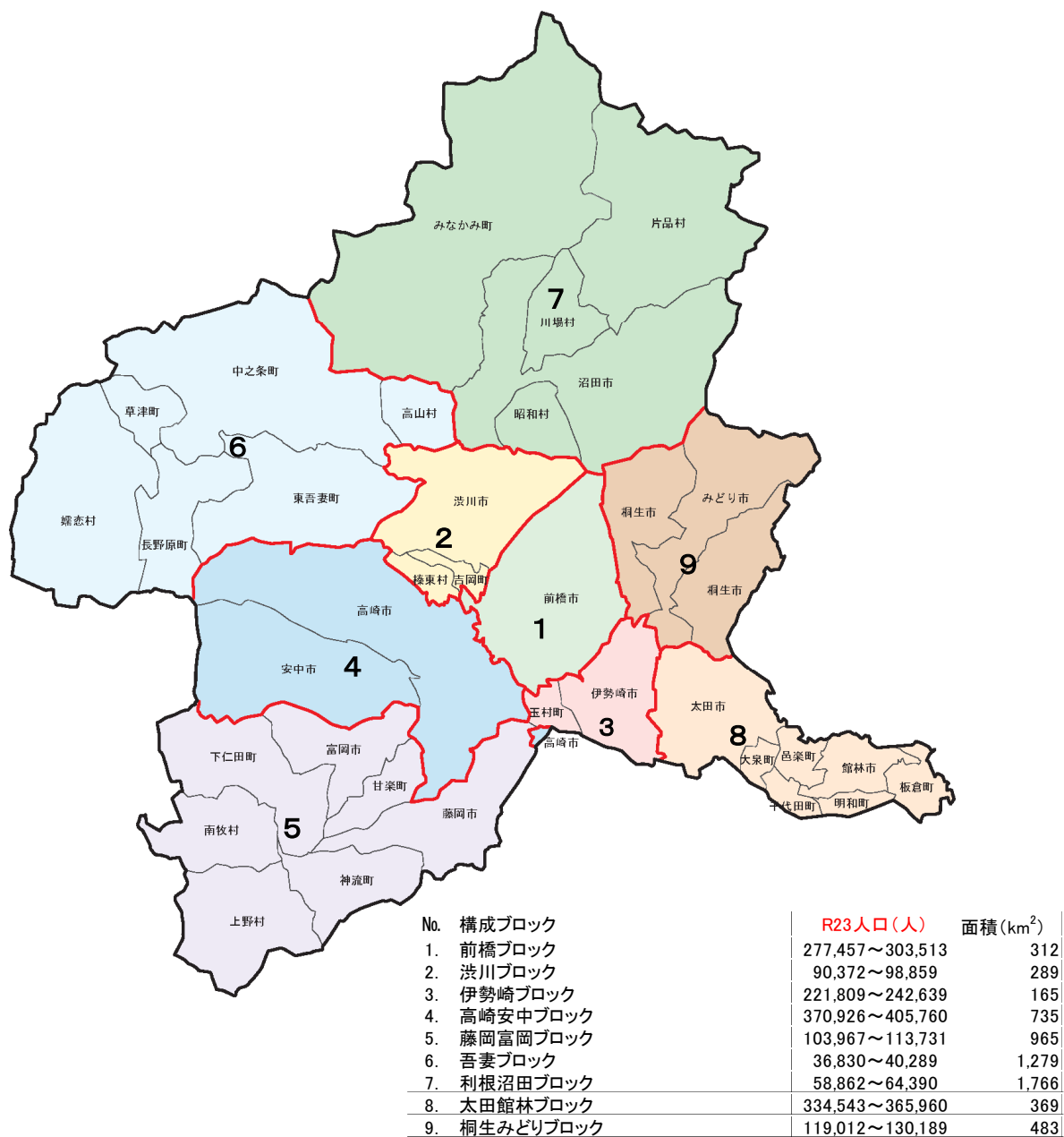


図 3-1-3 (2) ブロックパターンⅡ (旧マスタープランによるブロック区分)

(3) 焼却施設等規模 100 t/日【パターンⅢ】

基礎市町村グループと旧マスタープランによるブロック区分を踏まえて設定したパターンです。



No.	構成ブロック	R23人口(人)	面積(km ²)
1.	前橋ブロック	277,457～303,513	312
2.	渋川ブロック	90,372～98,859	289
3.	伊勢崎ブロック	221,809～242,639	165
4.	高崎安中ブロック	370,926～405,760	735
5.	藤岡富岡ブロック	103,967～113,731	965
6.	吾妻ブロック +利根沼田ブロック	95,692～104,679	3,044
7.	太田館林ブロック	334,543～365,960	369
8.	桐生みどりブロック	119,012～130,189	483

図 3-1-3 (3) ブロックパターンⅢ (焼却施設等 100t/日以上)

(4) 焼却施設等規模 300 t/日【パターンⅣ】

基礎市町村グループと旧マスタープランによるブロック区分を踏まえて設定したパターンです。

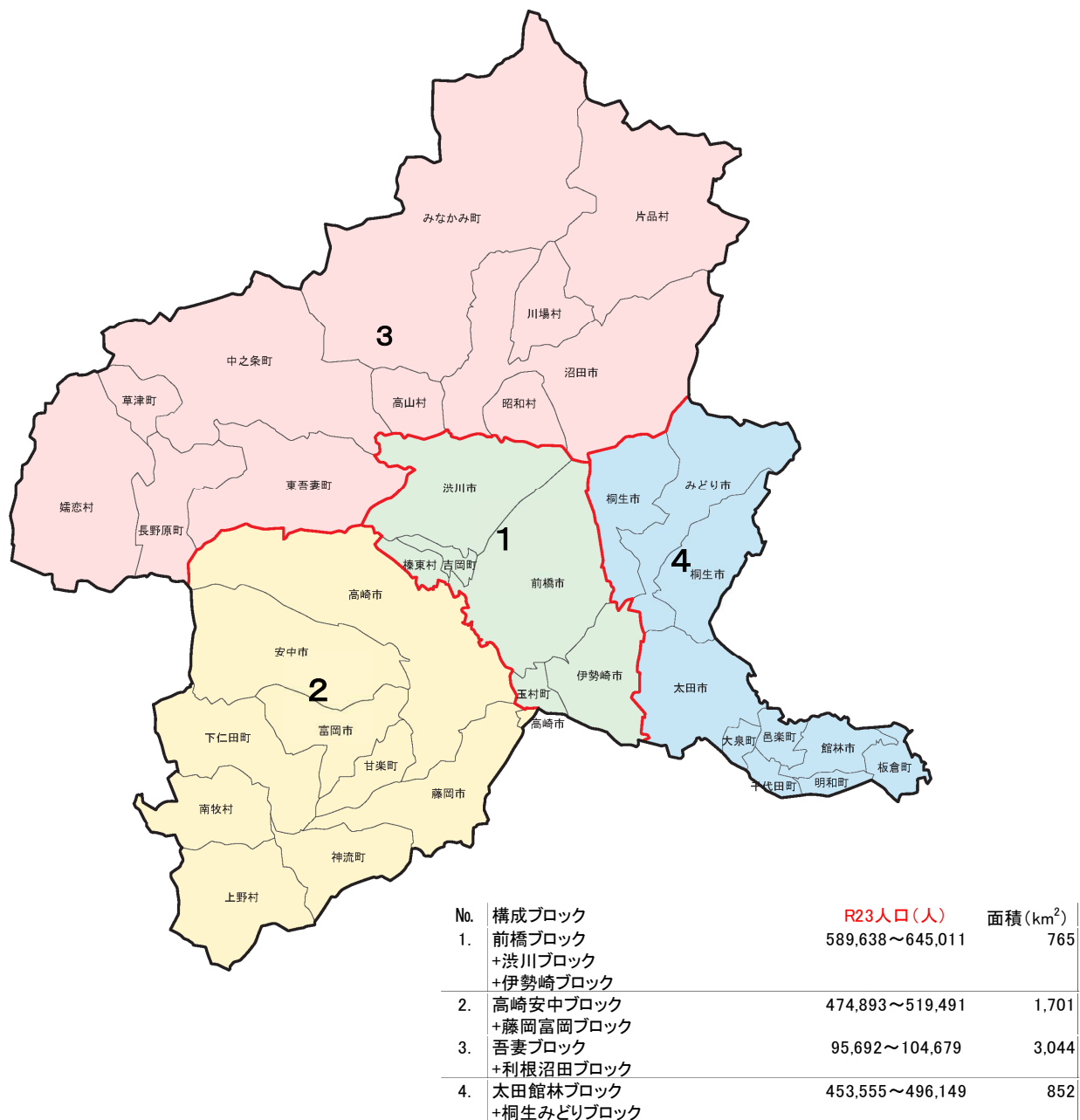


図 3-1-3 (4) ブロックパターンⅣ (焼却施設等 300t/日以上)

(5) 県内統合（県内1ブロック）【パターンV】

最大広域化として県全体を一つに統合したブロックパターンです。

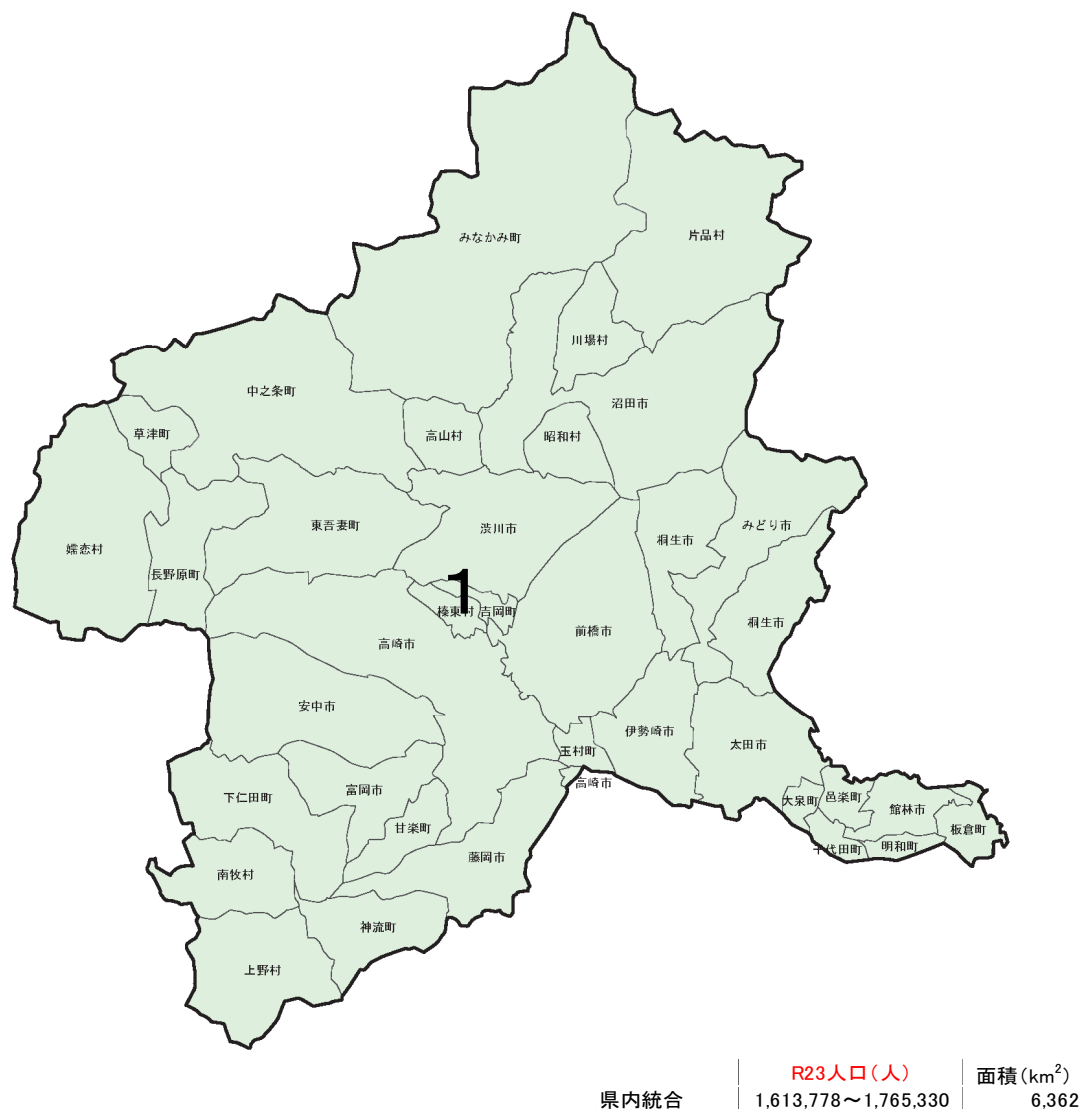


図 3-1-3 (5) ブロックパターンV（県内統合）

第5項 各広域ブロックパターンの集約要素

第1項で、ブロックパターンI～Vについて施設の種類ごとに評価を行うこととした4つの集約要素による評価指標とその算出方法を示します。

(1) 処理経費（焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設）

ごみ処理単価（円/t（kL））

$$= \{ \text{ごみ処理コスト（建設費＋運営管理費）} + \text{収集運搬コスト} \} \\ \div \text{令和23年度ごみ処理量（t（kL）/年）} *1$$

ただし、各コストは次式により算出する。

- ・建設費 = 総建設費 *2 ÷ 想定稼働年数
(焼却：25年、粗大・資源化：20年、最終処分：15年、し尿：25年)
- ・運営管理費 = 人件費＋用役費＋維持補修費（円/年）
- ・収集運搬コスト *3 = R23 収集運搬量（t（kL）/年） × 集約後収集運搬単価（円/t（kL））

*1 焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場（し尿処理施設以外）は、令和23年度発生量（推定値）に平成26年度の各処理量の割合（実績）を乗じて算出した。し尿処理施設は、令和23年度の汚水処理施設未利用人口及び合併処理浄化槽人口に平成26年度の実績から求めた排出量原単位を乗じて算出した。

*2 既存資料による建設費実績をもとに回帰式を作成し、最も関連の高い式に令和23年度施設規模を当てはめることにより算出した。

*3 収集運搬コストは、集約後の距離増加率を考慮した収集運搬単価を求める方法により算出した。

1) 評価指標

広域ブロック内で発生した一般廃棄物（し尿を含む。）のごみ処理単価を評価します。

2) 算出方法

ごみ処理単価は、処理施設の建設費、運営管理費及び収集運搬費から算出します。

建設費は、広域ブロック内の一般廃棄物のうちのごみ発生量又はし尿処理量（令和23年度）から集約施設に必要な規模を推定し、施設規模から算出します。

運営管理費は、建設費の算出の際に推定した施設規模から人件費、用役費（物品購入費）及び維持補修費を合計し、年間費用を算出します。

収集運搬費は、広域ブロック内で排出された一般廃棄物をブロック内1箇所（人口の最も多い市町村）で処理するものとして、広域的な輸送を考慮した試算モデルを仮定して算出します。ただし、本庁舎以外の支所（総合支所又は庁舎）に主要な機能を分散配置している渋川市、藤岡市、みどり市については、市役所ではなく人口重心点を施設設置場所とします。

また、最終処分場へは、中間処理施設（焼却施設等、粗大・資源化施設）からの搬入が主であるため、収集運搬距離は次のとおり仮定しました。

- ・ブロック内で人口が2番目に多い市町村に最終処分場を設置する。
- ・焼却施設等設置市町村（人口が1番多い市町村）と最終処分場設置市町村の距離を収集運搬距離とする。

(2) 環境負荷（焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設）

収集運搬車両の排ガスによる温室効果ガス排出量（kg-CO₂/年）

$$= \text{収集運搬車両の燃料使用量 (kL/年)} \times \text{CO}_2 \text{ 排出係数 } 2.58 \text{ (kg-CO}_2\text{/kL)} \quad *1$$

ただし、収集運搬車両の燃料使用量は次式により算出する。

$$\cdot \text{燃料使用量 (kL/年)} = \text{収集運搬車両のべ走行距離 (台} \cdot \text{km/年)} \div \text{運搬車両の燃費 (km/L)} \quad *2$$

$$\cdot \text{収集運搬車両のべ走行距離 (台} \cdot \text{km/年)} = \text{収集運搬量 (t/年)} \div \text{積載量 (t/台)} \quad *3 \\ \times \text{収集運搬距離 (km)}$$

*1 軽油の排出係数を用いた。

*2 燃費は焼却、粗大・資源化、し尿は4.11km/L、最終処分は2.50km/Lとした。

*3 1台当たり積載量は、焼却；3t、粗大・資源化；1t、最終処分；10t、し尿；5kLとした。

1) 評価指標

広域ブロック内で発生した一般廃棄物（し尿を含む。）の収集運搬に伴う温室効果ガス排出量を評価します。

2) 算出方法

処理経費の項で算出した収集運搬距離と収集運搬車両の燃費から燃料使用量を算出し、燃料当たりのCO₂排出係数を乗じることにより、収集運搬車両の排ガスに伴う温室効果ガス排出量を算出します。

なお、車両の走行時に排出される窒素酸化物の一種（N₂O）及びメタン（CH₄）も温室効果ガスですが、排出量が微小なため評価から除外します。

(3) エネルギー（焼却施設等、し尿処理施設）

エネルギー回収量（kWh/日）

$$\begin{aligned} &= \text{施設規模 (t/日)} \times 1 \text{ t 当たりのごみ発熱量 (MJ/t)} *1 \\ &\div 3,600 \text{ (MJ/MWh)} \times 1,000 \text{ (kWh/MWh)} \times \text{エネルギー回収率 (\%)} *2 \end{aligned}$$

*1 焼却 8,400MJ/t、し尿 メタン 1.5Nm³/kL とした文献¹⁰⁾。また、施設規模 50 t (kL) /日未満の小規模施設は、発電設備を設置することが困難であるため、算出しなかった。

*2 循環型社会形成推進交付金の交付要件である施設規模に応じて適用されるエネルギー回収率を用いた。

1) 評価指標

広域ブロック内に設置される集約施設のうち、発電や熱供給が可能な施設は焼却施設等及びし尿処理施設です。

これらの施設について、上枠の計算式に示すエネルギー回収量を評価します。

なお、粗大・資源化施設及び最終処分場は、エネルギー供給できないため、検討から除外します。

2) 算出方法

処理経費の項で算出した集約施設の規模に、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成 26 年 3 月、環境省）」^{文献 11)} に示されるエネルギー回収率（発電効率と熱利用率の和）（表 3-1-1 参照）及びごみ発熱量を乗じて算出します。

表 3-1-1 施設規模ごとのエネルギー回収率

施設規模 (t/日)	エネルギー回収率 (%) (交付率 1/2)
100 以下	15.5
100 超、150 以下	16.5
150 超、200 以下	17.5
200 超、300 以下	19.0
300 超、450 以下	20.5
450 超、600 以下	21.5
600 超、800 以下	22.5
800 超、1000 以下	23.5
1000 超、1400 以下	24.5
1400 超、1800 以下	25.5
1800 超	26.5

出典) エネルギー回収型廃棄物処理施設 (交付率 1/2) の循環型社会形成推進交付金交付要件 (平成 26 年 3 月、環境省)

(4) 災害対策（焼却施設等）

集約施設による立地地域避難場所への電力供給可能率（％）

$$= \text{供給可能電力量 (kWh/日)} \div \text{避難場所必要電力量 (kWh/日)} \times 100$$

ただし、

- ・ 供給可能電力量 (kWh/日) = 集約施設発電量(kWh/日)*¹ - 集約施設場内電力消費量(kWh/日)*²
- ・ 避難場所必要電力量 (kWh/日) = 小中学校児童生徒数(人)*³
× 児童生徒 1 人当たり床面積(m²/人) *⁴
× 小中学校電力消費量原単位(kWh/(m²・年))*⁵
÷ 開校日 230(日/年)

*1 (3) 項によるエネルギー回収量を用いた。

*2 集約施設の規模 (t/日) に消費電力原単位; 160 (kWh/t) を乗じて算出した (※ 消費電力原単位は環境省指針 [環境省, 平成 24 年 3 月] 文献¹²⁾ による施設規模 150t×2 炉/日、既設のストーカ炉の数値を準用した)。

*3 小中学校児童生徒数: 平成 27 年度学校基本調査による児童生徒数 [文部科学省, 平成 27 年度] 文献¹³⁾

*4 児童生徒 1 人当たり床面積: 平成 27 年度公立学校施設実態調査による校舎等の 1 人当たり保有面積 [文部科学省, 平成 27 年度] 文献¹⁴⁾

*5 小中学校電力消費量原単位: 非住宅建築物の環境関連データベース (DECC) による電力消費量 (E 地域, 2008 年平均値) 33.1kWh/ (m²・年) [一般社団法人 日本サステナブル建築協会 (JSBC), 2008] 文献¹⁵⁾

1) 評価指標

廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、焼却施設等の集約施設を大規模災害発生時の地域の防災拠点と位置付け、立地地域において避難場所と想定される小中学校への電力供給可能率を評価します。併せて、防災拠点の分散配置の観点から、電力供給可能な規模の焼却施設等があるブロック数の多いブロックパターンは、地域防災への貢献度が高いと考えられるため、優位に評価するものとします。

なお、エネルギー供給源としてはし尿処理施設もありますが、発電量が少なく外部供給が困難なことが多いため、検討から除外します。粗大・資源化施設及び最終処分場はエネルギー供給ができないため、検討から除外します。

2) 算出方法

広域ブロック内の集約施設の 1 日当たり供給可能電力量と、避難場所と想定される小中学校の必要電力量から、立地地域避難場所への電力供給可能率を算出します。併せて、全ブロックのうち電力供給可能な規模の焼却施設等があるブロックの数も算出します。

小中学校の必要電力量は、学校基本調査による小中学校棟数に「学校施設のエネルギー対策 (東京都環境局)」に示される小中学校電力消費量原単位 (延べ床面積当たり) を乗じて算出します。

第6項 広域ブロックパターンの評価方法のまとめ

(1) 広域ブロックパターン

検討する広域ブロックパターンと評価を実施した集約要素は表 3-1-2 のとおりです。
また、各ブロックパターンにおいて、焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設の4つの施設について各集約要素による評価を行いました。

表 3-1-2 広域ブロックパターンと評価を実施した集約要素

ブロックパターン	ブロック区分の根拠	ブロック数	焼却施設等	粗大・資源化施設	最終処分場	し尿処理施設
I	基礎市町村グループ	21	経費 環境 エネ 災害	経費 環境	経費 環境	経費 環境 エネ
II	旧マスタープランによるブロック区分	9	経費 環境 エネ 災害	経費 環境	経費 環境	経費 環境 エネ
III	焼却施設等 規模 100 t / 日	8	経費 環境 エネ 災害	経費 環境	経費 環境	経費 環境 エネ
IV	焼却施設等 規模 300 t / 日	4	経費 環境 エネ 災害	経費 環境	経費 環境	経費 環境 エネ
V	県内統合	1	経費 環境 エネ 災害	経費 環境	経費 環境	経費 環境 エネ

注) 経費；処理経費、環境；環境負荷、エネ；エネルギー、災害；災害対策

第2節 広域ブロック区分

第1項 各広域ブロックパターンの集約要素別評価結果

(1) 処理経費（焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設）

処理経費の評価結果を表3-2-1に示します。

表3-2-1 処理経費の評価結果

集約要素 [評価指標]	施設		ブロックパターン				
			I (基礎市町村)	II (旧ブロック)	III (100 t/日)	IV (300 t/日)	V (県内統合)
処理経費 [平均処理単価 (千円/t (KL))]	焼却	ごみ発生量 最小推計	28	25	25	23	26
		ごみ発生量 最大推計	26	23	23	22	25
		粗大・ 資源化	120	110	110	110	150
	最終 処分場	ごみ発生量 最小推計	75	47	44	35	24
		ごみ発生量 最大推計	50	36	35	31	25
		し尿	し尿処理量 最小推計	18	13	13	9.8
	し尿処理量 最大推計		13	9.7	9.4	7.7	6.3

注1) 平均処理単価；各ブロック処理経費合計（処理経費、収集運搬経費の合計）÷各ブロック処理量合計

1) 焼却施設等

処理経費の評価結果を見ると、ごみ発生量最小推計及び最大推計ともにパターンIVが最も低く、次いでパターンII及びIIIが低くなりました。一方、最も高いのはパターンI（ごみ発生量最小推計及び最大推計）でした。

パターンVのように集約が進むと、建設費及び運営管理費は抑えられますが、収集運搬エリアの拡大により収集運搬コストは高くなります。一方、パターンIのように集約が進まないと、建設費及び運営管理費が高くなります。

よって、焼却施設等については、パターンII（旧マスタープランによるブロック）、III（規模100 t/日）、IV（規模300 t/日）の3つのパターン付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

2) 粗大・資源化施設

処理経費の評価結果を見ると、ごみ発生量最小推計はパターンII～IVが、ごみ発生量最大推計はパターンII及びIIIが最も低く、次いでパターンI（ごみ発生量最小推計及び最大推計）又はIV（ごみ発生量最大推計）が低い結果でした。一方、最も高いのは、ごみ発生量最小推計及び最大推計ともにパターンVでした。

粗大・資源化施設の対象となる資源ごみは、焼却ごみに比べ処理経費のうち収集運搬コストが占める割合が大きいいため、収集運搬エリアの拡大による処理経費の増加が影響しています。

よって、粗大・資源化施設については、パターンⅡ（旧マスタープランによるブロック）、Ⅲ（規模 100 t/日）、Ⅳ（規模 300 t/日）の 3 つのパターン付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

3) 最終処分場

処理経費の評価結果を見ると、ごみ発生量最小推計及び最大推計ともにパターンⅤが最も低く、次いでパターンⅣが低くなりました。一方、最も高いのはパターンⅠ（ごみ発生量最小推計及び最大推計）でした。

最終処分場は、処理経費のうちの大部分を建設費及び運営管理費が占めることから、集約が進んだパターンⅤの経費が最も低くなります。

よって、最終処分場については、パターンⅤ（県内統合）又はⅣ（規模 300 t/日）付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

4) し尿処理施設

処理経費の評価結果を見ると、し尿処理量最小推計及び最大推計ともにパターンⅤが最も低く、次いでパターンⅣが低くなりました。一方、最も高いのはパターンⅠ（し尿処理量最小推計及び最大推計）でした。

し尿処理施設は、処理経費のうちの大部分を建設費及び運営管理費が占めることから、集約が進んだパターンⅤの経費が最も低くなります。よって、し尿処理については、パターンⅤ（県内統合）又はⅣ（規模 300 t/日）付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

(2) 環境負荷（焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設）

環境負荷の評価結果を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-2 環境負荷の評価結果

集約要素 [評価指標]	施設		ブロックパターン				
			I (基礎市町村)	II (旧ブロック)	III (100 t/日)	IV (300 t/日)	V (県内統合)
環境負荷 [収集運搬車両 CO ₂ 排出量 (千tCO ₂ /年)]	焼却	ごみ発生量 最小推計	2.5	8.7	11	25	190
		ごみ発生量 最大推計	3.4	12	14	34	260
	粗大・ 資源化	ごみ発生量 最小推計	0.55	1.9	2.3	5.5	41
		ごみ発生量 最大推計	0.74	2.6	3.2	7.5	56
	最終 処分場	ごみ発生量 最小推計	0.061	0.057	0.057	0.064	0.045
		ごみ発生量 最大推計	0.12	0.11	0.12	0.13	0.091
	し尿	し尿処理量 最小推計	0.36	1.6	2.0	3.7	23
		し尿処理量 最大推計	0.63	2.8	3.4	6.7	45

注1) 収集運搬車両 CO₂ 排出量；各ブロック CO₂ 排出量合計

1) 焼却施設等、粗大・資源化施設、し尿処理施設

環境負荷の評価結果（収集運搬車両 CO₂ 排出量）を見ると、ごみ発生量（し尿処理量）最小推計及び最大推計ともに、パターン I が最も少なく、次いでパターン II が少なくなりました。一方、最も多いのはパターン V でした。

集約が進むほど収集運搬エリアの拡大により収集運搬車両による CO₂ 排出量は多くなります。

よって、焼却施設等、粗大・資源化施設、し尿処理施設については、パターン I（基礎市町村グループ）又はパターン II（旧マスタープランによるブロック）付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

2) 最終処分場

環境負荷の評価結果（収集運搬車両 CO₂ 排出量）を見ると、ごみ発生量最小推計及び最大推計ともにパターン V が最も低かったものの、焼却施設等などに比べ、ブロックパターン間の差が小さくなりました。

これは、最終処分場の場合、焼却施設などの中間処理施設からの運搬であるため、施設が集約されても、収集運搬車両 CO₂ 排出量は大きく変わらないことによります。

よって、最終処分場については、ブロックパターンによる差は無いものと考えられます。

(3) エネルギー（焼却施設等、し尿処理施設）

エネルギーの評価結果を表 3-2-3 に示します。

表 3-2-3 エネルギーの評価結果

集約要素 評価指標]	施設		ブロックパターン				
			I (基礎市町村)	II (旧ブロック)	III (100 t/日)	IV (300 t/日)	V (県内統合)
エネルギー [エネルギー回収量 (千kW h/日)]	焼却	ごみ発生量 最小推計	540	680	690	770	940
		ごみ発生量 最大推計	860	950	980	1,100	1,300
	し尿	し尿処理量 最小推計	0.0	2.8	2.9	4.2	4.8
		し尿処理量 最大推計	4.9	7.0	7.8	9.0	9.0

注 1) エネルギー回収量；各ブロックエネルギー回収量合計

1) 焼却施設等

エネルギーの評価結果を見ると、ごみ発生量最小推計及び最大推計ともにパターンVが最もエネルギー回収量が多く、次いでパターンIVが多くなりました。一方、最もエネルギー回収量が少ないのはパターンIでした。

集約が進み施設が大規模になるほど、発電設備も大規模になり発電効率が高くなるため、エネルギー回収量も増加します。

よって、焼却施設等については、パターンV（県内統合）又はIV（規模 300 t/日）付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

2) し尿処理施設

エネルギーの評価結果を見ると、し尿処理量最小推計ではパターンVが、し尿処理量最大推計ではパターンIV及びVが最もエネルギー回収量が多く、次いでパターンIV（し尿処理量最小推計）又はIII（し尿処理量最大推計）が多くなりました。一方、最もエネルギー回収量が少ないのはパターンI（し尿処理量最小推計及び最大推計）でした。

集約が進み施設が大規模になるほど、発電設備も大規模になり発電効率が高くなるため、エネルギー回収量も増加します。

よって、し尿処理施設については、パターンV（県内統合）又はIV（規模 300 t/日）付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

(4) 災害対策（焼却施設等）

災害対策の評価結果を表 3-2-4 に示します。

表 3-2-4 災害対策の評価結果

集約要素 [評価指標]	施設		ブロックパターン				
			I (基礎市町村)	II (旧ブロック)	III (100 t/日)	IV (300 t/日)	V (県内統合)
災害対策 [電力供給可能率 (%)]	焼却	ごみ発生量 最小推計	100%	130%	140%	160%	210%
		電力供給可能 ブロック数 /ブロック数	(8,21)	(8,9)	(8,8)	(4,4)	(1,1)
		ごみ発生量 最大推計	170%	200%	200%	230%	290%
		電力供給可能 ブロック数 /ブロック数	(12,21)	(9,9)	(8,8)	(4,4)	(1,1)

注 1) 電力供給可能率；各ブロック供給可能電力量合計÷各ブロック避難場所必要電力量合計

1) 焼却施設等

災害対策の評価結果（電力供給可能率）を見ると、ごみ発生量最小推計及び最大推計ともに、パターンVが最も供給可能率が高く、次いでパターンIVが高くなっており、最も供給可能率が低いのは、パターンIでした。

一方、全ブロック数中の電力供給可能なブロック数をみると、パターンI～IIIにおいては8～12ブロックで電力供給が可能になっています。

電力供給可能率は施設が大規模化するほど上がりますが、焼却施設等から避難場所への送配電や災害時の避難効率を考慮すると、電力供給可能な施設が分散して配置された方が、恩恵を受ける地域が増えるというメリットがあります。

よって、災害対策については電力供給可能率のみで評価した場合はパターンV（県内統合）が最適となりますが、施設の分散配置によるメリットも合わせて評価すると、電力供給可能率が100%を十分に上回り、施設の分散配置によるメリットも得られるパターンI（基礎市町村グループ）、II（旧マスタープランによるブロック）、III（規模100 t/日）付近に最適なポイントがあるものと考えられます。

第2項 各ブロックパターンの集約要素別評価結果のまとめ

各ブロックパターンの集約要素別評価結果の一覧表を表 3-2-5 に示します。

(1) 処理経費

施設の種類ごとに優位なパターンが異なっていますが、パターンⅡ～Ⅴに広域化効果がみられます。

特に、ごみ処理の主要施設である焼却施設等や、収集運搬費用の割合が大きい粗大・資源化施設で評価すると、パターンⅡ～Ⅳが最適と考えられます。

(2) 環境負荷

最終処分場以外の施設は、ブロック面積が狭く収集運搬距離が短いパターンⅠ又はⅡ付近に環境負荷の少ない最適なポイントがあるものと考えられます。

一方、集約が進んだパターンⅣ～Ⅴでは、環境負荷が大幅に増加する結果となっています。

なお、最終処分場については、集約されても収集運搬距離は大きく変わらず、ブロックパターンによる差はありませんでした。

(3) エネルギー

発電設備の設置が困難な小規模施設が多いパターンⅠ以外は、発電設備の設置がほぼ可能で、また規模が大きいほど発電施設も大規模になり発電効率が高くなるため、集約の進んだパターンⅣ又はⅤに広域化効果が見られます。

(4) 災害対策

エネルギー同様、規模が大きいほど発電効率が高くなり、電力供給量も増えるため、集約の進んだパターンⅤに効果が見られます。一方、施設の分散配置によるメリットも合わせて考慮すると、パターンⅠ～Ⅲが最適と考えられます。

(5) 総合評価

処理経費及び環境負荷が比較的少なく、エネルギー面として発電施設導入が可能で、災害対策として施設の分散配置によるメリットを考慮すると、パターンⅡ又はⅢが適当と考えられます。

なお、パターンⅡとパターンⅢの違いは、吾妻地域と利根沼田地域とを分けるか統合するかですが、処理経費、エネルギー及び災害対策の面で両者に大きな違いはないものの、環境負荷ではパターンⅡの方が効果が見られることから、パターンⅡの方が適当と考えられます。

したがって、最適なブロック区分は、パターンⅡと評価します。

なお、パターンⅡは、旧マスタープランのブロック区分であることから、ブロック区分を行う際には、距離、既存廃棄物処理の枠組及び既存広域行政圏を重視すべきとの市町村等アンケート結果にも沿うものとなります。

表 3-2-5 集約要素別の評価結果

集約要素 [評価指標]	ブロック パターン	I (基礎市町村)	II (旧ブロック)	III (100 t/日)	IV (300 t/日)	V (県内統合)
	ブロック数	21	9	8	4	1
処理経費 [平均処理単価 (千円/t (KL))]	焼却	26~28	23~25	23~25	22~23	25~26
	粗大・資源化	110~120	100~110	100~110	110~110	150~150
	最終処分場	50~75	36~47	35~44	31~35	24~25
	し尿	13~18	9.7~13	9.4~13	7.7~9.8	6.3~7.2
環境負荷 [収集運搬車両 CO ₂ 排出量 (千tCO ₂ /年)]	焼却	2.5~3.4	8.7~12	11~14	25~34	190~260
	粗大・資源化	0.55~0.74	1.9~2.6	2.3~3.2	5.5~7.5	41~56
	最終処分場	0.061~0.12	0.057~0.11	0.057~0.12	0.064~0.13	0.045~0.091
	し尿	0.36~0.63	1.6~2.8	2.0~3.4	3.7~6.7	23~45
エネルギー [エネルギー回収量 (千kW h/日)]	焼却	540~860	680~950	690~980	770~1,100	940~1,300
	し尿	0.0~4.9	2.8~7.0	2.9~7.8	4.2~9.0	4.8~9.0
災害対策 [電力供給可能率 (%)] (電力供給 可能ブロック数 /ブロック数)	焼却	100% ~170% (8~12/21)	130% ~200% (8~9/9)	140% ~200% (8/8)	160% ~230% (4/4)	210% ~290% (1/1)
ブロック区分の根拠		基礎市町村 グループ	旧マスタープラン のブロック区分	焼却施設等 規模100 t/日	焼却施設等 規模300 t/日	県内統合

第4章 広域処理施設整備計画（平成29年度～令和8年度）

第1節 一般廃棄物処理の動向及び課題

第1項 県全体

(1) ごみ処理の状況

総排出量は平成26年度及び令和8年度は高崎安中ブロックが最も多く、令和23年度は太田館林ブロックが最も多くなる見込みです。再生利用率はブロック間の差が大きく、県全体を上回るブロック（前橋、藤岡富岡、利根沼田、太田館林）と、下回るブロック（渋川、伊勢崎、高崎安中、吾妻、桐生みどり）で二極化しており、この傾向は令和8年度及び令和23年度も継続すると見込まれます。

人口の多い前橋ブロック、高崎安中ブロック、太田館林ブロックは総排出量は多いものの、排出量原単位は少なく、ごみの減量が進んでいます。人口の少ない渋川ブロック、吾妻ブロック、桐生みどりブロックは、総排出量は少ないものの、排出量原単位は多くなっています。

(2) 生活排水処理の状況

汚水処理率は、平成26年度は伊勢崎ブロック及び藤岡富岡ブロックが低い傾向でしたが、推計によれば、令和8年度及び令和23年度は整備が進み、全ブロックとも汚水処理率は高くなると見込まれます。ブロック別にみると、最も高いのは前橋ブロックで、低いのは伊勢崎ブロック及び藤岡富岡ブロックとなっています。

(3) エネルギー利用の状況

エネルギー利用は、渋川ブロックを除く全ブロックでごみ焼却熱が利用されています。このうち、前橋ブロック、伊勢崎ブロック、高崎安中ブロック及び桐生みどりブロックでは、発電も行われています。

(4) 動向及び課題

県全体の人口は、1960年代の高度経済成長期以降、増加していましたが、平成16年7月の203万5千人をピークに減少傾向が続いており、ごみを排出する人口は今後も減少すると考えられます。また、合わせて少子高齢化が進んでいます。

ごみ処理の状況は、全国と比較すると排出量原単位が多く、再生利用率が低くなっており、この改善が課題です。しかしながら、ごみの総排出量及び排出量原単位は年々減少しており、将来のごみ処理量は減少するものと推計されます。

また、生活排水処理については、県全体の汚水処理人口普及率（整備率）は平成26年度末で77.5%と全国平均（89.5%）に比べて低いものの年々改善しており、県汚水処理計画では早期の汚水処理の概成をめざしています。整備に伴いし尿処理の対象となる合併処理浄化槽人口及び汚水処理施設未利用人口は大きく減少するため、し尿処理量は減少するものと推計されます。

このように、将来的な人口及びごみ処理量（し尿処理量）の減少、加えて生産年齢人口の減少に伴う税収減が予想されるなか、安定的かつ効率的なごみ処理及びし尿処理を推進するためには、市町村の枠を超えた広域的な処理を進める必要があります。

表 4-1-1 ごみ総排出量【令和 8 年度・令和 23 年度】

ブロック名	ごみ総排出量（t/年）		
	平成26年度	令和 8 年度推計	令和23年度推計
前橋	129,578	99,976～118,097	84,985～107,348
渋川	48,069	36,407～43,015	30,511～38,537
伊勢崎	91,158	72,092～85,139	65,247～82,452
高崎安中	162,712	124,327～146,853	104,341～131,811
藤岡富岡	55,302	40,839～48,239	33,288～42,051
吾妻	25,791	18,086～21,362	13,736～17,352
利根沼田	32,949	23,611～27,880	18,713～23,643
太田館林	152,762	121,194～143,094	107,038～135,178
桐生みどり	74,371	52,042～61,478	40,699～51,416
県全体	772,692	588,574～695,157	498,558～629,788

表 4-1-2 ごみ排出量原単位及び再生利用率【令和 8 年度・令和 23 年度】

ブロック名	排出量原単位（g/人・日）			再生利用率（%）		
	平成26年度	令和 8 年度推計	令和23年度推計	平成26年度	令和 8 年度推計	令和23年度推計
前橋	1,044	868～998	839～969	18.0	19.4～30.9	19.8～32.1
渋川	1,126	946～1,088	925～1,068	11.5	11.5～18.3	11.5～18.6
伊勢崎	1,006	825～949	806～931	10.9	10.9～17.3	10.9～17.7
高崎安中	1,021	828～952	771～890	13.4	13.4～21.3	13.4～21.7
藤岡富岡	1,031	881～1,013	877～1,013	20.0	20.0～31.8	20.0～32.4
吾妻	1,183	1,026～1,180	1,022～1,180	12.4	12.4～19.7	12.4～20.1
利根沼田	1,026	882～1,014	871～1,006	26.1	26.1～41.5	26.1～42.3
太田館林	1,028	882～1,014	877～1,012	19.5	19.5～31.0	19.5～31.6
桐生みどり	1,193	970～1,115	937～1,082	10.4	10.4～16.5	10.4～16.9
県全体	1,051	875～1,006	846～977	15.6	15.9～25.3	16.0～25.9

表 4-1-3 汚水処理率【令和 8 年度・令和 23 年度】

ブロック名	汚水処理率 (%)		
	平成26年度	令和 8 年度推計	令和23年度推計
前橋	85.8	96.0～98.3	98.0～100.0
渋川	73.5	85.6～97.9	93.5～100.0
伊勢崎	57.5	77.6～91.5	82.7～100.0
高崎安中	74.2	89.9～95.3	94.7～100.0
藤岡富岡	55.0	81.8～92.4	88.6～100.0
吾妻	73.5	91.7～97.8	94.8～100.0
利根沼田	71.2	89.0～97.4	91.3～100.0
太田館林	65.6	83.6～96.2	83.6～100.0
桐生みどり	75.5	85.5～95.8	87.4～100.0
県全体	70.9	86.9～95.6	90.2～100.0

表 4-1-4 エネルギー回収量（発電量）【令和 8 年度・令和 23 年度】

ブロック名	エネルギー回収量（千kWh/日）		
	平成26年度	令和 8 年度推計	令和23年度推計
前橋	175 (40)	153～194 (50)	119～175 (140)
渋川	—	46～56	35～52 (40)
伊勢崎	122 (40)	103～130 (50)	92～127 (100)
高崎安中	267 (110)	190～254 (220)	159～216 (200)
藤岡富岡	62	50～69	41～55 (40)
吾妻	7	21～26	16～21 (20)
利根沼田	31	27～34	21～29 (20)
太田館林	204	186～248 (190)	163～233 (190)
桐生みどり	138 (90)	68～94 (90)	50～72 (60)
県全体	1010 (280)	840～1100 (600)	700～980 (810)

注 1) 表中の括弧内の数字は発電量（エネルギー回収量の内数）を示す。

第2項 ブロック別

(1) 前橋ブロック

ごみ処理については、令和8年度の排出量原単位は9ブロック中3番目に少なく、再生利用率は9ブロック中4番目に高い見込みです。

ごみ処理施設については、焼却施設等は六供清掃工場（焼却）で延命化（基幹的設備改良）工事が実施され、他の2施設の延命化については平成31年度までに検討する方針が示されています。粗大・資源化施設は、遅いものでも令和2年度には耐用年数に達するものの、現時点では更新や延命化など具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、埋立終了時期を見据え、新規計画の検討が必要な時期になっています。

生活排水処理については、令和8年度の汚水処理率は9ブロック中最も高い見込みです。

し尿処理施設については、遅いものでも令和5年度には耐用年数に達するものの、現時点では更新や延命化など具体的な計画がない状況です。なお、既存の2施設は、同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

広域化の推進体制については、1ブロック1市のため、市町村間協議は不要です。

(2) 渋川ブロック

ごみ処理については、令和8年度の排出量原単位は9ブロック中3番目に多く、再生利用率は9ブロック中3番目に低い見込みです。

ごみ処理施設については、焼却施設等及び2つの粗大・資源化施設のうち1施設で修繕等を主体とした長寿命化計画が策定されています。ただし、現時点では基幹的設備改良工事等、更新や延命化に係る工事の予定はない状況です。

焼却施設等及び最終処分場ともに各1施設に集約されています。粗大・資源化施設の既存の2施設は、同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

生活排水処理については、令和8年度の汚水処理率は県全体と同程度の見込みです。

し尿処理施設については、1施設に集約されており、耐用年数に達していますが、現時点では更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

広域化の推進体制については、既に広域市町村圏で処理を行っています。

(3) 伊勢崎ブロック

ごみ処理については、令和8年度の排出量原単位は9ブロック中最も少ない見込みですが、再生利用率は9ブロック中2番目に低い見込みです。

ごみ処理施設については、2つの焼却施設等のうち1施設は延命化工事が終了し、もう1施設は延命化工事が行われています。

一方、粗大・資源化施設については、遅いものでも令和2年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第4期）が新規に整備されます。

生活排水処理については、令和8年度の汚水処理率は9ブロック中最も低い見込みです。

し尿処理施設については、遅いものでも令和3年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

広域化の推進体制については、具体化されたものではありません。

(4) 高崎安中ブロック

ごみ処理については、令和8年度の排出量原単位は9ブロック中2番目に少なく、再生利用率は県全体より低い見込みです。

ごみ処理施設については、高浜クリーンセンター（焼却、粗大・資源化）が更新され、碓氷川クリーンセンター（焼却、粗大）では延命化工事が実施されています。吉井クリーンセンター（焼却、粗大）では耐用年数に達していますが、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、埋立終了時期を見据え、新規計画の検討が必要な時期になっています。

生活排水処理については、令和8年度の汚水処理率は9ブロック中3番目に高くなる見込みです。

し尿処理施設については、2施設に集約されていますが、遅いものでも平成30年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

広域化の推進体制については、具体化されたものではありません。

(5) 藤岡富岡ブロック

ごみ処理については、令和8年度の排出量原単位は県全体と同程度ですが、再生利用率は9ブロック中2番目に高い見込みです。

ごみ処理施設については、藤岡市清掃センター（焼却、粗大・資源化）で延命化工事が実施されていますが、その他の焼却施設等及び粗大・資源化施設は、遅いものでも令和6年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、いずれも残余容量が多く埋立の継続は可能ですが、供用開始後の経過年数が長期になるにつれ、老朽化対策のための点検や修繕等が増加します。

生活排水処理については、令和8年度の汚水処理率は9ブロック中2番目に低い見込みです。

し尿処理施設については、遅いものでも令和6年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

広域化の推進体制については、ブロック協議会が設立され、広域化については多野藤岡地域と富岡甘楽地域で各々検討していくことを基本とする合意がなされました。富岡甘楽地域においては、広域化準備会が設立され、広域化に向けた検討が進められています。

(6) 吾妻ブロック

ごみ処理については、令和 8 年度の排出量原単位は 9 ブロック中最も多く、再生利用率は県全体より低い見込みです。

ごみ処理施設については、全ての焼却施設等及び粗大・資源化施設で耐用年数に達しているものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、令和 8 年度には 2 処分場中 1 処分場で埋立を終了する見込みであることから、新たな処理先の確保が必要です。

生活排水処理については、令和 8 年度の汚水処理率は 9 ブロック中 2 番目に高い見込みです。

し尿処理施設については、遅いものでも令和 2 年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

広域化の推進体制については、ブロック協議会が設立され、広域化に向けた協議が行われています。

(7) 利根沼田ブロック

ごみ処理については、令和 8 年度の排出量原単位は県全体と同程度、再生利用率は 9 ブロック中最も高くなる見込みです。

ごみ処理施設については、みなかみ町資源リサイクルセンターを除き、遅いものでも令和 6 年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、令和 4 年度には 2 処分場中 1 処分場で埋立を終了する見込みであることから、新たな処理先の確保が必要です。

生活排水処理については、令和 8 年度の汚水処理率は県全体より高い見込みです。

し尿処理施設については、遅いものでも令和 7 年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

広域化の推進体制については、具体化されたものではありません。

(8) 太田館林ブロック

ごみ処理については、令和 8 年度の排出量原単位は県全体と同程度、再生利用率は県全体より高い見込みです。

ごみ処理施設については、焼却施設等 2 施設（4 施設廃止）、粗大・資源化施設 1 施設（1 施設廃止）が更新されますが、粗大・資源化施設 2 施設で、令和 6 年度には耐用年数に達するものの、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。

また、最終処分場については、平成 29 年度に館林市一般廃棄物最終処分場の埋立が終了し、めいわクリーンオアシスが新規に設置されますが、他の 1 処分場は、埋立終了時期を見据え、新規計画の検討が必要な時期になっています。

生活排水処理については、令和 8 年度の汚水処理率は県全体より低い見込みです。

し尿処理施設は、大泉町衛生センター及び館林環境センターが既に耐用年数に達していますが、現時点で更新や延命化などの具体的な計画がない状況です。その他のし尿処理施設は更新や延命化が計画されています。

広域化の推進体制については、ブロック協議会が設立され、主な取組は、太田市・千代田町・大泉町・邑楽町と、館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会とに分かれて進められています。

(9) 桐生みどりブロック

ごみ処理については、令和8年度の排出量原単位は9ブロック中2番目に多く、再生利用率は9ブロック中最も低い見込みです。

ごみ処理施設については、桐生市清掃センターごみ焼却施設において延命化が完了し、粗大・資源化施設については、施設の現状分析を実施しており、延命化に向けた計画の作成が行われています。

また、最終処分場については、令和5年度には桐生市清掃センター最終処分場で埋立を終了する見込みであることから、既存の施設の延命化を図りつつ、今後の更新計画について検討されています。

生活排水処理については、令和8年度の汚水処理率は県全体より低い見込みです。

し尿処理施設は1施設に集約されており、延命化を図りながら施設の運転が行われています。

広域化の推進体制については、みどり市が桐生市に一般廃棄物の処理を全面委託しており、既に広域処理が実施されています。

注) 耐用年数に達した施設であっても、点検や修繕等により施設の延命化が図られ稼働しています。

したがって、耐用年数に達していても、現実にその施設が使用に耐えられないということではありません。

第2節 広域化に係る施設整備の要件

(1) 施設使用終了年度、新施設供用開始年度の設定

1) 施設使用終了年度の形式的設定

各ブロックの今後の施設整備状況を想定するため、個々の施設の施設使用終了時期を次のとおり整理しました。

a) 焼却施設等、粗大・資源化施設、し尿処理施設

地域計画、市町村等アンケート結果による施設使用終了年度（これらの記載がない場合は、耐用年数終了年度^{注)}）

注) 耐用年数は、焼却施設等、堆肥化施設（高速堆肥化施設を除く。）及びし尿処理施設は供用開始後 25 年、RDF 施設、高速堆肥化施設、粗大・資源化施設は供用開始後 20 年としました（基幹改良を行った施設については、基幹改良後 15 年）。

b) 最終処分場

① 計画による終了年度

地域計画、市町村等アンケート結果、『群馬県の廃棄物』（平成 28 年 3 月 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課）、設置届出書等に記載されている施設使用終了年度

② 残余容量による終了年度

平成 26 年度における埋立残余年数に達する年度

2) 新施設供用開始年度（延命化無し）

施設集約を一切考慮せず、当該施設は新施設に更新されるとした場合における新施設の供用開始年度です。ただし、新施設の供用開始について具体的な計画がある場合は、その計画による供用開始年度としました。

1) の各既存施設の施設使用終了年度の次年度に、新施設が供用開始されるものとしました。ただし、新施設の供用開始には、その準備期間として検討開始から 10 年以上かかる例が多いため、新施設の検討開始から供用開始までは 10 年間と設定しました。

そのため、現在検討が始まっていない場合は、平成 29 年度から検討を始めるものと仮定して、供用開始は令和 9 年度となるものとして整理しました。

なお、焼却施設等、粗大・資源化施設、し尿処理施設については、1) の施設使用終了年度に達しても、新施設の供用開始までは、使用が延長されるものとし、最終処分場については、計画による終了年度又は残余容量による終了年度に達した場合は、使用を終了するものとして整理しました。

3) 新施設供用開始年度（延命化有り）

2) は、基幹改良による延命化を行わない場合の設定ですが、ストックマネジメントの考えも踏まえ、延命化を行った場合も上記同様に整理しました。

なお、基幹改良については検討開始から改良終了まで 5 年間と設定しました。

(2) 将来施設数の導出

(1) の結果を前提に、次の条件により可能な限り施設を集約するものとして、令和 8 年度及び令和 23 年度の施設数を導出しました。

- ① 施設使用終了年度に達していない施設は廃止しない。
- ② ブロック内の同じ種類の施設について、耐用年数到達時期が同時期の場合はそれらの施設を集約して新規施設を整備する。そうでない場合は、それらの施設の耐用年数到達時期が同時期となるように、耐用年数到達時期が早く到来する方の施設を基幹的設備改良・修繕等により延命化した上で、それら施設を集約して新規施設を整備する。
- ③ 大規模施設（焼却：300t／日以上）で処理を行っている場合は、それ以上の施設集約をせず、現状の枠組みで施設を更新するものとする。
- ④ ブロック内の市町村の合意により施設集約の方向性が決まっている場合は、その合意を尊重する。
- ⑤ ブロック内の統合を行う場合に、1 施設で必要能力に満たない場合で、かつ、③又は④の条件に該当しない場合は、統合する新施設の能力を増やした上で 1 施設に統合するものとする。

第3節 ブロック別施設整備計画

第1項 既存施設及び将来施設整備計画数

(1) 将来施設整備計画数の整理方法

前章では、各ブロックとも焼却施設等、粗大・資源化施設、最終処分場、し尿処理施設の種類毎に1施設集約を前提にブロック区分の評価を行い、県内を9ブロックに区分して広域化に取り組むことが適当であることを示しました。

施設数は、各ブロックで施設種類毎に1施設が理想ですが、施設集約のために耐用年数に達していない施設を廃止することは適当でなく、施設集約の時期は、現実には個々の施設の施設使用終了年度を踏まえる必要があります。

また、施設整備には、検討開始から供用開始まで長期間（約10年）を要します。

そこで、次項では、各ブロックの施設種類別に、個々の施設の施設使用終了年度及び新規施設整備に要する期間を踏まえ、現行の施設に代わる新規施設の供用開始年度を形式的に設定し、その上で計画最終年度である令和8年度と計画の長期展望である令和23年度における適当と考えられる施設集約の状況を、将来施設整備計画数として整理しました。

(2) 将来施設整備計画数の性格

この計画数は、広域化を検討する際の施設集約の基本的方向性として示したもので、広域化に関する検討に際し、施設集約のあり方の主要な候補になるものです。

(3) ブロック別将来施設整備計画数

次項に示す県内9ブロックの一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、既存施設及び将来施設整備計画数を整理した結果を表4-3-1に示します。現状の施設数は合計96施設で、施設の耐用年数を踏まえた使用終了年度や能力面で考えた場合、令和8年度には合計80～86施設、令和23年度には44～48施設に集約されることが可能と見込んでいます。

表 4-3-1 ブロック別既存施設及び将来施設整備計画数

	ブロック区分	焼却施設等	粗大・資源化施設	最終処分場	し尿処理施設	施設数計
既存施設 (H27)	①前橋	3	4	2	2	11
	②渋川	1	2	1	1	5
	③伊勢崎	2	2	2	3	9
	④高崎安中	3	4	2	2	11
	⑤藤岡富岡	5	6	4	4	19
	⑥吾妻	3	2	2	2	9
	⑦利根沼田	4	2	2	2	10
	⑧太田館林	5	3	2	5	15
	⑨桐生みどり	1	2	3	1	7
	9ブロック計(a)	27	27	20	22	96
将来施設 整備計画数 (R8)	①前橋	1~3	4	1	2	8~10
	②渋川	1	2	1	1	5
	③伊勢崎	2	2	1	1~3	6~8
	④高崎安中	2~3	2~3	1	2	7~9
	⑤藤岡富岡	5	6	4	4	19
	⑥吾妻	3	2	2	2	9
	⑦利根沼田	4	2	1	2	9
	⑧太田館林	2	3	2	4	11
	⑨桐生みどり	1	2	2	1	6
	9ブロック計(b)	21~24	25~26	15	19~21	80~86
	統合割合(b/a)	78%~89%	93%~96%	75%	86%~95%	83%~90%
将来施設 整備計画数 (R23)	①前橋	1	1	1	1	4
	②渋川	1	1	1	1	4
	③伊勢崎	1	1	1	1	4
	④高崎安中	2	2	1	2	7
	⑤藤岡富岡	1~2	1~2	1~2	1~2	4~8
	⑥吾妻	1	1	1	1	4
	⑦利根沼田	2	1	1	1	5
	⑧太田館林	2	2	2	2	8
	⑨桐生みどり	1	1	1	1	4
	9ブロック計(c)	12~13	11~12	10~11	11~12	44~48
	統合割合(c/a)	44%~48%	41%~44%	50%~55%	50%~55%	46%~50%

第2項 ブロック別一般廃棄物処理施設整備計画

県内9ブロックの一般廃棄物処理施設整備計画を、第4章第2節に示した要件をもとに、ブロック別に示します。

(1) 前橋ブロック

前橋ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図4-3-1に、施設整備計画を表4-3-2に示します。



図4-3-1 前橋ブロック一般廃棄物処理施設位置図

焼却施設等は、既存3施設のうち1施設で延命化(基幹的設備改良)工事が実施され、他の2施設の延命化については、平成31年度までに検討する方針が示されています。

しかし、焼却施設等以外の施設は、既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、現計画期間（令和8年度まで）においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、既存施設への集約及び延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-2 (1) 前橋ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
①	焼却	前橋市六供清掃工場	405	H3.10	- (H28)			-	R17	3	1	1~ 3*2	1	
②	焼却	前橋市亀泉清掃工場*1	25	S52.12	- (H14)	317.8~ 402.8	268.5~ 365.7	R9	R22					
③	焼却	前橋市大胡クリーンセンター*1	108	H2.4	- (H27)			R9	R22					

- *1. 現時点で耐用年数終了年度に達した②及び③の施設の延命化については、平成 31 年度までに検討する方針が示されています。
- *2. マスタープラン（R8）欄に記載の「1～3」は、令和8年度までに②及び③の施設が廃止され、①の施設に処理が集約される可能性を考慮したものです。

表 4-3-2 (2) 前橋ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
④	粗大・資源	前橋市荻窪清掃工場*1	99	H10.4	- (H30)			R9	R19	4	1	4	1	
④	資源	前橋市荻窪清掃工場 びん選別処理施設*1	18	H4.4	- (H24)	35.4~ 44.6	30.0~ 40.5	R9	R19					
⑤	粗大・資源	前橋市 富士見クリーンステーション	18	H8.4	- (H28)			R9	R19					
⑥	資源	前橋市 ペットボトル選別処理施設	4	H12.9	- (R2)			R9	R19					

- *1. 同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

表 4-3-2 (3) 前橋ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m3]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [m3]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
				計画	残余容量	R8	R23	計画終了 年度見合	残余容量 見合			H26	H20~R15	R8	R23
⑦	最終処分	前橋市最終処分場	383,000	H16.3	H30	R11	139,833~ 261,760	116,067~ 237,920	R9	R12	2	1	1	1	
⑧	最終処分	前橋市富士見最終処分場	59,080	H9.4	R8	R5			-	-					

表 4-3-2 (4) 前橋ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
⑨	し尿	前橋市し尿処理施設 (し尿)*1	33	H10.4	- (R5)	50.9~ 58.0	39.2~ 48.5	R9	R21	2	2	2	1	
⑨	し尿	前橋市し尿処理施設 (浄化槽汚泥)*1	87	S63.3	- (H25)			R9	R19					

- *1. 同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

(2) 渋川ブロック

渋川ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-2 に、施設整備計画を表 4-3-3 に示します。

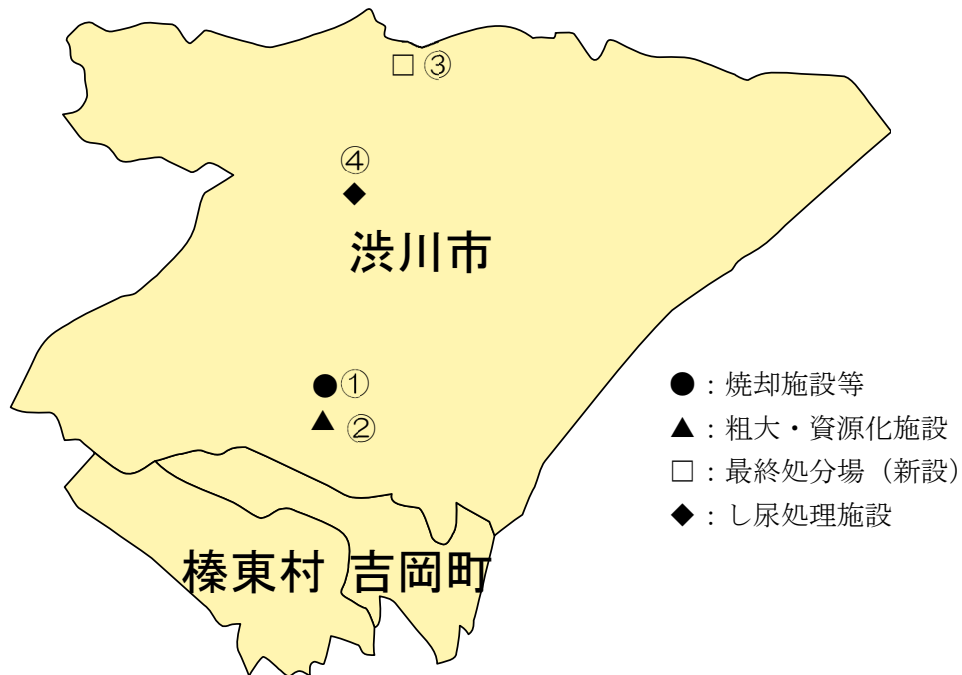


図 4-3-2 渋川ブロック一般廃棄物処理施設位置図

最終処分場以外の施設は、全て既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、現計画期間（令和8年度まで）においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-3 (1) 渋川ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
					H26	H20~R15	R8	R23					
①	焼却	渋川地区広域圏清掃センター	233	H5.4	- (H30)	115.6~ 146.7	96.4~ 131.3	R9	R19	1	1	1	1

表 4-3-3 (2) 渋川ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
					H26	H20~R15	R8	R23					
②	粗大	渋川地区広域圏清掃センター 粗大ごみ処理施設*1	40	H5.4	- (H25)	12.9~ 16.3	10.8~ 14.6	R9	R19	2	1	2	1
②	資源	渋川地区広域圏清掃センター リサイクル施設*1	5	H12.6	- (R2)			R9	R19				

*1. 同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

表 4-3-3 (3) 渋川ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m ³]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [m ³]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン		
				計画	残余容量	R8	R23	計画終了 年度見合	残余容量 見合			R8	R23	
				H26	H20~R15	R8	R23							
	最終 処分	渋川地区広域圏清掃センター 小野上処分場	95,000	H5.3	H25		50,933~ 99,860	41,683~ 89,460	-	-	1	1	1	1
③	最終 処分	渋川地区広域圏清掃センター エコ小野上処分場	70,000	H26	R11	-			-	R12				

表 4-3-3 (4) 渋川ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
					H26	H20~R15	R8	R23					
④	し尿	渋川地区広域圏 環境クリーンセンター	94	S58.10	- (H20)	24.0~ 47.5	17.6~ 30.7	R9	R19	1	1	1	1

(3) 伊勢崎ブロック

伊勢崎ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-3 に、施設整備計画を表 4-3-4 に示します。

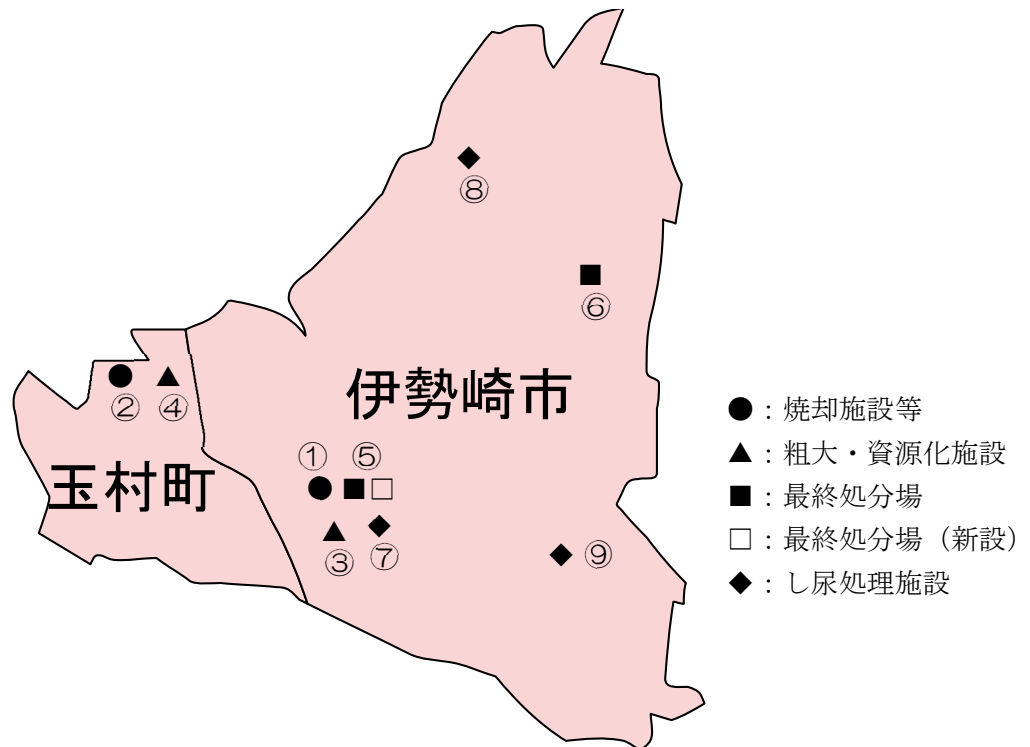


図 4-3-3 伊勢崎ブロック一般廃棄物処理施設位置図

粗大・資源化施設及びし尿処理施設は、既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

また、焼却施設等は、両施設とも延命化工事実施済又は実施中ですが、現計画期間（令和 8 年度まで）においては、耐用年数終了後の新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、現計画期間（令和 8 年度まで）においては、最終処分場を除き、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、既存施設への集約及び延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-4 (1) 伊勢崎ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
					H26	H20~R15	R8	R23					
①	焼却	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21	210	H12.4	- (R7)	229~ 290.3	206.2~ 281	-	R14	2	1	2	1
②	焼却	玉村町クリーンセンター	90	H2.4	- (H27)			-	R10				

表 4-3-4 (2) 伊勢崎ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
					H26	H20~R15	R8	R23					
③	粗大・ 資源	伊勢崎市清掃リサイクル センター21リサイクルプラザ	54	H12.4	- (R2)	25.5~ 32.1	23.1~ 31.2	R9	R19	2	1	2	1
④	資源	玉村町クリーンセンター リサイクルセンター	10	H2.4	- (H22)			R9	R19				

表 4-3-4 (3) 伊勢崎ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m ³]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [m ³]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					計画	残余容量	R8	R23			計画終了 年度見合	残余容量 見合	R8	R23
					H26	H20~R15	R8	R23						
⑤	最終 処分	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場 (第3期)	110,300	H14.4	H31			-		2	1	1	1	
⑥	最終 処分	伊勢崎市あずま 一般廃棄物最終処分場	28,900	H7.10	H30	100,767~ 186,150	89,150~ 179,167	-						
⑤	最終 処分	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場 (第4期)(新)	168,000	H31	R19	-		R20	-					

表 4-3-4 (4) 伊勢崎ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
					H26	H20~R15	R8	R23					
⑦	し尿	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	112	H8.4	- (R3)			R9	R19				
⑧	し尿	伊勢崎市赤堀環境センター	20	H4.11	- (H29)	75.5~ 119.7	12.1~ 64.9	R9	R19	3	1	1~ 3*1	1
⑨	し尿	伊勢崎市境クリーンセンター	50	S60.10	- (H22)			R9	R19				

*1. マスタープラン (R8) 欄に記載の「1~3」は、令和8年度までに⑧及び⑨の施設が廃止され、⑦の施設に処理が集約される可能性を考慮したものです。

(4) 高崎安中ブロック

高崎安中ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-4 に、施設整備計画を表 4-3-5 に示します。

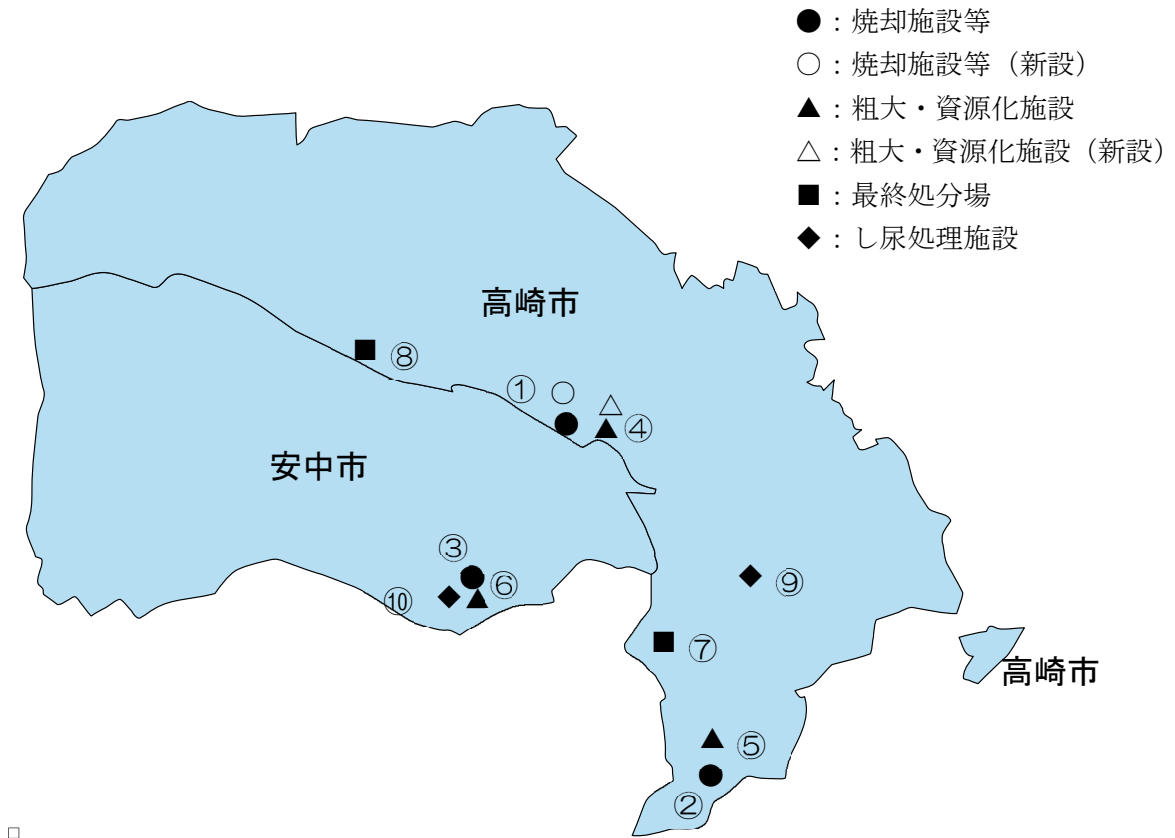


図 4-3-4 高崎安中ブロック一般廃棄物処理施設位置図

各施設とも、既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、現計画期間（令和 8 年度まで）においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、既存施設への集約及び延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-5 (1) 高崎安中ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
①	焼却	高浜クリーンセンター	450	S63.7	R3 廃止予定	395.1~ 500.8	329.9~ 449.1	-	R19	3	2	2~ 3*1	2	
①	焼却	高浜クリーンセンター(新)	480	R4	- (R29)			R4						
②	焼却	吉井クリーンセンター	30	H4.9	- (H29)			R9	R19					
③	焼却	碓氷川クリーンセンター ごみ処理施設	135	H10.4	- (R5)			-	R16					

*1. マスタープラン (R8) 欄に記載の「2~3」は、令和8年度までに②の施設が廃止され、①の施設に処理が集約される可能性を考慮したものです。

表 4-3-5 (2) 高崎安中ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
④	粗大	高浜クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	55	S63.12	R3 廃止予定	44.1~ 55.5	36.8~ 49.7	-	R19	4	2	2~ 3*1	2	
④	資源	高浜クリーンセンター リサイクルセンター	69	H10.4	R3 廃止予定			-	R19					
④	粗大 資源	高浜クリーンセンター (粗大資源)(新)	70	R4	- (R24)			R4						
⑤	粗大	吉井クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	6	H4.9	- (H24)			R9	R19					
⑥	粗大	碓氷川クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	20	H10.4	- (H30)			-	R16					

*1. マスタープラン (R8) 欄に記載の「2~3」は、令和8年度までに⑤の施設が廃止され、④の施設に処理が集約される可能性を考慮したものです。

表 4-3-5 (3) 高崎安中ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m3]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [m ³]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
				計画	残余容量	R8	R23	計画終了 年度見合	残余容量 見合			H26	H20~R15	R8	R23
⑦	最終 処分	高崎市一般廃棄物最終処分場	940,000	S50.1	H30	R4	173,883~ 433,200	142,583~ 388,820	R9	R9	2	2	1	1	
⑧	最終 処分	高崎市一般廃棄物様名最終処分場 (様名エコパーク)	438,000	H13.4	R5	R9	R9	R10							

表 4-3-5 (4) 高崎安中ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
⑨	し尿	城南クリーンセンター	174	H5.4	- (H30)	121.9~ 173.8	62.0~ 112.9	R9	R19	2	1~2	2	2	
⑩	し尿	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設	90	H4.4	- (H29)	-	R12							

(5) 藤岡富岡ブロック

藤岡富岡ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-5 に、施設整備計画を表 4-3-6 に示します。

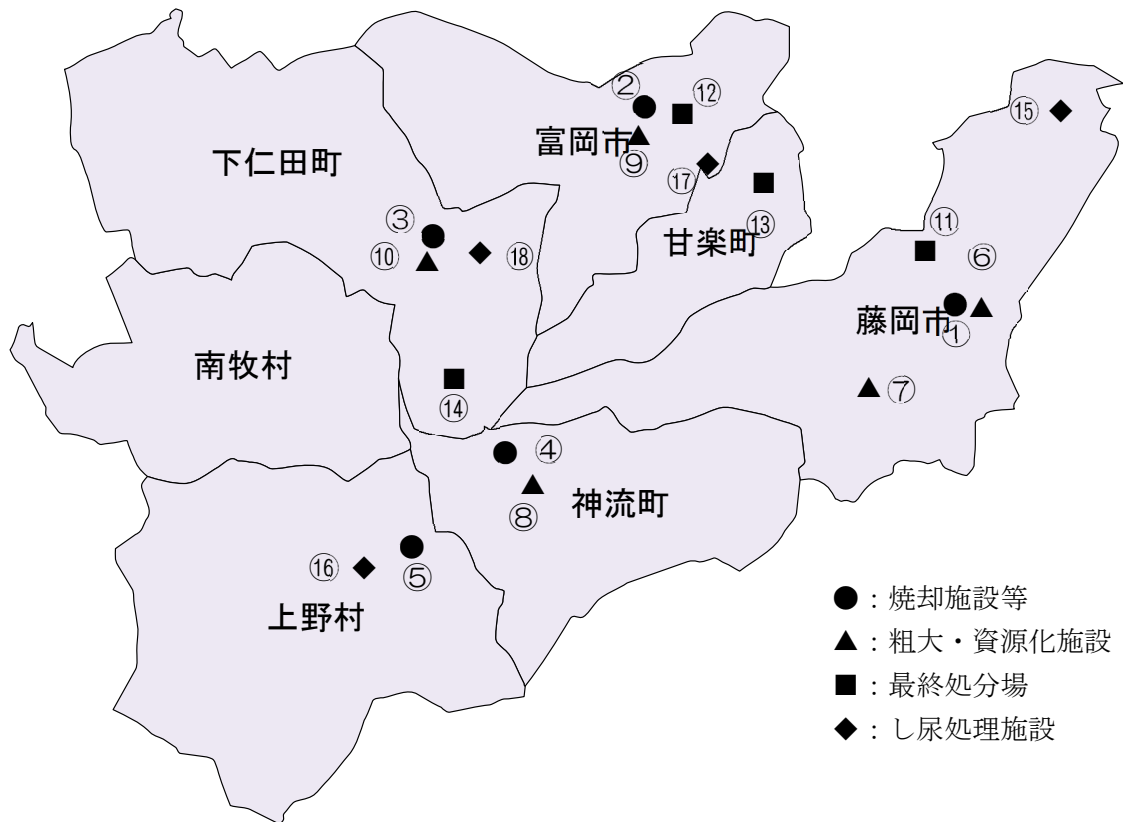


図 4-3-5 藤岡富岡ブロック一般廃棄物処理施設位置図

最終処分場以外の施設は、焼却施設等の一部を除き、既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、現計画期間（令和 8 年度まで）においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-6 (1) 藤岡富岡ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
①	焼却	藤岡市清掃センター	120	S62.2	-	-	R12	-	-	-	-	-		
②	焼却	富岡市清掃センター	113	H5.2	-	-	R9	R19	-	-	-	-		
③	焼却	甘楽西部環境衛生施設組合 清掃センター	15	S61.4	-	129.8~ 164.5	105.2~ 143.3	R9	R10	5	1~2	5	1~ 2*1	
④	RDF	神流町クリーンセンター	6	H11.5	(R1)	-	-	R9	R19	-	-	-	-	
⑤	堆肥	上野村堆肥センター	14	H11.4	(R6)	-	-	R9	R22	-	-	-	-	

*1. マスタープラン(R23)欄に記載の「1~2」は、平成26年1月に設立されたブロック協議会において、広域化については、多野藤岡地域と富岡甘楽地域で各々検討していくことを基本とする合意がなされたことを考慮したものです。

表 4-3-6 (2) 藤岡富岡ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
⑥	粗大	藤岡市清掃センター 粗大ごみ破砕施設*1	40	S61.2	-	-	R12	-	-	-	-	-		
⑥	資源	藤岡市清掃センター 飲料容器再資源化施設*1	12	H9.9	-	-	R12	-	-	-	-	-		
⑦	粗大・ 資源	鬼石資源化センター (リサイクルプラザ)	5	H11.4	-	14.4~ 18.2	11.7~ 15.8	R9	R19	6	1~2	6	1~ 2*2	
⑧	粗大・ 資源	神流町リサイクルセンター	6	H13.4	(R3)	-	-	R9	R19	-	-	-	-	
⑨	粗大・ 資源	富岡市資源化センター	33	H14.4	(R4)	-	-	R9	R20	-	-	-	-	
⑩	粗大・ 資源	甘楽西部環境衛生施設組合 リサイクルセンター	5	H15.3	(R5)	-	-	R9	R21	-	-	-	-	

*1. 同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

*2. 表 4-3-6(1)の*1に同じ。

表 4-3-6 (3) 藤岡富岡ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m3]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [m3]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
				計画	残余容量	R8	R23	計画終了 年度見合	残余容量 見合			H26	H20~R15	R8	R23
⑪	最終 処分	緑笹クリーンセンター	H11.4	R5	R19	-	-	R9	R20	-	-	-	-		
⑫	最終 処分	富岡市一般廃棄物最終処分場 (上高尾)	H18.1	R24 以降	R24 以降	57,117~ 105,433	45,433~ 91,400	-	R24 以降	4	1	4	1~ 2*1		
⑬	最終 処分	甘楽町一般廃棄物最終処分場 (白倉)	H11.4	R10	R24 以降	-	-	R11	R24 以降	-	-	-	-		
⑭	最終 処分	甘楽西部環境衛生施設組合 クリーンポケット	H13.12	R7	R23	-	-	R9	R24 以降	-	-	-	-		

*1. 表 4-3-6(1)の*1に同じ。

表 4-3-6 (4) 藤岡富岡ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
⑮	し尿	岡之郷クリーンセンター	38	S40.4	H20休止	86.9~ 111.0	61.9~ 88.4	-	-	4	1	4	1~ 2*1	
			45	S47.10	(H9)			R9	R19					
			90	S57.4	(H19)			R9	R22					
⑯	し尿	上野村未利用資源活用施設	8	H11.7	(R6)			R9	R19					
⑰	し尿	富岡甘楽衛生施設組合 衛生管理センター	75	S53.5	(H15)			R9	R19					
⑱	し尿	下仁田南牧クリーンセンター	29	H7.11	(R2)			R9	R19					

*1. 表 4-3-6(1)の*1に同じ。

(6) 吾妻ブロック

吾妻ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-6 に、施設整備計画を表 4-3-7 に示します。

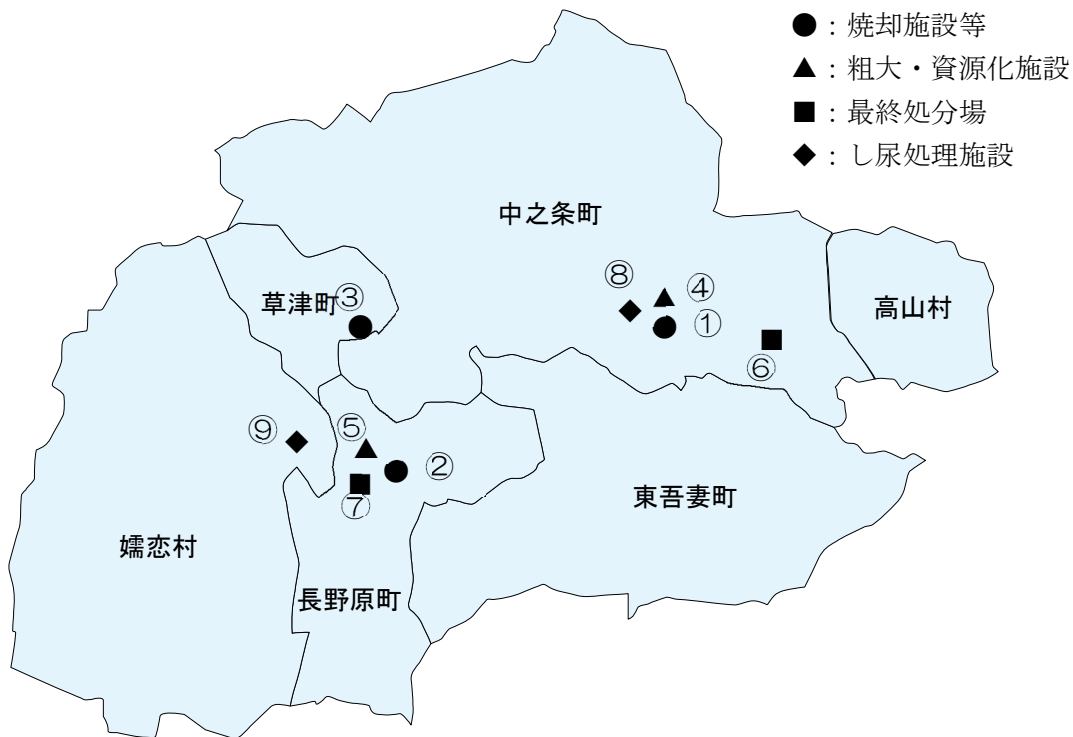


図 4-3-6 吾妻ブロック一般廃棄物処理施設位置図

一部の最終処分場を除き、既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、現計画期間（令和 8 年度まで）においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-7 (1) 吾妻ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
						R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
①	焼却	吾妻東部衛生センター 可燃ごみ処理施設	50	H2.4	- (H27)			R9	R19	3	1~2	3	1		
②	焼却	西吾妻環境衛生センター	40	H3.4	- (H28)	57.5~ 72.9	43.5~ 59.2	R9	R19						
③	焼却	草津町クリーンセンター	40	H3.4	- (H28)			R9	R19						

表 4-3-7 (2) 吾妻ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
						R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
④	資源	吾妻東部衛生センター 粗大ごみ処理施設	20	H4.12	- (H24)	6.4~8.1	4.9~6.5	R9	R19	2	1~2	2	1		
⑤	粗大・ 資源	西吾妻環境衛生センター 粗大ごみ・不燃ごみ処理施設	24	H6.4	- (H26)			R9	R19						

表 4-3-7 (3) 吾妻ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m3]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [m3]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
						R8	R23	計画終了 年度見合	残余容量 見合			H26	H20~R15	R8	R23
⑥	最終 処分	吾妻東部衛生センター 一般廃棄物最終処分場	27,000	H20.4	R4	R8	25,300~ 51,880	18,783~ 42,140	R9	R9	2	1	2	1	
⑦	最終 処分	西吾妻環境衛生施設組合 与喜屋理立地	102,330	H8.4	H27	R24 以降			R9	R24 以降					

表 4-3-7 (4) 吾妻ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
						R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
⑧	し尿	吾妻東部衛生センター し尿処理施設	62	H7.4	- (R2)	26.4~ 33.8	19.8~ 26.3	R9	R19	2	1~2	2	1		
⑨	し尿	西吾妻衛生センター	40	S58.3	- (H20)			R9	R19						

(7) 利根沼田ブロック

利根沼田ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-7 に、施設整備計画を表 4-3-8 に示します。

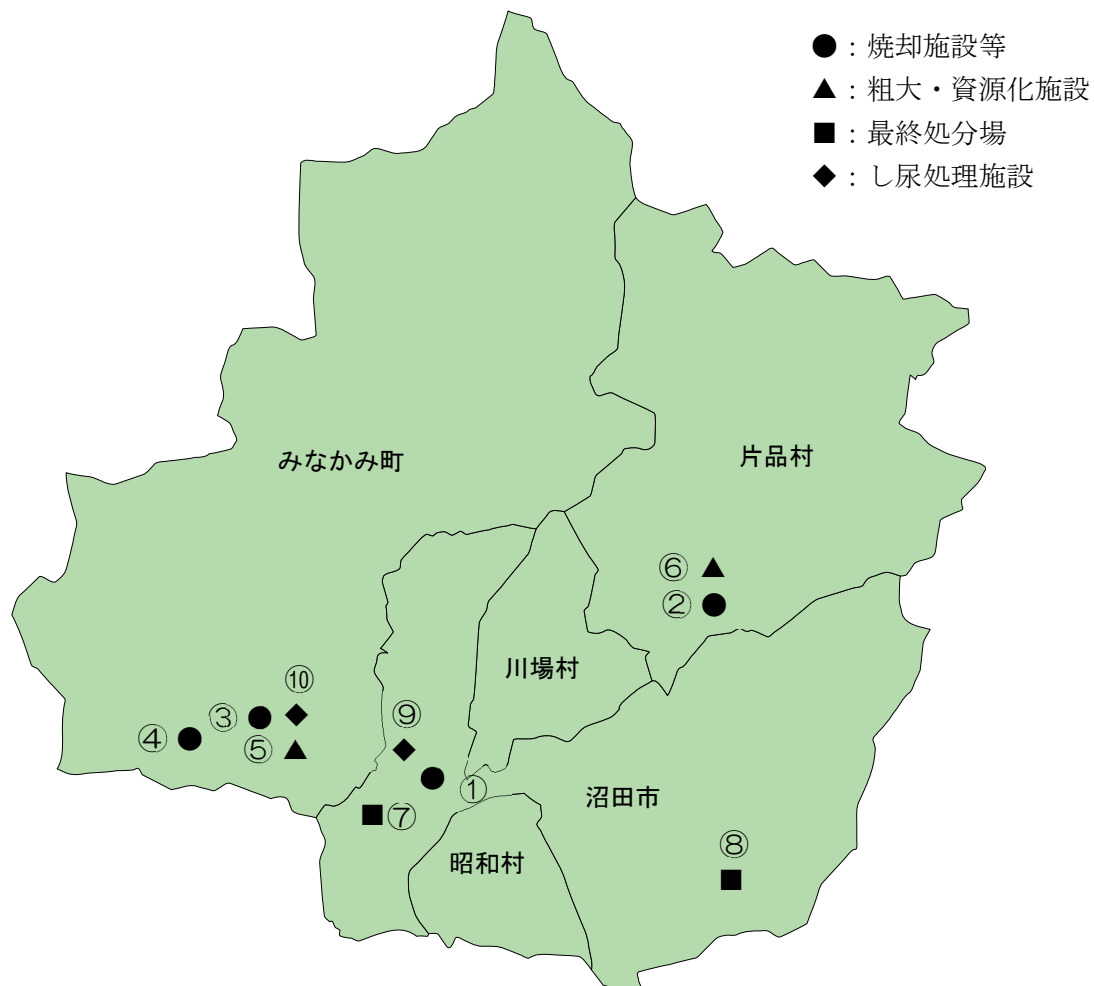


図 4-3-7 利根沼田ブロック一般廃棄物処理施設位置図

一部の焼却施設等(堆肥化施設)を除き、既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、現計画期間(令和8年度まで)においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-8 (1) 利根沼田ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
①	焼却	沼田市外二箇村清掃工場	S49.1	- (H11)	75.0~ 95.0	59.2~ 80.5	R9	R19	4	1~2	4	2		
②	焼却	尾瀬クリーンセンター	H11.4	(R6)			R9	R22						
③	RDF	奥利根アメニティパーク 固形燃料利用施設	H10.4	(H30)			R9	R19						
④	堆肥	みなかみ町 資源リサイクルセンター	H16.11	(R11)			R12	R24 以降						

表 4-3-8 (2) 利根沼田ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
⑤	資源	奥利根アメニティパーク リサイクルプラザ	H10.4	- (H30)	8.4~10.5	6.5~9.0	R9	R19	2	2	2	1		
⑥	資源	尾瀬クリーンセンター	H11.4	(H31)			R9	R19						

表 4-3-8 (3) 利根沼田ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m ³]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [m ³]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
				計画	残余容量	R8	R23	計画終了 年度見合	残余容量 見合			H26	H20~R15	R8	R23
⑦	最終 処分	沼田市一般廃棄物最終処分場 (上川田)	H2.8	R2	R4	33,000~ 60,950	25,567~ 51,367	R9	R9	2	2	1	1		
⑧	最終 処分	尾瀬クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	H12.4	R9	R13			R10	R14						

表 4-3-8 (4) 利根沼田ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン			
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			H26	H20~R15	R8	R23
⑨	し尿	沼田市外二箇村衛生センター	H9.4	(R4)	29.5~ 40.9	16.1~ 27.3	R9	R19	2	1~2	2	1		
⑩	し尿	奥利根アメニティパーク し尿処理施設	H12.7	(R7)			R9	R23						

(8) 太田館林ブロック

太田館林ブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-8 に、施設整備計画を表 4-3-9 に示します。

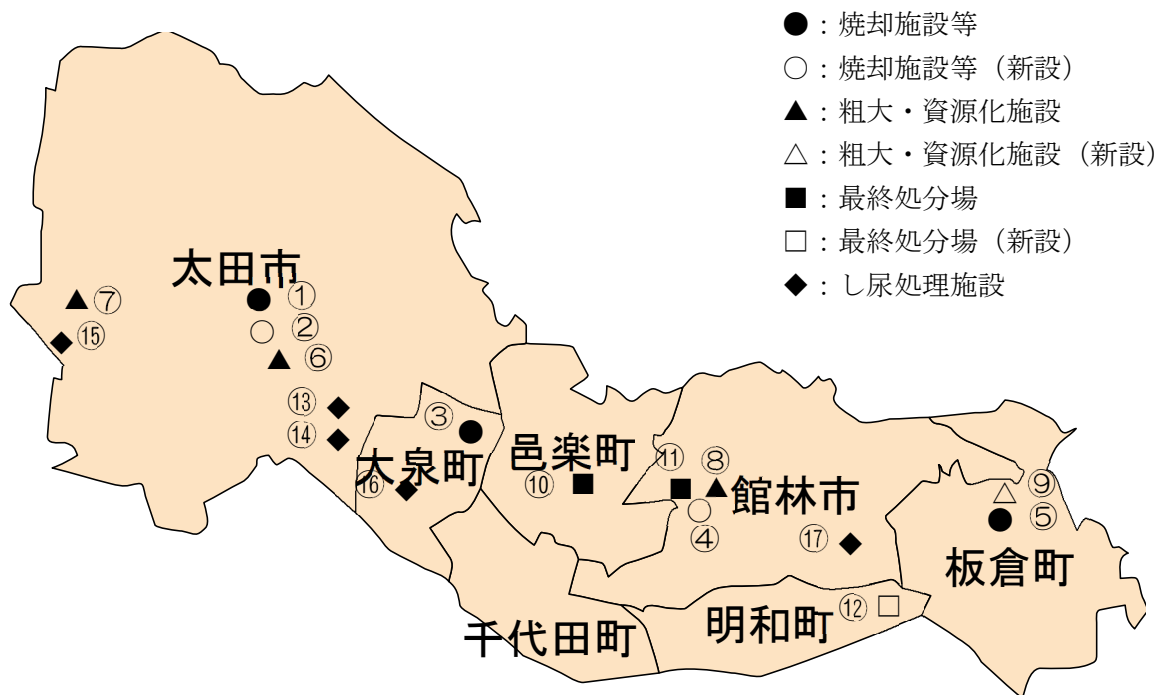


図 4-3-8 太田館林ブロック一般廃棄物処理施設位置図

し尿処理施設を除き、広域化が進んでいます。

し尿処理施設は、既に耐用年数に達しているか、又は近々施設使用終了年度に達するため、施設の状態により延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、し尿処理施設については、現計画期間（令和8年度まで）においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、既存施設への集約及び延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-9 (1) 太田館林ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設 H26	旧マスター プラン H20~R15	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
①	焼却	太田市清掃センター第3号焼却炉	150	H9.4	R3廃止予定	385~ 487.9	338.4~ 460.6	-	R24 以降	5	1~2	2	2
①	焼却	太田市清掃センター第4号焼却炉	170	H4.1	R3廃止予定			-	R24 以降				
②	焼却	太田市外三町広域清掃組合 熱回収施設(新)	330	R3	- (R28)			R3					
③	焼却	大泉町外二町清掃センター	195	H4.1	R3廃止予定			-	-				
④	焼却	館林市清掃センター	100	S61.8	H28廃止予定			-	R23				
④	焼却	館林衛生施設組合 たてばやしクリーンセンター(新)	100	H29	- (R24)			H29					
⑤	RDF	板倉町資源化センター (ごみ固形燃料化施設)	20	H9.4	H29廃止予定			-	-				
⑤	堆肥	板倉町高速堆肥化施設 (高速堆肥化施設)	3	H9.4	H29廃止予定			-	-				

表 4-3-9 (2) 太田館林ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設 H26	旧マスター プラン H20~R15	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
⑥	資源	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	73	H16.4	- (R6)	43.0~ 54.0	37.9~ 51.1	R9	R22	3	2	3	2
⑦	資源	太田市新田 緑のリサイクルセンター	5	H16.10	- (R6)			R9	R22				
⑧	粗大	館林市清掃センター 粗大ごみ処理施設	26	S63.4	H28廃止予定			-	-				
⑨	粗大 資源	館林衛生施設組合 いわくらリサイクルセンター(新)	5	H29	- (R19)			H29					

表 4-3-9 (3) 太田館林ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m ³]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [m ³]		新規供用開始年度		既存 施設 H26	旧マスター プラン H20~R15	マスタープラン				
					計画	残余容量	R8	R23			計画終了 年度見合	残余容量 見合	R8	R23	
⑩	最終 処分	大泉町外二町環境衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	150,000	H9.4	R3	R12	169,433~ 312,817	146,317~ 293,733	R9	R13	2	1~2	2	2	
⑪	最終 処分	館林市一般廃棄物最終処分場	80,000	H5.5	H29	-			-	-					-
⑫	最終 処分	館林衛生施設組合 めいわクリーンオアシス(新)	19,000	H29.12	R13	-			-	R14					-

表 4-3-9 (4) 太田館林ブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設 H26	旧マスター プラン H20~R15	マスタープラン		
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23	
⑬	し尿	太田市第一クリーンセンター	100	S59.8	- (H21)	141.5~ 214.1	65.0~ 152.0	-	R14	5	2~3	4	2
⑭	し尿	太田市第二クリーンセンター	120	H7.3	- (R2)			-	R14				
⑮	し尿	太田市新田クリーンセンター	46	H3.4	H29廃止予定			-	-				
⑯	し尿	大泉町衛生センター	80	S55.4	- (H17)			R9	R19				
⑰	し尿	館林環境センター	100	H2.10	- (H27)			-	R19				

(9) 桐生みどりブロック

桐生みどりブロックにおける一般廃棄物処理施設の施設位置を図 4-3-9 に、施設整備計画を表 4-3-10 に示します。

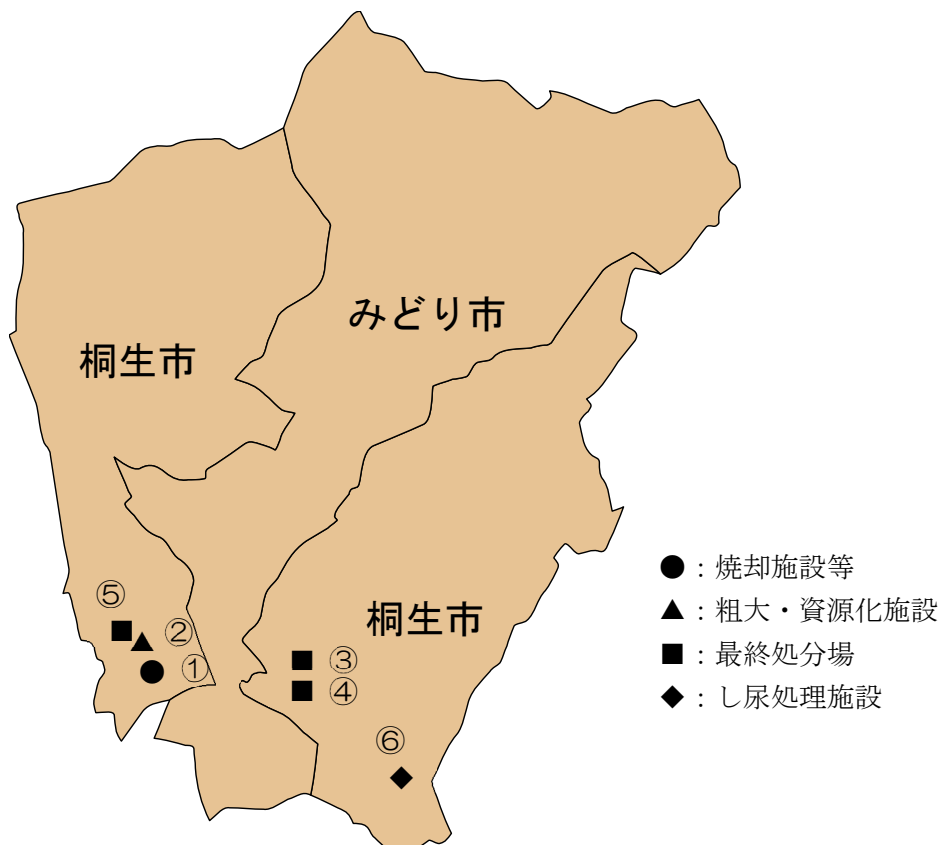


図 4-3-9 桐生みどりブロック一般廃棄物処理施設位置図

最終処分場を除き、広域化が進んでいます。

最終処分場は、いずれも埋立終了計画年度に近く、また残余年数も少ないため、延命化又は新規施設整備を検討する必要があります。

そのため、最終処分場については、現計画期間（令和 8 年度まで）においては、延命化又は新規施設整備の準備期間も考慮し、延命化も含め、施設整備の検討に取り組むことが重要です。

表 4-3-10 (1) 桐生みどりブロック一般廃棄物処理施設整備計画（焼却施設等）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン	
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23
					H26		H20~R15	R8			R23	
① 焼却	桐生市清掃センター ごみ焼却施設	450	H8.7	- (R3)	165.5~ 209.6	128.6~ 175.2	-	R14	1	1	1	1

表 4-3-10 (2) 桐生みどりブロック一般廃棄物処理施設整備計画（粗大・資源化施設）

施設種類	施設名	施設規模 [t/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [t/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン	
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23
					H26		H20~R15	R8			R23	
② 粗大	桐生市清掃センター 粗大ごみ処理施設*1	80	H8.3	- (H28)	18.6~ 23.3	14.3~ 19.5	R9	R19	2	1	1	1
② 資源	桐生市清掃センター リサイクルセンター*1	2	H12.4	- (R2)			R9	R19				

*1. 同一敷地内で同一管理者のもと設置・稼働しているため、事実上集約されています。

表 4-3-10 (3) 桐生みどりブロック一般廃棄物処理施設整備計画（最終処分場）

施設種類	施設名	施設規模 [m3]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)		施設必要能力 [m ³]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン	
				計画	残余容量	R8	R23	計画終了 年度見合	残余容量 見合			R8	R23
				H26		H20~R15	R8	R23					
③ 最終 処分	桐生市一般廃棄物最終処分場	126,387	S61.5	H31	R24 以降			R9	R24 以降				
④ 最終 処分	桐生市汚泥最終処分場	25,678	H5.11	H28	R14	72,833~ 161,240	55,600~ 134,860	R9	R15	3	1	2	1
⑤ 最終 処分	桐生市清掃センター最終処分場	308,600	H10.1	R5	R5			R9	R9				

表 4-3-10 (4) 桐生みどりブロック一般廃棄物処理施設整備計画（し尿処理施設）

施設種類	施設名	施設規模 [kL/日]	供用開始	施設使用終了年度 (耐用年数 終了年度)	施設必要能力 [kL/日]		新規供用開始年度		既存 施設	旧マスター プラン	マスタープラン	
					R8	R23	既存 延命化 なし	既存 延命化 あり			R8	R23
					H26		H20~R15	R8			R23	
⑥ し尿	桐生市境野水処理センター	195	H14.4	- (R9)	22.1~ 53.4	21.8~ 52.9	R10	R24 以降	1	1	1	1

第5章 広域化の推進方法（平成29年度～令和8年度）

第1節 広域化を推進するために

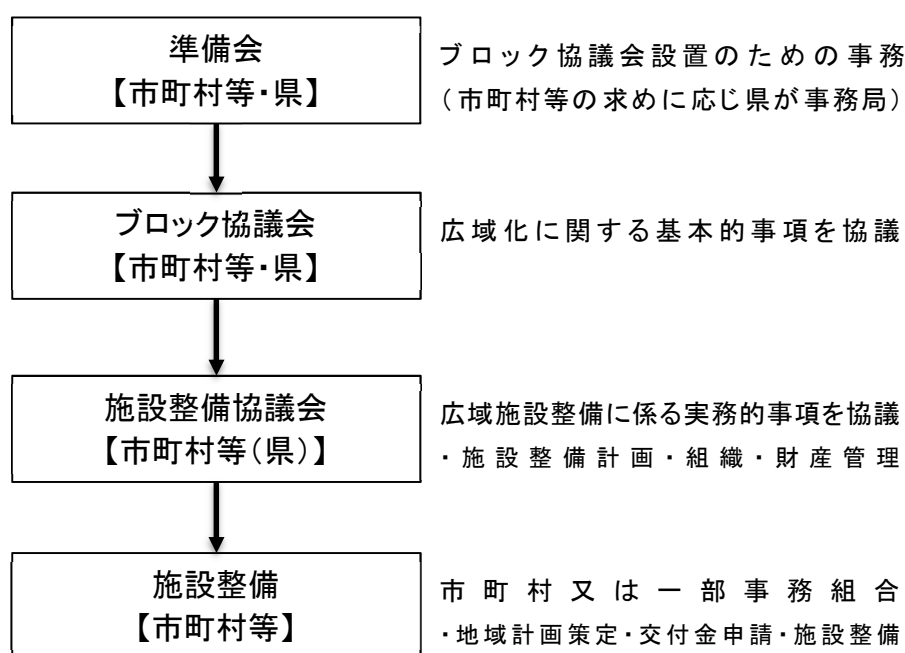
第1項 広域化推進体制の構築

広域ブロックによる処理を推進するには、「構成市町村が主体となって市町村ブロック会議を設置・運営し、それぞれのブロックにおける各種廃棄物処理施設の配置、過渡期のごみ処理等について検討する（厚生省通知）」が必要になります。

そこで、第3章及び第4章で設定した広域ブロックごとに広域化を推進する実施主体として「ブロック協議会」を設置します。

設置したブロック協議会において、構成市町村の実情や施設整備計画に合わせ、長期的かつ総合的な視点に立った広域化推進計画を策定します。計画策定に当たっては、構成市町村における既存施設の施設使用終了年度を考慮するとともに、既存の計画との調整を図るものとします。

また、一般廃棄物については、市町村が収集・運搬・処分する役割を担っていますが、国の基本方針（第2項で後述）に従い、必要に応じて県が支援を行います。



注) 市町村等：市町村、一部事務組合

図 5-1-1 広域化の推進手順と各主体の関係

第2項 広域化に関連する方針等

(1) 国（環境省）による基本方針等

廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理は市町村の義務とされる一方、都道府県は、市町村に対し、必要な技術的援助を与えることに努めることとされています。また、国の基本方針でも、広域化を進める際の都道府県の役割として、「他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること」とされています。

さらに、廃棄物処理施設整備計画では、市町村の厳しい財政状況等による老朽化した廃棄物処理施設の増加、大規模災害時等に備えた一般廃棄物処理システムの強靱化の必要性、人口の減少及び3Rの推進に伴う一般廃棄物の発生量の減少等の状況を踏まえ、市町村単位のみならず広域圏での処理体制を築いておく必要性が挙げられています。

(2) 国（総務省）による一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成28年3月 総務省）」では、厚生省通知以降、広域化及び技術の進展によりダイオキシン類の排出削減に一定の成果はみられたとする一方、人口の減少やごみ排出量の減少など、社会情勢の変化により広域化の目的が変化しており、いまだ施設の広域化・集約化を進める余地はあるとしています。

(3) 第二次群馬県循環型社会づくり推進計画（循環計画）

循環計画では、廃棄物の適正処理と資源の循環的な利用による持続可能な循環型社会づくりに向けて、今後取り組むべき課題として廃棄物の適正処理と広域化をあげています。

市町村における一般廃棄物処理施設のうち、特に焼却施設等は、老朽化が進んでおり、更新の時期を迎えています。更新等には多額の費用を要し、人口減少やごみ排出量の減少のもと、処理施設の効率的な稼働を確保するためには、ごみ処理の広域化を計画的に推進することが必要です。

最終処分場についても、市町村単位での設置は難しいケースも予想されることから、3Rの取組を徹底することで処理量を減らして処理施設数を減らし、その上で最後の受け皿として、市町村単位を越え、広域的に最終処分場を整備する必要があります。

(4) 群馬県污水処理計画

県污水処理計画では、污水処理事業を経済的・効率的に推進するために、污水処理施設の特性や地形、集落の形成状況など地域の実情を踏まえ、各地域に最もふさわしい污水処理施設を定めています。

計画の見直しでは、市街化の状況や人口減少を踏まえ、下水道や農業集落排水で計画されている区域の全部又は一部を合併処理浄化槽へ変更する「下水道等と浄化槽のベストミックス」の推進や污水処理施設の統廃合の推進について示されています。

第2節 広域化の推進体制

第1項 ブロック協議会の設立準備会の設置

広域ブロックによる処理推進に向けたブロック協議会の設置準備のため、「ブロック協議会設立準備会」（以下「準備会」という。）を設置します。

設置の提起は、市町村又は県のいずれでもよく、ブロック内の全市町村で構成することが望まれます。

また、事務局は、一般廃棄物処理の主体である市町村が担うことが適当ですが、諸事情により困難な場合は、県が担うこともできます。事務局において、ブロック協議会の体制案や規約案を作成します。

第2項 ブロック協議会の設置

広域ブロックの構成市町村等は、広域化計画の策定主体及び実施段階における調整主体として、ブロック協議会を設置します。

(1) ブロック協議会の参加者

ブロック協議会の参加者は、市町村の一般廃棄物処理担当部局及び一般廃棄物処理の事務を所管する一部事務組合の担当部局の部課長です。一部事務組合等が一般廃棄物処理を所管する場合であっても、原則として、その構成市町村はブロック協議会に参加します。

なお、必要に応じて、県の担当職員が参加します。

(2) ブロック協議会の設立

準備会で作成したブロック協議会規約案の協議・決定や会長及び副会長の選任を行います。

また、会議における議題及びスケジュール等を決定します。

(3) ブロック協議会の協議内容等

1) 協議事項

ブロックにおける広域化に関する基本的な事項を協議・決定します。

主な協議事項は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 処理広域化の基本方針
(基本方針について協議するための各種施設整備案の検討整理も含む。) |
|--|

2) 意見交換事項

主な意見交換事項は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 整備する施設に係る処理対象地域・ 施設整備の目標年次・ 整備する施設の種類、規模及び内容 |
|--|

3) 施設整備協議会の設立準備

広域施設の整備に係る実務的事項について協議する施設整備協議会の設置に向けた協議を行います。

(4) ブロック協議会における各主体の役割・責務

ブロック協議会においては、市町村等や県の役割及び責務のほか、それらを果たすための施策を明確化し、広域化実現のための体制を構築する必要があります。

各主体の役割及び責務は、次のとおりです。

1) 市町村等

- ・ブロック協議会の開催
- ・各市町村が策定している一般廃棄物処理基本計画の見直し
- ・市町村間の強固な連携・協力体制の確立

2) 県

- ・適正かつ効率的な廃棄物処理が行われるための技術的援助
- ・新たな知見の収集、市町村等への情報提供
- ・広域施設整備等に当たって国に対する財政支援拡充の働きかけ
- ・各ブロックの進捗状況の把握
- ・ブロック会議に出席し、国や県の施策に関する情報を提供
- ・広域ブロック間の調整事項が生じた場合の調整（合同ブロック会議開催など）

第3項 施設整備協議会の設置

ブロック協議会で決定した広域化に関する基本的事項に沿って、具体的な施設整備について協議するための組織等を設置します。

(1) 施設整備協議会の参加者

協議会の参加者は、市町村の一般廃棄物処理担当部局、一般廃棄物処理の事務を所管する一部事務組合の担当部局です。

なお、必要に応じて、県の担当職員が参加します。

(2) 施設整備協議会の設立

ブロック協議会で作成した施設整備協議会規約案の協議・決定や会長及び副会長の選任を行います。

また、会議における議題及びスケジュールを決定します。

(3) 施設整備協議会の協議内容等

広域施設整備に係る実務的事項を協議・決定します。

主な協議事項は、次のとおりです。

- ・ 広域施設整備に向けた作業計画
- ・ 広域施設の整備主体（組織）
- ・ 財政計画、財産管理
- ・ 事業スケジュール（候補地選定、各種調査・計画・設計、整備工事等）

第4項 循環型社会形成推進地域計画の策定等

施設整備協議会において協議・決定された内容に基づき、循環型社会形成推進地域計画を策定するほか、各種調査（測量、地質調査等）、計画（施設整備スケジュール）、設計（基本設計、実施設計）等を実施します。

第6章 その他

引用文献

- 文献1) 群馬県ごみ処理施設適正化計画（群馬県、平成11年3月）
- 文献2) 第二次群馬県循環型社会づくり推進計画（群馬県、平成28年3月）
- 文献3) 平成19年度～平成26年度 一般廃棄物実態調査結果（環境省、群馬県）
- 文献4) 平成26年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院、平成27年3月6日）
- 文献5) パンフレット「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」（群馬県県土整備部道路整備課、平成27年3月）
- 文献6) 平成26年度版 群馬県森林林業統計書（群馬県環境森林部、平成26年12月）
- 文献7) 第61回群馬県統計年鑑（平成27年刊行）「11 事業所-業種別商店数・従業者数（平成24年2月1日現在）」（群馬県統計課、平成27年4月1日）
- 文献8) 平成22年国勢調査-産業等基本集計（労働力状態, 就業者の産業など）（総務省統計局、平成23年10月26日）
- 文献9) 平成26年度群馬県観光客数・消費額調査（推計）結果（市町村別観光入込客数推移）（群馬県、平成27年4月1日）
- 文献10) メタンガス化（生ごみメタン）施設整備マニュアル（環境省、平成20年1月）
- 文献11) エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成26年3月）
- 文献12) 廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針（環境省、平成24年3月）
- 文献13) 平成27年度学校基本調査より市町村別集計-学校調査（小学校学年別児童数・中学校学年別生徒数）（文部科学省、平成27年12月）
- 文献14) 平成27年度公立学校施設実態調査より小中学校校舎等の1校・1学級・1人当たり保有面積等（文部科学省、平成27年12月）
- 文献15) 非住宅建築物の環境関連データベース（一般社団法人日本サステイナブル建築協会）